

一九二二年二月から二四年秋迄ニールジノゾゴロド縣共產黨支部書記、一九二二年第十二回大會以後共產黨中央委員に選出され、一九二四年八月中央委員會組織部員、同九月モスクワ黨務委員會書記となり今日に至る。

【ウハーノフ】(コンスタンチン・ワシリエウイチ)

共産黨中央委員、電氣トラスト會長、一八九一年生。カザンに生る、労働者出身。初等教育を受けたのみで十歳にして工場の徒弟に入り、旋盤職を習得、所々の工場を轉々す。青年時代から革命に志し、一九〇七年ボリシエウイキ黨へ加入、一九一五年モスクワへ移り、其間労働組合、協同組合、黨務機關内に活動、三月革命後モスクワ・ソヴェト代議員に選出、一九二二年迄黨務並にソヴェト機關の要職にあつたが、新經濟政策後産業經濟方面へ轉じ、諸工場支配人に歴任現職に至る。

【ウラチミルスキー】(エム・エフ)一八七四年生。

一八九五年以來モスクワ社會民主黨團體に加はり捕はれて追放處分を受けたが、再びモスクワに歸り同黨幹部の地位を占め活動、ボリシエウイキ派の重要任務につき、一九〇五年十二月にはモスクワ委員會委員として、武裝一揆を指導したが、官憲の嚴重な取締りのため餘儀なく外國へ亡命

し一九一七年秋歸國十一月革命にはボリシエウイキモスクワ委員會委員として奮闘し、革命後モスクワ市ソヴェトの事業に携はり、後内務人民委員長代理として數年間任務に當つた。

【ウリヤーノフ】(アレクサンデル・イリイチ)

一八六六年一八八七年。レニンの兄、中學生時代より革命運動に加はり、初め自然科學を學び、次で社會經濟學に移り彼が筆寫して残したマルクスの「資本論」第一卷は其の死後、レニンへのかたみとなつた。メテルブルグ大學に入り學生の間に秘密結社を組織し、一八八六年十一月の大示威運動に加り、翌一八八七年人民の意志團の計畫せるアレクサンデル三世暗殺事件の主動者として捕はれ同年五月八日同志と共に絞首さる。

【ウリヤノフ女史】(マリヤ・イリニチナ)

ブラウダ紙編輯局秘書長、レニンの妹、一八七八年生。巴里大學に學ぶ。最初よりのボリシエウイキ、一八九〇年代から革命運動に携はり、數回拘禁追放された事あり。一九一七年三月以來引續きブラウダ紙編輯局秘書をつとめ、傍ら共産黨中央委員會並にモスクワ委員會の婦人部員として活動す。

【ウルイワエフ】(エム・ゲイ)

共産黨中央委員候補者、一八九七年生。

金屋工出身、一九一七年入黨、サロメンスキー機械工場長

【ウンシリフト】(ヨシフ・スタニスラオウイチ)

革命軍事會議副議長、一八七九年生。

波蘭の小商人の家庭に生れ、高等工業學校を卒業、一九〇〇年社會民主労働黨に入黨。職業的的革命家としてポーランド、リトヴィヤ兩國で活動し、之れがため、一九〇二、一九〇四、一九〇五、一九〇七、一九〇九、一九一三年に投獄追放處分を受く。最後に一九一六年東部西比利亞へ追放され三月革命により釋放さる。一九一七年四月レニングラードに來り同黨務機關の要職に就き、十一月革命には拔群の働きをなす。十一月革命後内務人民委員部參與となり、一九一九年西部戦線へ派遣され白ロシア並にリトヴィヤ兩國の軍事人民委員長として戦ひに參畫市民戦の終る迄戦線にあり。一九二一年から一九二三年末迄國家保安部長代理を勤め、一九二三年末革命軍事會議委員、一九二六年現職に轉ず。ソヴェト聯邦中央執行委員會には最初から引續き選出され、又共産黨中央統制委員を兼ねてゐる。

# エ

## 【エセーニン】(エス)

一八九五年—一九二五年。リヤザン縣の農民出身の有名な農民詩人。その作品はロシア農民のイデオロギーを反映するものとして知られた。自殺して終る。

## 【エニケエフ】(エス、エム)一八八五年生。

タタール共和国人民委員會議長、全露中央執行委員候補者。ウラル地方グリエフ市の商人の家庭に生れ、タタール語の中等教育をうけ後獨學、既に一九〇四年頃から社會民主労働黨に加入し民族運動に専念し、これがため二回追放處分に附せられた。革命當初から全然ボリシエヴィキ派と協力する様になりボリシエヴィキの宣傳部員として大いに活動した。市民戦争にも加はりタタール共和国の要職に就き現在に至つてゐる。

## 【エヌキツゼ】(アウエリ・サフロノヴィチ)

ソヴェト聯邦中央執行委員會議書記長、一八七七年シヨルシャの農家に生れチフリリス工業學校を卒へ、圖案、電氣建築技手となる。一八九五年以來マルクス主義者となり鐵道從

業員間に宣傳を行なひ、一八九八年以來革命運動のため五度投獄され五年間追放、一九一七年迄はレニングラド、コーカサス等で活動した。三月革命より十一月革命迄レニングラード・ソヴェトの事業に携はり全露中央執行委員會議軍事部を管掌し一九一八年から二十二年迄其の書記長たり。二十三年ソヴェト聯邦の成立と共に現職に移る。

## 【エフトキーモフ】(グリゴリイ・エレメヴィチ)

一八八四年生。

前共産黨中央執行委員、同組織部員、船員、下級労働、職工、事務員等凡ゆる辛酸を嘗めた。社會民主労働黨へは一九〇三年以來の入黨者で革命運動の廉で逮捕された事三回に及び二回流刑に處せられたがいつも逃走した。ブレスト平和交渉當時左翼共産主義派に屬し、最近レニングラード・ソヴェトの議長代理を勤め、所謂レニングラード派の領袖となり、シノグアイエフ、カメネフ等新反對派の間に加はり一九二五年末以來幹部派に反對し一九二七年十二月除名さる。

## 【エリアワ・シャルフ】

ソヴェト聯邦中央執行委員會議幹部員、コーカサス聯邦同上、革命軍事會議委員、シヨルシャ人民委員會議長、一八八五年、シヨルシャ農民の家庭に生れ、中學卒業後、レニング

ラード大學に學ぶ。其後協同組合、社會保險事業等に盡力労働者傷病組合書記たりし事あり、ボリシエヴィキ派に加入して運動したが、それがため數回追放處分を受けた。シヨルシャにソヴェト政權確立後引續き人民委員會議長に推され前記要職を兼れてゐる。

## 【エリザロワ女史】(アンナ・イリニチナ)

一八六四年生共産黨史編纂部書記、レニンの姉にして著述家教育家、一八九八年以來社會民主黨員で黨のモスクワ委員會議並びに「イストラ」紙上で活動し數回檢舉投獄され、最後に一九一七年在監中三月革命が起り解放された。三月革命後「ブラウダ」紙の秘書役を勤め、一八年から二十一年迄社會保障人民委員部並に教育人民委員部兒童保護部主事の職に就き後現職に轉ず。

## 【エリタノハノフ・タレテミル】

全露中央執行委員、チエチン自治州執行委員長、チエチンの土族、第一回國會議員、革命戰當時ボリシエヴィキ派と協力し一九二〇年入黨、チエチン革命委員會長を経て現職に轉ず。

オ

【オシンスキー】(ワシリアン・ワレリアノウィチ)

一八八五年生。

中央統計院長。モスクワ大學經濟科卒業、學生時代から革命運動に携はり、一九一二年故ヤコウレフ等と共にボリシエヴィキ新聞「ナーシヤ・プーチ」を編輯、約一ヶ月後密告者のため、警察に擧げられ追放、一九一七年流刑地からモスクワに歸り黨のモスクワ縣ビューローの委員となり、十一月革命の準備に活動、モスクワソヴェト宣言を起草す。十一月革命後暫らく最高經濟會議議長たりし事あり、ブレスト平和條約に反對し左翼共産黨の有力者の一人として其後も民主主義中央集權派を指導しレニン等の幹部派に反對した。其間農務人民委員長代理、瑞典駐在公使たりし事あり一九二五年現職に移り、又一九二七年、ジュネーヴの國際經濟會議ロシア首席代表として出席した。

【オフシヤンニコフ】(エヌ・エヌ)

最高裁判所判事、著述家、法律家、一九〇三年以來、社會民主黨員となりて、セルブホフ地方に活動す。モスクワ大

學在學中、學生運動に参加した。一九一七年には、「ソツイアル・デモクラト」紙「モスクワ・ソヴェト報」兩紙の編輯に携はり、更に「共産主義労働者」紙の主筆たり。一九二三年現職に任命さる。

【オリミンスキー】(エム・エス)

共産黨史編纂委員、著述家、一八八〇年代からの「人民の意思」派の革命家であつて、後一九〇三年社會民主黨に入り主として革命的著作に努め、古いボリシエヴィキ派の新聞「フベリョド」「プロレタリー」並に「ソツイアル・デモクラト」等の有力な記者であつた。著書で有名なものは、ロシア史、革命運動史等がある。

【オルジョニキズゼ】(グリゴリー・コンスタンチノウ

イチ) 共産黨中央統制委員會長、勞農監督人民委員長、ソヴェト聯邦人民會議々長代理、勞働及國防會議々長代理。一八八六年西部ジョルシヤに生れ、初等教育を修め次で看護學校に學び卒業す。一九〇四年ボリシエヴィキ派に加入、翌年十二月一揆の目的で武器を密輸せんとして檢舉一九〇六年四月迄獄中にあり、保釋を許されて出獄直ちに獨逸に脱れ翌七年初め歸國、パクーに至り同地ボリシエヴィキ團體内で工場に活動す。メーデー示威運動で捕縛されたが變名して

間もなく解放、同地方でスターリン、シヤフミヤン等と活動と共にした。一九〇九年再び捕へられエニセイスクへ追放され流刑地にある事二ヶ月にして脱走し、パクーに歸り更にバルシヤへ渡り同國の革命に参加す。一九一〇年巴里に至り、同地でレニン派として活動、其後ブラダの會議で中央委員會員に推さる。一九一二年歸露ゾログダに至り同地へ追放中のスターリンと共にコーカサスに歸り、更にレニングラードに潛行、同地で檢舉され一九一五年秋迄約三年半要塞監獄に拘禁後西伯利亞へ流刑、ヤクーツクにあつたが三月革命後同志と共にヤクーツク革命政府組織に活躍す。一九一七年六月レニングラードへ歸りレニン派として活動十月革命後はウクライナ、南露、北部コーカサス等の非常委員に任命、市民戦争時代は常に戦線を轉々し、ジョルシヤ、メンシエヴィキ政府没落後、共産黨コーカサス州委員會書記長となり、一九二〇年第十回大會後現在に至る迄黨の中央委員に引續き當選。

# カ

【カツシヨル】(エス・ヴェ)一八八九年生。共産黨西比利亞支部書記長、共産黨中央委員、労働者出身にして少年時より革命運動に携はり、一九〇七年以來社會民主労働黨員。

【ガネツスキ】(ヤコフ・スタニスラオウイチ)内外商業人民委員部參與、中央利権委員會委員。ポーランド及びリトヴィヤの古い社會民主黨員にして其の中央委員であつた。社會黨の國際會議大會に度々參列し國際的に名を知られてゐる。一九一七年三月革命後ストックホルムに於てボリシエヴィキ黨と外國の社會民主黨との間に中繼役を勤めた。三月革命後のロシアの情勢をレニンに報知し國內と國外のボリシエヴィキの連絡に當つた。後ラヂック、ウオロフスキ等と共に歐洲新聞のために獨佛兩語の「ロシア革命週報」「眞の通信」を發行した。十一月革命後一時ラトヴィヤ駐劄全權たり後外務人民委員部參與となり更に現職に轉ず。

【カーメネフ】(レフ・ボリソヴィチ)一八八三年モスクワに生れ父は技師である。中學卒業後

工藝學院へ入學したが、二年で退校、一九〇一年革命團體に加入し、職業的革命家となる。翌年大學の集會後の示威運動に加はりトウヴェルスカヤ並木街で、官憲に檢舉さる。ボリシエヴィキ派に入つたのは一九〇四年であつて、第三、第五黨大會に代表者として參加す。第一革命時代はレニンがラドにあり、一九〇八年逮捕さるゝまで、引續き同地に住んでゐたが國外へ亡命し巴里會議にも參加した。其後レニン、ジノヴィエフ等と共に新聞「プロレタリー」並に「ソツィアルデモクラト」を編輯し、又、中央委員會の決定によつて、トロッキが維也で發行してゐた「ブラウダ」紙の編輯同人となる。一九一三年中央委員會は、國會内社會民主黨分派並に「ブラウダ」紙指導のため彼をロシア内地へ派遣した。一九一四年十一月の黨會議中官憲の襲撃する所となり、同志五名と共に捕縛され、シベリアのエニセエスカヤ縣アチンスクへ流刑さる。三月革命後レニンより數日前レニングラードへ歸着し、同四月のボリシエヴィキ會議で中央委員に選ばれ第一回ソヴェト大會幹部員に擧げらる。第二回ソヴェト大會では、全露中央執行委員會議長に推されたが、プレスト會議に出席のためスウェルドロフと交替す。(其後露中央委員會政治部員、モスクワ市ソヴェト議長、人民委員會議

議長代理、労働及防衛會議々長、内外商業人民委員長の地位を占め、共産黨内に非常な聲望を収めてゐたが、一九二六年以來新反對派領袖として、スターリン、ブハーリン、ルイコフ等の幹部派攻撃を始めてから、勢力を失墜するに至り、一九二六年、人民委員評議會議長代理、内外商業人民委員長、労働防衛會議議長、黨政治部員等の要職を罷められ、伊太利駐在大使に就任、ローマに左遷され、更にその後黨籍からも除名された。

【カーメネフ】(セルゲイ・セルゲウイチ)國防飛行化學協會々長、陸海軍人民委員部參與。軍人

出にして共産黨員に非ざるも、赤軍指揮官として市民戦中功あり、軍事専門家として共産黨内の信望厚し。

【カラコーゾフ】(テ・エム)革命團體「土地と自由」の會員、一八六六年四月四日アレクサンドル二世を射つて失敗し、同九月三日絞首さる。

【カラハン】(レフ・ミハイロウイチ)外務人民委員長代理。一八八九年チフリリスに生れ、一九一六年レニングラード大學法科を卒業す。一九〇四年社會民主労働黨に入り、革命運動に従ふ、一九〇七年秘密活版所で働き、其後レニングラード、ハルビン、浦潮斯德等を轉々す。大

戦中レニングラードのボリシエヴィキ國際委員となり、一九一五年に檢舉されて追放處分を受く。一九一七年夏全露中央執行委員會員、秋にはレニングラード・ソヴェトの幹部會員に選舉さる。十一月革命當時は、革命委員會委員として活動したが、プレスト平和會議には、ロシア側代表の一人となる。一九一八年二月外務人民委員部參與兼委員長代理に任命され、一時ポーランド駐劄公使たりし事あり、一九二四年支那駐劄大使に任命芳澤公使との間に日露協定の締結に當る。一九二六年張作霖の勢力増加、國民軍敗退による支那時局の變遷により張作霖の中央乗り出しのため、北京を去り、モスクワに歸還し外務人民委員部において専ら東洋に關する事務を管掌してゐる。

【カリニン】(ミハイル・イワノウイチ)ソヴェト聯邦、並にロシア共和國中央執行委員會議長、共産黨中央委員會政治部員。一八七五年トウヴェルスカヤ縣の農家に生る。幼時から聰明であつたので、隣村の大地主から小學校へ通學せしめられ、首席で卒業し、同地主の從者となる。地主の圖書館で讀書に努め獨學したが、主婦は彼をレニングラードの彈藥工場へ職工見習として送つた。同工場で二年間營業の後、十六歳にしてプチロフスキー工場

の別働隊として労働し、同工場で革命秘密結社の同人と知己となり、更に讀書して革命家としての教養を習得するに至つた。一八九八年社会民主團體に加入し一年後、レニン等と共に労働階級解放闘争同盟事件に連坐して逮捕され、十ヶ月投獄の厄に逢つたが、後にコーカサスのチフリスに移り、同地に於て労働者間の革命運動に専心した。間もなく行政處分に附せられ、エストニアのレヴァルへ護送さるゝに至つた。一九〇三年一月九日再び捕へられ、レニングラードへ送致の上六ヶ月間拘禁され、監獄内では、極端な肉體上の呵責を被つたが一ヶ月後再びレヴァルへ追放され、同地「ウォリト」工場で働いた。翌年同地から更に西比利亞に追放される事となり、途上日露戦争のためアレウツカヤ縣へ移送された。一九〇五年の第一次革命で解放され、一九〇六年から八年迄、レニングラード金屬工組合で活動し、黨委員會委員となり、又、ストックホルム黨大會に代表者として参加した。一九〇九年モスクワへ移り電車工場で労働してゐたが、翌年檢舉されて追放處分を受けた。一九一〇年更にレニングラードに入り、一九一六年迄、「アイワズ」兵器工場で労働に従事した。一九一六年十一月七日捕はれ、三月革命で解放され、十一月革命には大いに活動した。一九一九年

共産黨中央委員に選出、同年、スウェルドロフ死去の後を受けて、全露中央執行委員會議長に推され、一九二三年ソヴェト聯邦成立と共に、同中央執行委員會議長に選舉され、一九二六年共産黨中央委員會政治部員となる。

【カルピンスキー】(ウエ・ア)  
「マドノタ」紙主筆、一八八〇年生。  
小官吏の家に人となり、ペンザ市中學を卒業す。年少にして革命に志し一九〇〇年入黨、セネバに於ける最初のボリシエヴィキ派結成に参加す。一九一七年「ブラウダ」紙編輯局參與となり、又、全露中央執行委員會兼宣傳主任、内務人民委員部宣傳監督たりし事あり、一九一八年より「マドノタ」紙主筆となり同時にブラウダ、イズウエスチャ兩紙にも參與してゐる。

【カルボーヴィチ】

社會革命黨「戦闘團」の團員、一九〇一年學生騒動後教育大臣ボゴレボフを暗殺し、長期の懲役付流刑に處せられ脱走、一九一七年外國よりロシアへ歸還の途中乗船がドイツ潜水艇に撃沈されて死す。

キ

【キセリョフ】(アレクセイ・イワノウィチ)

一八七九年生。

共産黨中央統制委員會幹部會員、勞農監督人民委員長代理。金屬工にして一八九八年以來社會民主黨に入り、追放處分を受ける事二回、五十八個所の地方で居住を禁止せられ、革命運動の塵で逮捕された事數回、後レニングラード金屬工組合長に推され、一九一四年ボリシエヴィキ派の中央委員候補に選舉された事あり。又、一九一七年全露中央執行委員、共産黨中央委員候補、一九二〇年、全露嶺山労働者組合會長、全露中央執行委員會幹部員、一九二一年—二年—小人民委員會議長、一九二三年ロシア共和國勞農監督人民委員長、その後ソヴェト聯邦勞農監督人民委員長代理、となり現在に至る。

【キセリョフ】(エス)

全露中央執行委員會書記長。

【キーロフ】(エス・エム)

共産黨中央委員會政治部員候補、一八八八年生。

新聞記者出身、一九〇六年以來の黨員、屢々革命的言説のため檢舉された事があり、最後に五年の禁錮に處せらる。市民戦時代から引續き第十一軍團革命軍事會議委員たり。

# ク

【クイアイシエフ】(ワレリアン・ウラザミロウイチ) ソヴェト聯邦最高經濟會議議長、共産黨中央統制委員。

一八八八年オムスクに生れ、一九〇六年、十八歳にして社  
會民主労働黨に加入しボリシエヰキ派オムスク委員會委  
員に推されてゐたが、檢舉に遭ひ、トムスクへ追放處分を  
受け、後流刑地を脱出してペトロボウロスグへ走つた。一  
九〇九年再び逮捕されナルイム地方へ追放された。一九一  
四年レニングラードのボリシエヰキ派委員會員として活  
動、翌年三度捕へられ、イルクーツク縣へ又々追放された  
が再び脱出してサマラに至り、同地でウオルガ地方ボリシ  
エヰキ會議に參列し、密告さて又々逮捕され、トウルハン  
地方へ追放護送の途中三月革命勃發により解放された。  
一九二二―二三年に最高經濟會議參與、一九二二年共産黨  
中央委員會書記局に入り一九二三年第十二回共産黨大會で  
共産黨中央統制委員會長に選出され、同時にソヴェト聯邦  
勞農監督人民委員長に任命されたが、一九二六年七月セル  
ジンスキーの後任として現職に轉ず。

【クウイリシゲ】(エマヌリ・ヨノウイチ) 一八八八年生。  
ソヴェト聯邦最高經濟會議議長代理、同中央執行委員、  
共産黨中央委員。父は村役場書記、家貧しく小學五年まで學  
ぶ。一九〇六年サラトフに出て藥種屋の小僧となり翌年同  
地社會民主労働黨團體に加入す。其後アストラハン、レニ  
ングラード等に轉じ勉學の傍ら革命運動に従事し、一九一  
三年國會ボリシエヰキ派院內書記を勤めるに至つた。一九  
一四年、一五年の兩度捕はれ後にイルクーツク縣へ追放、逃  
れて、翌年エカテリノスラフに至り、同地黨務委員會長と  
して運動につとむ。一九一七年十一月から翌年四月迄同地  
の労働者兵卒代表者ソヴェト議長たり、其後モスクワに來  
り最高經濟會議に入る。ウクライナ、ボリシエヰキ派秘密  
結社創立者として白衛軍治下の同地で大に活躍した。

【クヴオズデフ】

メンシエヰキ清算主義者であつて大戦當時軍事産業委  
員會の労働者側代表者であつた。ケレンスキー内閣の労働  
次官。

【クスコヴ女史】(エ)

著作家、はじめロシア社會民主黨中の「經濟主義者」(エ  
コノミスト)たりしが一九〇五年以後立憲民主黨に入り、

ロシアのいはゆる反動期には自由主義的意見を代表して社  
會批評家として活躍した。現在外國に亡命、反ソヴェト的  
言論界に勢力をなしてゐる。

【クスネツォフ】(ステパン・マトウエウイチ)

ソヴェト聯邦財政人民委員長代理。  
一八九一年ニジニノヴゴロド縣の農家に生れ、幼時より  
田野に家事を手傳ひ、後大工職を習得、一九一五年ボリシ  
エヰキ派に入黨、三月革命當時ニジニノヴゴロドの工場  
に働いてゐたが、労働者の間に宣傳奔走し十一月革命後は  
同縣執行委員長代理に推され、後ハリコフ、ニコラエフ兩縣  
執行委員長を歴任して一九二三年ウクライナ財政人民委員  
長、ソヴェト聯邦財政人民委員部參與、中央執行委員等を兼  
ね、一九二六年四月現職に轉ず。

【グーセフ】(エス) 一八七四年生。

軍人出身にして一八九六年以來社會民主黨に入り革命運  
動に參加し、度々捕はれて投獄追放處分を受けた事あり。  
一九〇三年ロストフの同盟罷業を指揮した社會民主黨第二  
回大會參列者、一九一八年から二〇年にかけて東部並に南  
部コーカサス革命軍事會議委員たり。一九二一年には聯邦  
革命軍事會議政治部長たりし事あり。次で經濟機關の任務

に轉ず。

【グチコフ】(ア・イ) 一八六二年生れ。

ロシアの新興ブルジョア階級を代表する政治家として、  
一九〇五年に「十月十七日聯盟」即ち十月黨を組織して其  
の指導者となり議會に活躍、一九一七年三月革命後臨時政  
府の陸相となり、その後反ソヴェト運動の首領となり、現在  
外國に亡命。

【クトウゾフ】(イワン・イワノウイチ)

織維労働者組合中央委員會長、全露中央執行委員會幹部  
員。一八八五年スモレンスク縣ノトセルキ村に生れ、少  
年時代自活のためモスクワへ送られ、織物工場、製本工場  
等で労働に従事す。其後各地を轉々労働中、同盟罷業の主  
動者となり、度々檢舉拘禁され、ボリシエヰキ黨に加入  
し主として労働組合内に活動す。一九二〇年第十回共産黨  
大會で中央委員に選出、第六回全露労働組合大會で全露勞  
働組合中央評議會幹部員に選ばれ一九二四年に英露會議代  
表者としてロンドンへ派遣された。

【クビヤク】(ニコライ・アフアナシエフ) 一八八一年生

共産黨中央委員會書記、ソヴェト聯邦中央執行委員會幹  
部候補。労働者出身にして一九〇三年入黨ロンドンに於け

る黨大會に参列し、後革命運動で捕へられて四年間禁錮に處せられ、十一月革命後共産黨中央委員に選ばれ、極東平定後共産黨極東支部長として、チタ並にハバロフスクにあつて極東のソヴェト化に努力してゐたが、一九二六年冬モスクワに歸り、中央委員會書記として重きをなし、一九二七年第四回聯邦ソヴェト大會で中央執行委員會幹部會員候補に選舉さる。

【クラシン】(レオニド・ボリソヴィチ)

前駐英勞農大使。一八七〇年トボリスク縣クルガンの小官吏の家庭に生る。レニングラード高等工業學校在學中から革命運動に志し、一八九一年、シエルグラーノフの葬列示威運動に参加した廉で放校さる。其後運動に参加した結果官憲に捕へられ、拘禁後三年間イルクーツクへ追放された。後ハリコフに轉じ一九〇〇年同地高等工藝學校を卒業したが、ボリシエヴィキ、メンシエヴィキに分裂後ホ派に屬し中央委員となり、又兩派聯合中央委員會の委員にも選ばれてゐた。ストツクホルム大會代表者として出席し、一九〇七・八兩年再三檢擧拘禁された事があり、遂に國外に亡命したが間もなく歸國してレニングラード海底電線製作部に勤務し十一月革命後最高經濟會議幹部に任命一九二〇年以來すつ

と外國貿易人民委員長の椅子にあり、其間英露通商條約交渉に渡英し、又二二年セノア會議ロシア代表の一人として出席した。外國貿易人民委員長を兼ねたまゝ、駐佛大使に任命され一九二五年十月更に駐英大使に轉じたが、一九二六年十一月倫敦で客死した。

【クルイレニコ】(ニコライ・ソシリヴィチ)一八八五年生

ロシア共和國司法人民委員長代理、同檢事總長。スモレンスカヤ縣著述家の家庭に人となり、レニングラード大學法科を卒業す。一九〇五年——八年頃學生政治運動の首領として名あり、同時にボリシエヴィキ派に入黨し一九〇六年以來軍隊内の結社で活動した。一九一四年六月檢擧されんとしたが、逃れて瑞典に至り同地で一年間潜伏して再びロシアへ歸り、捕へられて六ヶ月拘禁の上、旗手として獨露戰線へ送られた。三月革命後第十二軍々事委員會議長に推選され、又、第一回ソヴェト大會に列席し、ボリシエヴィキ派から全露中央執行委員となる。其後戦線に於けるボリシエヴィキの宣傳の廉でケレンスキー政府に捕へられ二ヶ月間投獄處分を受けたが、十一月革命後、軍事人民委員部參與に任命され、同年十一月ドウホーニン將軍がソヴェト政府の、獨軍と媾和すべしとの命令に従はなかつたの

で、其後任として陸軍總司令官に任命され翌年三月迄其地位にあつた。市民戦争時代には赤軍指揮官として、白衛軍の掃滅に努力し、一九二〇年から二二年にかけての裁判上の大事件、例へば社會革命黨「戰術中央團」の反亂隠謀事件等の裁判に檢事として参加し其後現職に轉じた。

【クルスキー】(ドミトリー・イワノヴィチ)

ロシア共和國司法人民委員長、一八七四年キエフ市に生れ、父は技師、モスクワ大學法科を卒業し辯護士を開業、社會民主労働黨へは一九〇四年入黨し、プトゥイルスキー黨務委員會の書記となり、又、中央工業地方黨務本部員に推されてゐた。革命後、密偵煽動者調査委員會長の任にあり後現職に轉ず。

【クルツジャノフスキー】

(グレブ・マクシミリアノヴィチ)一八六九年生。

國家計畫委員長。工業技師にして、生地はサマラ、古い革命運動家で労働階級闘争同盟の前身であつたレニングラードの結社で活動してゐた。此結社にはラドチエンコ、ワネエフ、スタルコフ等が加入し、クループスカヤ女史、レニン等と行動を共にした。一八九五年檢擧されて東部西比利亞へ三ヶ年の流刑に處せられた。一九〇一年「イスクラ」

紙の編輯同人となり、一九〇三年第二回大會でボリシエヴィキ派から中央委員に選出された。一九〇五年の鐵道罷業には南西鐵道罷業委員會長として大いに活動した。十一月革命後、國立電化委員會議長となつたが後現職に轉ず。

【クループスカヤ】(ナタジダ・コンスタンチノヴナ)

一八六九年生。

レニン未亡人、共産黨中央統制委員、教育人民委員部參與政治教育部長、ソヴェト聯邦中央執行委員、モスクワソヴェト委員。女教師にして一八九〇年代から學生團體、労働者夜間學校等で革命主義を鼓吹し、レニングラードの労働階級解放闘争同盟で活動、社會民主黨へは一八九八年入黨したが、投獄される事七ヶ月、流刑地にある事三ヶ年外國に亡命する事九ヶ年に及んでゐる。國外でイスクラ其他ボリシエヴィキ派新聞編輯に携はり、ボリシエヴィキ派の事實上の中央委員會書記長として常に努力した。レニンの妻であり、又思想的な同志である。十一月革命後現職に就き、一九二五年末から、二六年にかけて一時シノグアイエフ、カメネフ、等新反對派と行動を共にしたが最近新反對派と袂を絶つ旨聲明した。

【クレスチンスキー】(ニコライ・ニコライヴィチ)

一八八三年生。

駐獨勞農大使。辯護士出身、一九〇三年からの社會民主黨員。一九〇五年後の反動時代には、「ブラウダ」紙に據り又出版所「プロボイ」を創立した。一九一七年—二一年迄共產黨中央委員で同會書記であつた。一九一八年ブレスト緯和談判時代は、ブハーン等と共に左翼となり一九二一年勞働組合問題の論争に際しては、トロツキー一派を支持してゐた。其後四年間財政人民委員長の要職にあつたが、更に現職に轉ず。

【クロボトキン】(ピョートル・アレクサンドロヴィチ)

一八四二年—一九二〇年。有名なる地理學者、また無政府主義思想の始祖として一層有名である。一八七六年檢舉されて後英國に脱れ、そより退去を命ぜられ、瑞西に落ちつき、一八八一年再び瑞西からも退去命令をうけた。一八八六年より一九一七年までロンドンにありて學術的の著作に没頭してゐたが一九一七年革命と共にロシアに歸還した。最も有名なる著作に「革命家の手記」があり、世界中に讀まれてゐる。

ケ

【ゲゲチコリ】(エフゲニ・ペトロヴィチ)一八七九年生。クタイスキ州より選出された第三回國會議員にしてメンシエヴィキ派首領。十一月革命後、最初コーカサス獨立議會の議長となり後ソルジャ共和国外務大臣となる。極端な反ソヴェト主義者。

【ケルジエンツェフ】(プラトン・ミハイロヴィチ)一八八一年生。

前伊太利駐劄勞農大使、著述家、一九〇四年ホリシエグイキ派に加入し、ニーシニノヴゴロド、モスクワ、レニングラードを轉々として革命宣傳をしてゐたが、同六年檢舉され、追放の途中逃走して後數年間潜伏し秘密結社運動に従ひ、一九一二年外國に亡命、世界大戰後米國に渡航、一九一七年歸國した。一九一八年から二〇年迄「イブウエスチャ」紙主筆代理、ロスタ通信社長、モスクワ教育部參與たり。一九二〇年フィンランドとの外交交渉に當つた事あり、一九二一—二年瑞典駐在公使、後イタリ駐劄大使に轉じ一九二六年カメネフと更任して、モスクワへ歸る。

【ケレンスキ】(アー・フェ)一八八一年生。

社會革命黨首領、十一月革命までロシア臨時政府首相、辯護士を業とし政治家として進出したのは一九〇五年一月の勞働者射殺事件を豫め回避するため、ウイッテ、スウヤトホルクミルスキと交渉せんと試みた急進的ブルジョア代表者の捕縛に對して、共同抗議書提出の運動をした時からである。其後サラトフ縣ウオリスグ市から第四期國會議員に選出された。歐洲大戰中には社會主義愛國者派となり、三月革命後、レニングラード・ソヴェトの委員でありながらソヴェトの決議に反し、ミリューコフ内閣の司法大臣に就任した。グチコフの辭任後陸海軍大臣となり、聯合國の要求により獨逸戦線に向つて全露軍の進撃を開始せしめた。ホリシエグイキの七月政變計畫後聯立内閣の首相となり、聯合國と提携して戦況を盛り返さんと努力したが、其中ホリシエグイキの十一月革命により失脚外國へ亡命し、現在佛蘭西にあつて反ホリシエグイキ運動をやつてゐる。





【コルチャック】(ア・ヴェ)

世界大戦中海軍中將として黒海艦隊の指揮をなす。一九一七年の末ホリシエヴィキ政權の樹立後日本を経シベリアに向ひ、いはゆる統領政府(ヤレクタトリア)の軍務大臣となり、統領政府及び憲法會議を武力を以て解散せしめ、全露最高獨裁官と稱す。コルチャックは聯合國の支援を得てオムスクに獨裁政府を組織し、一時ウラルを越へて漸次にモスクワに迫らんとせるが結局赤衛軍に東方へ壓迫され、一九一九年十二月コルチャックはバイカル湖畔にて革命軍の捕虜となり、銃殺さる。

【コガノウイチ】(ラザーリ・モイセイ)

一八九三年生。共産黨中央委員、人事部長、一九一一年ホリシエヴィキ入黨。

【ココフツオフ】(ヴェ・エヌ)

舊露帝國總理大臣、第一回國會開設時代にストルイヒン内閣の大藏大臣たり。後ストルイヒン暗殺さるゝや、一九一一年——一九四年迄總理大臣となり、國會の豫算審議權縮

少に銳意した。現在國外に亡命、反ソヴェト運動に従事してゐる。

【ゴークリ】(ニコライ・ワシリヴィチ)

一八〇九年——一八五二年。有名なるロシアの小説家。代表的作品に「鼻」「外套」戯曲「死せる魂」「檢察官」等あり。

【ゴリキー】(マキシム)一八六八年生。

ゴリキーは筆名にして、アレクセイ・マキシモヴィチ・ペシコフがその本姓名である。革命作家としてのみならず、革命實際運動にも参加、一九〇五年の第一次革命に参畫して捕はれた事あり、一九〇七年レニングラード社會民主黨機關紙「ノワヤ、ジーズニ」紙を創刊す。後筆禍を買ひ國外に亡命したが、マルクス主義的出版に參與、一九一七年には、レニングラードのインタナショナルリスト派の新聞「ノワヤ、ジーズニ」の主筆たり。大饑饉時代に救濟事業宣傳の目的で外國に去り、其後病を得て伊太利に療養するがたはら創作をしてゐたが、一九二八年五月ソヴェト・ロシアへ歸つた。近代ロシアの生んだ世界的文豪の一人。

【ゴルブーノフ】(エヌ・エヌ)一八八八年生。

一九一六年入黨、人民委員會議書記長。

【コレムイキン】(イ・ア)

一八三九年——一九一八年。一八九〇年代のロシア労働運動に猛烈なる壓迫を加へ、政府の大立物となり、帝制政府の最後の首相。

【コロチーロフ】(エヌ・エヌ)一八八五年生。

共産黨中央委員候補、共産黨ドン地方支部書記、旋盤工出身で一九〇三年入黨、革命の古い闘士。

【コマロフ】(ニコライ・パウロヴィチ)一八八六年生。

共産黨中央委員、レニングラード縣執行委員會書記長、労働者出身、一九〇九年入黨、革命運動の闘士として數回投獄され、最後に三月革命で解放さる。

【コロトコフ】(イ・イ)一八八五年生。

共産黨中央委員、労働者出身にして、一九〇五年入黨、二回投獄、ヘルム縣へ三ヶ年の追放處分を受けた事あり、十一月革命後常に黨の要務に就き現在に至る。

【コロレンコ】(ヴェ・ゲ)

一八五三年——一九二一年。有名なるロシア作家。一八八〇年代の革命運動に参加し監獄に投ぜられ、流刑に處せらる。作品は人民派的傾向をもつ。代表的なものに「マカールの夢」「盲音樂師」その他あり。

【コロンタイ女史】(アレクサンドラ・ミハイロウナ)

一八七二年生。

メキシコ駐劄ソヴト公使、社會民主黨には一八九〇年代の中頃から参加す。チュリツヒ大學に學び、最初メンシエヴィキと行動を共にし、ボロニノ黨學校で婦人問題の講義を擔任してゐた。一九一七年ホリシエヴィキに入黨、選ばれてレニングラード執行委員會員となる。同年ホリシエヴィキの旗上げ七月事件でケレンスキー政府に捕縛さる。第六回共産黨大會で中央委員に選ばれ、一七年十一月から翌年三月まで國家監督人民委員長となり一九年南露宣傳委員として、ウクライナ、クリミアに派遣されて大いに活動、一九二〇年から二二年迄共産黨中央委員會婦人部長、國際婦人書記局長、第三インテリナショナル執行委員等の要職にあつた。一九二三年諾威駐在ソヴェト公使として世界最初の女流外交官たり、一九二六年現任地メキシコに轉ず。理論家にして文筆の才あり、婦人問題に關する多數の著書がある。又一九二〇年頃からシリヤブニコフ、メドウエデフ等と共に「労働者反對派」を卒ひ、レニン等幹部派攻撃の矢面に立ち第十回十一回共産黨大會ではレニンを相手に奮闘した反對派の闘士である。

# サ

## 【サヴィンコフ】(マ・ヴェ)

一八七九年—一九二五年。前社会革命黨領袖、學生革命運動の指導者にして一九〇一年社会民主黨の結成に參與した。初めレニン等の労働階級解放闘争同盟に加入して檢舉されウオログダに追放されたが、同地で社会革命黨に共鳴し其後の帝制政府に對するテロルの企圖には常に主動者となつて活動す。一九一七年ケレンスキーが陸軍大臣の際其次官に任命され、ケレンスキーとコルニコフ將軍の仲介者となり、十一月革命後はソヴェト政府の敵として、反革命軍の組織、陰謀をなして活躍、一九一八年ヤロスラフスキーの將校反亂にも參加し、又、ウランゲリ將軍の支持者となつた。一九二〇年ポーランドとの戰に際しブラクバラホウイチ將軍と通謀してロシア赤軍に敵對した。其後ポーランド、フランス參謀本部より資金をうけて、ソヴェト政府運動を起し、密偵等の役を演じてゐる。一九二五年ロシアに潛行して捕はれ、過去の一切の行動を自白し獄中において自殺す。小説家としても名あり「蒼ざめたる馬」「黒き馬」は有名である。

## 【サスーリツチ女史】(ヴェラ・ニコラエヴナ)

一八五一年—一九一九年。一八六九年、革命運動をはじめ一八七八年ベテルスブルグ警視總監トレポフを大學生ボゴリユポフを罰せる復讐として射ち、裁判の結果無罪となり、一八八〇年外國へ亡命。一八八三年ブレハノフと共に「労働解放」團を組織し、その後ロシア社会民主労働黨の組織に加はり、同黨の分裂後メンシエウエキとなり常にブレハノフと行動を共にす。多くの著書あり。

## 【サゾノフ】(エ・エス)

一八七九年—一九〇五年。一九〇一年學生騒動に加はりヤクーツクに流され脱走して外國に逃れ社会革命黨のテロル團に入る。一九〇四年黨の命令により内相ブレヴェを暗殺し、無期懲役を宣告され自殺す。

## 【サフロノフ】(チモヘイ・ウラヂミロウイチ)

前中央利権委員會委員、前共産黨中央委員、前モスクワ縣ソヴェト議長、染色工、獨學してマルクス主義者となり、一九一一年以來ボリシェウイキ派に加入。常に労働者の間にあつて組合の組織に任じ、官憲の壓迫に抗して、其の努力で諸所に革命的労働組合の組織に成功し、組合運動の功勞

者なり。一九一七年ソヴェト大會代表者に選出さる。十一月革命から一九一九年迄モスクワ縣ソヴェト議長となり、ウクライナからデニキン軍驅逐後ウクライナ革命委員會議長として整理に手腕を振ひ、ソヴェト聯邦中央執行委員會並に全露中央執行委員會書記たりし事あり、セノア會議には代表者の一人に加はる。民主的中央集權主義を唱へ更にトロツキー一味に加はつて常に幹部反對派に立つたので最近は全く勢力を失墜し黨から除名された。

## 【サルツスキー】(ペー・ア)

前共産黨中央委員、同レニングラード縣執行委員會議長、旋盤職工出身であつて革命運動のために官憲に檢舉されて投獄五回、イルクツク地方への流刑二回に及んでゐる、シノウイエフ等の新反對派と行動を共にす。

# シ

【シエフチェンコ】(タラス・グリゴリエヴィチ)

一八一四年—一八六一年。有名なウクライナ詩人、農奴出身にして、シュコフスキー等に天才を認められ二萬五千留を以て買ひ取られ、藝術大學にて教育をうく。農奴制度と民族的壓迫の苛酷なる生活に對する反抗的詩を残し、ウクライナ獨立運動に加はり捕縛さる。

【ジノヴィエフ】(グリゴリー・エフセヴィチ)

ソヴェト聯邦中央執行委員、國家計畫委員會幹部會員、共産黨中央委員會政治部員、第三インタナショナル執行委員會議長(何れも前)。一八八三年ヘルソンスカヤ縣ノウォミル市に生る。中學卒業後ベルン大學並に巴里社會科學學校に學ぶ。一九〇一年社會民主労働黨に加入し、一九〇五年第一次革命後ロシアに歸り、七年迄レンングラード委員會に所屬し運動に携はる。常にボリシェヴィキ派に屬し——一九〇七年ロンドンに於ける社會民主大會で、臨時中央委員に選ばれ大會後歸露して再びレンングラードで活動してゐたが翌年遂に官憲に檢舉され放免さるや直ちに國外に去

り、レニンと協力して黨の指導に任じ同時に黨の機關紙ツイアルデモクラット紙の編輯同人として大に活動した。革命起るや一九一七年四月レニンと共に歸國し、同月のボリシェヴィキ會議にて中央委員に選まる。同六月の第一回ソヴェト大會の幹部委員となつたが、七月事件でケレンスキー政府の嚴重な取締りと壓迫で最初は「セストローチカ」の森林中に身を隠してレニンと共に潜伏、暗中飛躍し、十一月革命後最近までレンングラードソヴェト議長に推選され、市民戦争時代は第七軍革命軍會議委員、國防委員會議長として白衛軍との戦争に参畫した。又、一九一九年第一回共産黨インタナショナル大會が開催されて以來同執行委員會議長の要職に就き、同時に十一月革命後引續き共産黨中央委員會政治部員に推され、レニン派の直系として一大勢力家であつた。然るに一九二五年末から、トロツキー一味と提携し、所謂新反對派の領袖として、スターリン、ブハリン、ルイコフ等幹部派反對の聲をあげた結果レニングラードソヴェト議長を退くと共に終に二六年コミンテルン執行委員會議長の地位も斥けられ、同時に中央委員會政治部からも除名されたが、依然幹部派攻撃の運動を中止しないといふので、本年中央委員會委員もトロツキーと共に除名さ

るゝに至つた。一九二六年任命された國家計畫委員の閑職

にあるのみであつたが、それも一九二七年秋罷免され、更に黨からも除名、丸裸のソヴェト國民となつてゐる。

【シビヤギン】(デ・エス)

一八五三年—一九〇二年。内務大臣として在任中テロリスト、バルマシヨフのため暗殺さる。

【ジャバリーゼ】(ア・ベ)

一八八〇年—一九一八年。コーカサス人出身のロシア社會民主黨員中の大人物であつた。コーカサスにおけるソヴェト政權の最初の組織者、英軍のコーカサス、占領と共に他の二十五人のコミツサルと共に英軍に慘殺さる。

【シュミツト】(ワシリイ・ウラザミロウイチ)

一八八六年生。

聯邦労働人民委員長、全聯邦労働組合中央評議會幹部員、剝物工にして一九〇五年入黨、再三投獄、「追放の厄に遭ふ。一九〇七年から一一年迄獨逸で塗物工として労働、一二年歸露レンングラード金屬工組合支部書記に選ばれて後組合運動に努力一九一七年レンングラード市労働組合評議會書記に推され、一九一八年全露労働組合中央評議會書記兼幹部會員、同年更に労働人民委員長に任命され、今日に

至る。

【シュニツト】(ス・ス)

一九〇五年の一擧に際し黒海艦隊付中佐、巡洋艦「オチヤコフ」の古参士官としてセヴストーポリにあり、大衆に推されて全艦隊を一擧に加擔せしめんと計畫して失敗、一九〇六年三月六日銃殺さる。

【シュミヤツスキー】(ボリス・ザハロウイチ)

一八八六年生。

波斯駐在ソヴェト公使、労働者の子にして、十二歳の時鐵道修繕工場の徒弟に入る。一九〇三年社會民主黨へ入黨し運動に参加したため一九〇四年一九〇五年の兩度檢挙拘禁され、一九一三年カインスクへ追放處分を受けたが、後英國へ亡命、更に亞米利加へ渡航す。一九一八年レンングラード軍隊内黨務ビュロー委員更に西比利亞並に蒙古に於けるソヴェト政府全權としてイルクツクへ派遣され、同時に第五軍革命軍會議委員としてセミヨノフ軍の掃蕩に活動す。

【シヨルダニア】(ニコライ・ニコライウイチ)

一八六九年生。

有名な古いシヨルジャ社會民主黨の創立者ロシア社會民主

党内でも重要な人物で、黨の大會には毎回出席してゐる。一八九四年「シヨルジャ解放聯盟」に参加した故を以て憲兵に捕へられ投獄された事あり、主としてシヨルジャにあつて社會民主黨結社で活動した。ブレハノフの弟子である。一九〇一年チフリスで再び檢舉され、エリザベトポリに追放されたが流刑地を逃走し、依然秘かにコーカサス地方で革命運動に専心した。第一回國會開設に當つてチフリス縣から選出され議員となり。社會民主黨國會内總務に擧げられてゐたが、「選舉に對する飛楫」署名事件で檢舉されるに至つた。十一月革命後はポリシエグイキ政府反對のシヨルジャ、メンシエグイキ政府總理となつて居た。

【シリャブニコフ】(アー)

前労働人民委員長、古いポリシエグイキで世界大戰當時は中央委員の委任によりレニングラードと外國に於ける黨員の連絡事務に従事す。十一月革命後労働人民委員長となつたが、左翼共產主義者に味方し又た労働者反對派の首領として常にレニン等幹部派に抗爭して現在勢力を失墜す。一九二二年迄共産黨中央委員であつた。

ス

【スイルツォフ】(エス)

共産黨中央委員會宣傳部長。ハリコフ商業學校を卒へレニングラード工藝學院經濟科を卒業す。一九一三年ポリシエグイキ派に入黨レニングラードにあつて學生労働者間に活動、三月革命の時は流刑地にあつた。十一月革命後ドン地方、ウクライナ方面で黨並に國家機關の要職にあり、一九一九年デニキン、クラスノフ兩反革命軍との戦闘に参加奮戦して負傷す。

【スウイデルスキー】(ア・イ) 一八七八年生。

農務人民委員長代理、一八九八年以來社會民主労働黨團體に加入し、イスクラの編輯にも加はり、黨の分裂後はポリシエグイキ派に屬し、職業的革命家として轉々したがレニングラード、キエフ、サマラ南部ウラル、トゥラ、等の黨務機關委員、ラトヴィヤ社會民主黨中央委員に選ばれてゐた。其間數回檢舉され拘禁、追放の厄に遭ふ。十一月革命後糧食人民委員部から勞農監督委員部參與となり一九二三年現職に轉ず。

【スヴェルドロフ】(ヤ・エム)

一八八五年—一九一九年。一九〇二年より革命運動に参加、一九〇七年ロシア社會民主黨ベルム委員會に加盟せる廉を以て捕はれ、二年間入獄、その後數回流刑、一九一七年三月革命後歸還し、十一月革命より社會革命黨テロリストに暗殺されるまで全露中央執行委員會議長たり。

【スクリャビン】(アレクサンドル・ニコラエグイチ)

一八七二年—一九一五年。有名なるロシア作曲家。音樂の新形態と、音樂を中心とせる人類同胞生活を求めてゐた。三つのシンフォニーと十のソナタ、その他小品にすぐれたものを残した。

【スクリャンスキー】(エフロイム・マルコウイチ)

一八九二年生。前革命軍事會議々長代理。醫科大學卒業後軍醫となり帝政時代の軍隊に服務、ポリシエグイキへは一九一三年キエフで入黨、三月革命後第五軍兵卒委員會議長、後同軍コミツサールとなる。其後軍事人民委員長代理、一九二〇年保健人民委員部參與、二一年から四年迄革命軍事會議々長代理の地位にあり、其間全露中央執行委員に選出された。

【スクルイブニク】(ニコライ・アレクセイウイチ)

一八七二年生。  
共産黨中央委員候補、ウクライナ司法人民委員長。古い革命家、一八九七年に社会民主黨に入り、革命運動に功勞あり、投獄、追放十數回に及ぶ。

【スターリン】(ヨシフ・ウイサリヨノウイチ)

(本姓ジュカシウイリ)

共産黨中央委員書記長、同政治部員。一八七九年高架索チフリス縣の一農民の家に生る。一八九二年師範學校に入學十七歳の時學生革命團體の首領となる。一八九八年思想的不良分子として放校され、其後一身を革命運動に捧ぐ。同年夏チフリス社会民主黨支部へ入黨、官憲の壓迫で一九〇一年バトウム港に轉じ同志と共に同地で秘密結社を創設す。翌年同地に同盟罷業を起して逮捕され入獄、一九〇三年獄舎から更に東部西比利亞へ三年の流刑に處せられたが、逃走してバクーに至り引きつゞき革命運動に活動し、一九〇八年再び檢舉され拘禁後、ヴォログダ縣へ三年の追放を受く。再び脱走バクーに歸つたが、發覺してソリウイチエゴリスクへ六年の追放を宣告され、三度追放地から脱してレニングラードに走る。數ヶ月後逮捕、數ヶ月拘禁の後三年の追放處分を受けヴォログダへ送致され一九一一年十二月

脱走したが露見して一九一二年四月ナルイム地方へ三年の追放に處せられた。同年九月レニングラードへ逃げ來り活動中、一九一三年三月檢舉され、トゥルハンスキー地方へ流刑され、三月革命迄同地にあつた。三月革命後「ブラウダ」「労働者と兵卒」「労働者の道」各紙の主筆となる。一九一九—二〇兩年労働監督人民委員長、一九二〇—二三年に亘り革命軍事會議委員として反革命軍との戦ひに武勳あり、赤旗勳章を授けらる。革命後引續き共産黨中央委員の地位を占め、常に幹部派に屬し、ソヴェト機關並に黨務機關の實權を握り、今や、トロツキー、ジノヴィエフ、カメネフ等を驅逐してソヴェト聯邦共産黨内第一の勢力家となつてゐる。

【ステクロフ】(エ・エム)一八七三年生。

前イズウエスチヤ紙主筆。キエフ大學に聴講生として勉學、オデッサに於ける労働者間に社会民主黨宣傳員として活動、それがため檢舉されて、一八九四年東部西比利亞へ十年の追放處分を受けたが、一八九九年脱出して國外へ亡命、リヤヂノフ等と共に運動を繼續、社会民主黨分裂後は、ポリシエグイキに加入、一九〇五年特赦、十二月レニングラード評議會の會議中再び檢舉され、間もなく解放され、國

外へ亡命ポリシエグイキ派のため活躍す。三月革命後歸露し革命戦に参加して功勞あり、一九二五年までソヴェト政府の機關紙イズウエスチヤの主筆たり。全露中央執行委員にも再三選舉された。「ロシア革命運動史」「インダナシヨナル」史等の著書あり。

【ステパノフ】(筆名スクウォルツォフ)

共産黨中央委員、イズウエスチヤ紙主筆。一八九一年から革命運動に参加した古い闘士。一九一七年「モスクワ・ソヴェト報」の主筆、十一月革命後革命戦線で奮闘。國立出版部參與、モスクワ大學教授を経て現職に轉ず。著述家、歴史家として、多くの著書あり。

【ストウチカ】(ピョートル・イロノヴィチ)

ロシア共和國最高裁判所長、一八六五年農民の家に生れ辯護士新聞記者經濟學者としての學識才能を有す。一八九五年より革命運動に携はり、翌年ヴァトカ縣へ追放、同地にある事五年、一九〇三年ポリシエグイキ派へ入黨、其後ラトヴィヤに於ける労働運動指導者として活動、一九〇五、六兩年ラトヴィヤ社会民主黨中央委員會議長に推され、一九一七年レニングラードに來り翌一九一八年迄司法人民委員長の任務に就き、更に外務人民委員部參與に轉じ、ラトヴィ

イヤ駐在ソヴェト政府全權となる。一九二一年再び司法人民委員長代理となり、間もなく現職に就く。

【ストウルヴェ】(ハ・セ)

一八九〇年代の社会民主黨の有力者にして、其最初の宣言の起草者。一八九六年ロンドンの國際社會主義者大會に出席し當時のマルクス主義者として、非常な功勞者であつた。一九〇〇年代に入つて社会民主黨から自由主義派の陣營に移動し、一九〇五年には立憲民主黨の領袖となつた。十一月革命後はアニキン、ウランゲリ將軍等と歩調を一にしてソヴェト政府に對して戈を取つたが、今はブルガリア首府ソフィアにあつて「ロシア思想」といふ反ソヴェト的雑誌を編輯してゐる。

【ストルイビン】(ハ・ア)

一八六二年—一九一一年。ロシア第一國會召集時代の内相、一九〇六年より同一一年に至る首相。革命運動の取締りを嚴重にする一方農政改革を行ひ舊來の農民生活に密接な關係を有するオブシチナ(農民の土地共有體)を解體せしめた。警視廳の密偵煽動者ボグロフの手に暗殺さる。

【スハーノフ】(エス・エヌ)

始め人民派革命家、後にマルクス主義者となり、ロシア

社会民主黨に入黨せず無所屬インタナショナルと稱しやがてメンシエヰキに屬した。一九一五年「我等の左翼と戦争」を公刊し、三月革命後ツグエト代議員に選ばれる。「ロシア革命の記録」の著者。

【スピリドノワ女史】(マリヤ)一八八九年生。

社会革命黨首領、女テロリスト。一九〇六年にタンボフ縣社会革命黨の決議によつて、農民運動の暴壓者ルシエノフスキーを暗殺した下手人である。捕縛されて重懲役に處せられ、三月革命によつて解放された。左翼社会革命黨インタナショナルの首領となりボリシエヰキと協同したが、間もなく分裂。ブレスト平和條約に反對して左翼社会革命黨反亂の主動者(一九一八年七月六、七日)となり、鎮壓後捕へられたが特赦され、獨逸へ亡命し反ツグエト運動をやつてゐる。

【スミドウイチ】(ビョートル・ゲルモゲノウイチ)一八七四年生。

全露中央執行委員會副議長、ツグエト聯邦中央執行委員會幹部員。モスクワ大學並に巴里電機學校に學ぶ、電気教師、一八九八年入黨、後秘密結社運動のため三年間禁獄流刑地にある事三年に及ぶ。一九一七—一八年最高經濟會議

參與、一九一八—一九年モスクワ市經濟會議委員、一九二〇年モスクワ市教育局長等を経て現職に轉ず。

【スミドウイチ女史】(エス・エヌ)一八七二年生。

共産黨モスクワ黨務委員會婦人部長。モスクワ女子師範を卒へ女教師をなす傍ら一八九八年入黨してモスクワ、トウラ地方で地下運動に參畫す。革命運動の座で牢獄にある事三年、追放處分に附された事數回あり、一九一七年共産黨中央委員會モスクワ事務局書記となり婦人部に活動、一九一八年モスクワ市教育局參與、一九一九年現職に移り、婦人黨員の指導者たり。

【スミルカ】(イワン・デニソウイチ)

共産黨中央委員、國家計畫委員會議長代理、農民出身。一九〇七年ボリシエヰキ派へ入黨、革命運動に參加のため數回流刑せられ一九一七年中央委員に選舉され市民戦には戦線で活躍、一九二二年最高經濟會議で働いた。一九二四年十月以後幹部反對派となり。最近はトロツキ、シノグイエフ等の新反對派に加はり、除名された。

【スミルノフ】(ウエ・エム)

前モスクワ社会民主派機關紙「ソツィアル・デモクラット」編輯人、古いボリシエヰキ。ブレスト條約當時左翼共産主

義派の有力者で其機關紙、「ソツィアル・デモクラット」の編輯人たりしが、後あまり振はず、ツグエト經濟機關の事務に携はる。

【スミルノフ】(アンクサンドル・ペトロウイチ)一八七八年生。

共産黨中央委員、ロシア共和國農務人民委員長。電気技手出身、一八九六年より革命運動に參加し、投獄追放數回に及ぶ。

【スミルノフ】(イワン・ニキチノウイチ)

ツグエト聯邦郵電人民委員長。一八八一年貧乏百姓の家に生れ、長じて金屬工として労働、小學四年を卒業したのみ一八九九年社会民主黨に入黨し、西比利亞トムスク地方で革命宣傳員として團體を組織し活動す。投獄された事數回にて六ヶ年間追放三回に及ぶ。三月革命前は暫く軍隊に入隊、其後ボリシエヰキ中央委員會出版部の事務に従事す。三月革命後西比利亞革命委員會議長、一九一八—二〇年、第五軍革命軍事會議員、其後現職へ轉ず。

【スーリツ】(ヤコブ・ザハロウイチ)

土耳其駐在大使、一九〇二年以來社会民主労働黨員、一九二二年ノルウエー駐劄公使より現職に轉ず。

# セ

【セマシコ】(ニコライ・アレクサンドルウイチ)

一八六九年生。

保健人民委員長。醫師出身、中學時代から既に革命運動に興味を持ち一八九三年モスクワに於ける社会民主黨結社に加入、翌年捕縛されて三年間田舎へ追放、其後カザンに移り運動に参加して、一九〇〇年のメーデー祭に檢舉され、追放処分を受け其後サマラ、オルラ、ニージニ等を轉々す。一九〇五年十二月一揆が鎮壓された時捕縛され一年投獄の厄に遭ひ出獄後外國へ亡命、セネバ巴里等にあつてレニンの指導の下に中央委員会在外事務局書記として活動、一九〇八年、セネバで檢舉された事あり、ストックホルム第二インターナショナル大會には新聞記者として参列す。十一月革命後引續き現職にあり。

【セラフイモウイチ】(ア・エス)

著述家、新聞記者、一八六三年ドン地方カザツクの家に生れ、中學卒業後レニングラード大學物理科に學ぶ。一八八四年革命運動に参加し、アルハンゲリスク縣メーセンへ

追放。同地で他の追放者と知己となり、一八九一年、監視付でノウオチエルカッスクへ移送され、一九〇二年漸く許されてモスクワに居住する事を得た。一八八八年頃から「ルスキー・ウエドモスチ」「クリエル」等の新聞に通信員たりし外、創作をなす。古い文士として十一月革命に参加した第一人者であつて、市民戦争時代はイズウエスチャ、プラウダ兩紙の特派通信員となり所々の戦線を轉々す。其間多數の創作を発表し市民戦を背景とする作品多し。一九二三年十二月五日文士生活三十五週年に當り、紀念表彰が行はれた。

【ゼルジンスキー】(フェリクス・エドムンドウイチ)

一八七七年——一九二六年。

前最高經濟會議々長、國家保安部長。リトヴィヤのウイリノ市中學在學當時から革命運動に参加し、一八九五年リトヴィヤ社会民主黨に入黨、翌年運動上不便なりとて自分から退學し、宣傳員となり同地からコヴノ市へ派遣され、秘密結社組織に専心努力したが一八九七年官憲の知る所となり、捕はれてグヤトカ縣へ三年の追放處分に附せられた。一八九九年追放地から脱出して再びウイリノに歸着、更にモスクワへ行き同地で旅券を偽造して、ワルソウへ赴き同

地において再び労働者間に宣傳して連絡を結び前に解散された結社を復活せんとし、一九〇〇年二月集會中官憲の包圍に遭ひ再び捕はれて投獄、約二ヶ年の後東部西比利亞へ五ヶ年の流刑を宣告された。流刑の途上ヴィリユイスクから逃亡して、ボートに乗り、グエルホルンスクを経て國外へ脱れ先づ伯林へ赴き間もなくクラコフに足を留めた。同地から一九〇五年一月迄屢々運動上の要務でポーランドに密行し遂に同地に移り住み、ポーランド、リトヴィヤ社会民主黨本部委員として活動した。同年七月から十月まで再び拘禁の厄に遭つたが翌六年ストックホルムの聯合大會に代表として派遣された。それから同年末三度捕はれの身となつたが保釋を許され、翌年四度檢舉されて一九〇九年西比利亞タセエフカへ追放さるゝに至つた。然るに流刑地には一週間居たのみで再び逃亡して國外に脱れ又クラコフに定住した。一九一二年ワルソウに入り追放地脱走の罪で三年の重禁錮に處せられ、後オルレ監獄へ送監、満期後モスクワへ歸つた。然るに又々、モスクワでは彼の一九一〇年から十二年に渡る運動の廉で更に五年間の重禁錮を宣告された。其の後三月革命で解放され八月の第六回大會で中央委員となり十一月革命迄レニングラードで奮闘した。十一月

革命には軍事革命委員會委員として参畫し、同年十二月有名な全露非常委員會を組織して其の委員長となり一九一九年には内務人民委員長を兼ね、二年交通人民委員長をも兼ねたが二三年一月、レニンの死と共にルイコフの後を襲ひ非常委員會の後身國家保安部長を兼任のまゝ、最高國民經濟會議々長に就任した。一九一七年以來引續き共産黨中央委員、同政治部員候補者であつた。一九二六年の新反對派の出現と共に幹部派として反對派攻撃の矢面に立つたが同年七月反對派との討論に際し激昂の餘り心臓麻痺を起して死んだ。

【セレタ】(セメヨン・パフヌチウイチ)一八七一年生。

最高經濟會議幹部員、國家計畫委員會幹部員、産業協同組合理事長。事務員の家庭に育ち、専門は統計經濟家、一九一七——一八年にはリヤザン縣執行會員、一九一八——二十一年迄農務人民委員長の要職にあり。全露中央執行委員にも一九二二年迄選舉された。後現職に移る。

【セレフリヤコフ】(レオニド・ペトロウイチ)

一八八八年生。

交通人民委員部參與。労働者出身、若くからポリシエグイキ派に加入し、革命運動に活動したため、十四回拘禁、五

回追放處分に附せらる。一九二二年以後の大会、會議には残らず出席、革命戦當時は戦線にあつて奮闘す。一九一七年から一九年迄モスクワソヴェト幹部委員、全露中央執行争員會幹部、一九一九—二〇兩年は共産黨中央委員會書記次で現職に轉じ、労働組合問題論争當時はブハーリン、プレオブラジエンスキー等と意見を一にし其後トロツキー等反幹部派に加はつてゐたが、一九二七年九月、反幹部秘密出版部の責任者として、共産黨から除名處分を受けた。

【ゼレンスキー】

共産黨中央委員、同中央亞細亞支部書記長。一八九〇年サラトフに生れ、高等小學を卒業十七歳にして社會民主黨に入り、一九〇八年頃迄労働組合、並に黨内で活動し官憲の壓迫で其後二回ナルイム地方へ流刑され其都度逃亡し、一九一五年から十七年までモスクワ附近の發電所で働いて居り革命と共に一八年から二〇年まで食糧供給事務に携はり、二二年四月から中央亞細亞に轉ずる迄モスクワ共産黨委員會書記長であつた。

ソ

【ソコリニコフ】(グリゴリー・ヤコヴレウイチ)

一八八八年生。

前共産黨中央委員、前財政人民委員長。智識階級出身、一九〇五年からボリシェヴィキに入黨、外國へ亡命して革命運動に従事す。三月革命後歸露し一九一八年ブラウダ編輯同人、市民戦争時代は戦線に轉戦して功あり。ヘーゲ會議並に一九二七年國際經濟會議に代表として出席。財政人民委員長として一九二三年幣制改革を成就せり。トロツキー一味の反對派に加はり、一九二六年失脚して財政委員長を罷免されて後あまり振はず。

【ソスノフスキー】(エル・エス)一八八八年生。

全露中央執行委員會幹部員、「メドノタ」(管農)紙の主筆。一九〇四年から秘密結社運動に参加、二年投獄、二回追放官憲の壓迫で外國へ亡命、十一月革命には積極的に大活動ななし功績多く、又新聞記者としても卓越せる手腕あり、「ペトログラード・ブラウダ」紙に記者たりし事あり。

【ソフー】一八八四年生。

クリミア共和國代表、民族會議委員、ソヴェト聯邦中央執行委員會委員。水飲百姓の家に人となり、一九〇四年頃から革命運動に従事す。一九二〇年共産黨に入黨、其後現職に就く。

【ソリツ】(ア)

共産黨中央統制委員、古い社會民主黨員にして、一八九七年「ラボーチエ・デロ」派の一員たり。革命運動の際で數年重懲役に處せらる。一九一七年「ソツィアル・デモクラット」編輯局參與、「ブラウダ」紙の編輯長たりし事あり、一九二二年共産黨中央統制委員となる。



# タ

【タン】(フエ) 一八七一年生、本姓グルグイチ。

メンシエグイキ派の首領、著述家として常に同派の機關紙に主筆となり筆をとつた。メンシエグイキ派の右翼にあつて同派の中央委員會に引續き席を占めてゐた。一九〇五年以後の反動時代には「清算主義」を支持し、戦時は戦争繼續を主張してレニン等ホリシエグイキとの闘争の第一線に立つた。三月革命後は妥協派となり、革命後はブルジョア政府との聯立を唱へて、ソグエト政權とホリシエグイキ派に極力反對した。ケレンスキー政府時代第一回ソグエト大會中央執行委員であつたが頼りに聯立政府を高唱した。一八九〇年代からの古い革命運動家で一九〇六、七兩年の社會民主黨大會其の他の各會議に度々出席した有力者である。

# チ

【チエホフ】(アントン・パヴロヴィチ)

一八六〇年—一九〇四年。有名なるロシアの作家、醫學を學び、初め小雜誌にユーモアな小品を書き、後頭角をあらはし多くの作品を残した。殊に劇作家としてロシア演劇史の上に重要な跡を残した。

【チエルウヤコフ】(アレクサンドル・グリゴリエウイチ)

ソグエト聯邦中央執行委員會議長、白露中央執行委員會議長。一八九二年ミンクス縣ドゥエルク村の貧農の家に生れ、ヴィリノの高等小學校を卒業、一九〇九年から一三年迄小學校教師、それより高等師範へ入學して一五年卒業、高等小學の教師に任命されたが戦争に動員兵卒より下級將校となる。一九一七年ホリシエグイキ派に入黨し、一九一九年白露教育人民委員長となりポーランドとの戦争中革命軍事會議政治教育部長。波露平和交渉には白露代表として出席、一九二〇年十二月より白露中央執行委員會議長、一九二三年ソグエト聯邦組織と同様に同中央執行委員會議長の一人に選ばれる。

【チエルヌイシェフスキー】(ゲ・エス)

一八二八年—一八八九年。有名なる文明批評家。唯心主義者に對する完膚なき諷評をあたへ、小説「何を爲すべきか？」のちで空想的社會主義の思想を展開させ、六、七十年代の青年に愛讀された。當時の革命運動にも參加した。

【チエルノフ】(ウエ・エム) 一八七六年生。

一八九三年から「人民の權利」一派に屬し、革命運動をなし一八九九年外國へ亡命、社會革命黨の機關紙「革命のロシア」主筆として活動、大戰勃發後はインターナショナルと防衛派の間を彷徨し、サンメルワルド大會にも出席した。三月革命後歸露して防衛派の色彩を鮮明にし、ケレンスキー政府の農務大臣となり七月事件後辭職した。社會革命黨の首領として反ホリシエグイキ運動に努む。

【チチエリン】(ゲオルギ・ワシリエウイチ)

外務人民委員長。一八七二年外交官の家庭に生れ、帝政時代外務省に勤務した。一九〇五年ホ派に入黨、十四年間外國で亡命生活を送りながら運動に従事し、一九〇八年、社會運動のためプロシヤ政府から追放を命ぜられた事あり、英國に長年居住し同國內で労働運動に携はつた爲め拘禁の末追放處分に附せらる。一九一七年末ロシアへ歸り翌年三

月からトロツキーの後を受けて今日迄引續き外務人民委員長の椅子を占む。ゼノア、ロザンヌ兩國際會議に出席した。

【チヘエゼ】(エヌ・エス)一八六三年生。

メンシエヴィキ派の長老、オテッサ大學に學ぶ、コーカサスで社會民主黨結社運動に参加、パトゥム、チフリス市の市會議員、第三第四國會議員にチフリスより選出、メンシエヴィキ院内總理となる。世界大戦には日和見主義を持ち、三月革命後レンングラド労働會長に推選され、ブルジョア黨との聯立論を主張した。十一月革命後は外國に脱れソヴェト政權反對の運動を續けてゐる。

【チャイコフスキー】(ニコライ・ワシリエウイチ)

一八三〇年—一九二六年。「人民派」革命家の長老、一八六九年レンングラドで組織された所謂「チャイコフ」一派の革命團を指導し、智識階級間に宣傳したり研究に従事した。同團から有名な革命家を多く生んでゐる。一八七四年國外へ亡命して英米にあり、一九一七年革命後歸國して祖國防衛派の首腦となる。一九一八—一九二二年英軍の援助の下にアルハンゲリスク白派政府の首班となり、没落後國外に去り反ソヴェト運動を繼續してゐたが一九二六年客死す。

【チャイコフスキー】(ピョートル・イリイッチ)

一八四〇年—一八九三年。非常に多くの作曲を残した作曲家。彼の残した十指にあまる歌劇のうち「エフゲニ・オネギン」「ピコロヤ・デーマ」は世界の舞臺に上演されてゐる。チャイコフスキーの音楽は歌ふに美しくまた心に残りやすいのな特徴とする。

【チュドフ】(エム・エス)一八九三年生。

共産黨中央委員候補、共産黨トウエルスカヤ縣ピエロー書記。活版工出身にして一九一三年ホリシエヴィキ派に入黨す。

【チュバリ】(ウラス・ヤコウレウイチ)

ウクライナ人民委員會議長、ソヴェト聯邦中央執行委員會幹部員。一八九一年エカテリノスラフ縣フェオドロフカ村の農民の家に人となり、小學校を卒へて更に工業學校を卒業、機械技手として、レンングラド、モスクワ其他各地の工場で労働す。一九〇七年入黨労働運動を指導して再三拘禁さる。三月革命後レンングラド中央工場委員會ピエロー委員に推され、十一月革命後一九二二年迄最高經濟會議幹部員、更にドン石炭業管理局長に轉じ一九二三年七月現職につく。

ツ

【ツェレテリ】(イラクリイ)一八八二年生。

メンシエヴィキ領袖、第二回國會には社會民主黨院内總務として勢望あり、一九〇七年國會解散後、他の六十四名の議員と共に重禁錮に處せられ、三月革命によつて西比利亞流刑地から解放された。メンシエヴィキ首領として最初チヘセと共に労働會を指導し、戦争繼續、ブルジョア黨との聯立を主張、ケレンスキー内閣に一椅子を占む。ジョルジヤ・メンシエヴィキ政府で重要な役割を演じソヴェト政府を攻撃した。今は國外にあつて反ソヴェト政府運動をやつてゐる。

【ツェルバ】(アレクサンドル・ドミトリエウイチ)

聯邦人民委員會議々長代理、労働防衛會議々長代理、國家計畫委員會議長、共産黨中央委員。一八七〇年生れ、農業技師統計家、一八九五年以來南部地方のマルクス主義研究團體に加入してシンピリスク縣へ追放され、其後ウファ、ハリコフ、トゥラ等で活動、最初イスクラ派、分裂後ポリシエヴィキ派、一九〇三年タンボフ縣で再び檢舉され、オロ

ホツスカヤ縣へ追放に處せられ、一九〇五年特赦で解放。其後ウファ縣で引續き活動、十一月革命後糧食人民委員長として給養事務を指導し、後現職に轉ず。

# テ

## 【ティミリヤゼフ】(カ・ア)

一八四三年——一九二一年。自然科学者、モスクワ大學教授、一九一七年七十四歳にして共産黨に入黨し一九二〇年モスクワ・ソヴェト議員に選ばれる。一九二三年モスクワに紀念像を建設された。

## 【デミヤン・ペドゥヌイ】一八八三年生。

ボリシエヴィキ派のプロレタリア詩人、下級労働者の家に生れレニングラード大學歴史哲學科卒業、彼の辛辣な諷刺革命的詩文は市民戦争時代労働民の志気を鼓舞する上に大きな役割を演じた。現代ソヴェト人民の要求に投ずるプロレタリア詩人中の流行兒。一九一二年ボリシエヴィキ派に入黨し一八八一年から二一年まで赤軍に交つて反革命軍と戦ひ、二二年から引つゞきモスクワ・ソヴェトの委員に選ばれてゐる。

# ト

## 【トゥガン・バラノフスキー】(エ・ム・イ)

經濟學者大學教授にしてストルツェ教授と共にロシアにおける十九世紀末の合法マルクス主義の有名なる代表者の一人。後自由主義者となる。市民戦中一時ウクライナにおいて大臣となり一九一九年死す。マルクス主義に關する有名なる著作あり。

## 【トゥルゲーネフ】(イワン・セルゲヴィチ)

一八一八年——一八八三年。有名なる寫實派の小説家、「ルーサン」「前夜」「父と子」その他世界的作品あり、一八四〇年代より七〇年代の社會的空氣を作品のうちに反映してゐる。トゥルゲーネフの小説の主人公は多く若い貴族の唯心論者を取扱つてゐる。

## 【ドストエフスキー】(フェオドル・ミハイロヴィチ)

一八二一年——一八八三年。有名なる小説家。一八四九年ペトラシエフスキーの社會主義團體に参加せる廉をもつてシベリアに流され其處にて「死せる家よりの手記」を書いた。初期の作品「貧しき人々」(一八四六年)にて怒ち互

匠としての全姿を現はした。代表作には「罪と罰」「虐げられし者」「カラマゾフ兄弟」その他がある。

## 【ドガードフ】(ア・イ)一八八八年生。

全露中央執行委員會幹部、全聯邦労働組合評議會幹部委員。植木職を父とし小學校を卒へ、十五歳にしてカザンの鑄物工場の職工となる。労働運動を始めたのはカザン金屬工組合の書記に推選された時で、其の頃より専心運動に熱心しかザンにおいて労働組合中央部を組織するに至つた。同時に社會民主労働黨カザン支部に黨籍を置いてゐたが、一九〇七年檢擧されてウオログダ縣へ二年間の追放、一九〇九年バクーへ移り同地石油坑に労働し、傍ら労働組合の書記を勤めてゐたが、一九一一年バクー黨務委員會は彼を巴里の黨學校へ留學せしめた。卒業と共に歸露し再びカザン、レニングラード等に於て革命運動に従ひ翌年一月のブラーダに於ける黨會議に出席し、歸途レニングラードに立寄つた所を、再び官憲に捕へられて、ウオログダ縣へ三年間の追放。世界大戦と共に召集され一八年迄各地戦線にあつた。除隊後カザンへ歸り同地労働組合市同盟議長となり、同時にタタール共和國労働人民委員長、同人民委員部幹部委員を兼ね、共産黨州支部委員にも推されてゐた。其後第五回

全露労働組合大会で現在の中央評議会幹部委員に選挙された。

【ドフガレフスキー】(ワレリアン・サウヤリウイチ)

前駐日ソヴェト大使。一八八五年キエフに生れ、一九〇四年社会民主労働黨に入黨し、革命運動に参画、同七年捕へられて重禁錮十六年に處せられ、西比利亞へ送られたが同年逃亡し、自耳義リエージュに至り同地大學物理數學科に學び次いで一九一三年南佛蘭西トルセ大學物理科を卒へ瑞典に渡り三月革命後歸露、郷里キエフ、レニングラード等でソヴェト機關の要職に就きストツクホルム、並に巴里の國際通信會議にソヴェト代表として出席した。一九二三年ソヴェト聯邦郵電人民委員長に推され、翌年瑞典駐劄公使に任命、一九二七年日本駐在大使に轉任したが更に同年十月佛國駐劄ソヴェト大使に任命された。

【ドフロヴィンスキー】(イ・フエ)

インノケンチといつた。一八七六年——一九一〇年。十七歳にして人民の意志派に入り革命運動に参加し、マルクス主義を學ぶに及んで人民派を去り社会民主派となり、一八九〇年代にモスクワ、サマラ等に活動、社会民主黨の分裂後ポリシエヴィキに屬し中央委員に選まる。一九〇五年

革命に参加し、一九一〇年煽動者マリノフスキーにより政府の手に售られ、トルハンスキー地方に流され、其處で自殺した。

【トムスキー】(ミハイル・パウロウイチ)

全聯邦労働組合中央評議會議長、共産黨中央委員會政治部員。一八八〇年レニングラードに生れ、小學校卒業後十三歳にして紙刷工場の徒弟となる。指を傷つけ同工場から追はれて石版印刷所を轉々、二十一歳にして一人前の石版工となり、レニングラードの諸所の石版印刷所に労働す。一九〇五年レヴアルへ移り工場で働きたが漸次革命運動に頭角を現はし同地の労働者仲間から敬愛され、一九〇五年労働者代表ソヴェトへ選出され、一九〇六年一月検査され、四月拘禁の後ナルイムスキー地方へ追放され、二ヶ月の後脱走す。同年八月レニングラードへ歸りアルタノモフの變名で働き、同地常務委員となり、一九〇七年春ロンドン大會に代表として派遣、歸來同年十一月集會中検査、一年間要塞監獄に拘禁され、一九〇九年巴里に於ける「プロレタリー」紙編輯總會に出席後中央委員會によつてモスクワへ派遣され活動したが一九〇九年十二月十三日再び検査され、一年拘禁の後五ヶ年の重懲役を判決されモスクワ

のプトウイルカ監獄に服役、一九一六年四月満期後更に終身追放としてキレンスクへ護送さる。三月革命後モスクワへ歸り更にレニングラードに移り、ポリシエヴィキ七月政變に活動、憲法會議召集準備のため働く。後金屬工組合機關誌「メタリスト」主筆となり、モスクワ・ソヴェトへ選出、其議長となる。一九一八年労働組合第四回全露會議で全露(後に全聯邦と改稱)中央評議會幹部委員に選出され、其機關紙の主筆並に労働組合モスクワ市評議會議長を兼ね次で一九一九年全露中央執行委員會トルキスマン管理委員會長に任命され、一九二二年再び労働組合指導事務に轉じ、最初は書記に第五回大會で全露労働組合中央評議會議長に選出さる。一九一八年以來引續き共産黨中央委員。

【トルストイ】(レフ・ニコラエヴィチ)

伯爵家に生れ、一八二八年——一九一〇年。ロシアの生める偉大なる思想家、小説家。作品「平和と戦争」「アंना・カレニナ」の如きは世界各國語に反譯さる。また十九世紀の末より二十世紀の初頭にかけて、ロシアのみならず各國の青年の間に思想的影響をあたへ、トルストイ主義の流行を現出した。宗教改革、惡に對する無抵抗主義を唱へ宗教聽より破門された。社会事業家としては飢饉救濟事業に關係しま

た農民學校を起して自から其の教師となつた。

【トロツキー】(レフ・ダウイドウイチ)

前陸海軍人民委員長。一八七九年エリザベトグラド郡ヤノフカ村の移住農民の家に生る。九歳の時オデッサ實業學校へ入學、七年級の時ニコラエフ市へ移轉し同地で始めて革命運動に参加し始め卒業後同地の労働者團體、「南露労働者同盟」の組織に参画、一八九八年同盟員全部と共に逮捕されニコラエフ、ヘルソン、オデッサ、モスクワ、アレグサンドロフ、イルクーツク監獄と諸所に移送され、最後にイルクーツク縣ウスチ・クトへ流刑に處せらる。一九〇二年流刑地から脱走して國外へ亡命、ウイennaから更にロンドンへ渡航す。一九〇二年末から五年二月迄「イスクラ」紙編輯同人となり、傍ら歐洲各國をロシア學生運動に就て講演して廻つた。第一次革命當時はレニングラド・ソヴェト執行委員となり議長フルスタレフの逮捕後委員長となり十二月三日他の執行委員と共に検査され、追放處分を受く。一九〇七年二月流刑地へ護送の途次マリコロソフから脱走してロンドンへ赴き、黨大會に出席す。後埃太利に移り獨逸左派社会民主黨と連絡をとり屢々往復、ウイennaにブラウダ紙を發行、既に思想的に分離してゐたレニンと論争、其

他獨逸境太利の各雜誌に寄稿して名聲を得た。世界大戦當時パリで「ナリシエ・スロヴォ」紙を發行、日和見主義的労働運動者の攻撃に努む。チンメルソルド、キンタルの兩國際會議に出席、一九一六年九月佛國政府の忌違に觸れ西班牙へ追放され、同國政府から有害分子として拘禁されたが、放免されて米國へ渡航す。三月革命後歸露の途中カナダ政府のため一ヶ月許り捕虜として抑留されたが、レニンがラード・ソヴェトの要求で解放、ケレンスキー政府時代にボリシエヰキに加盟し、レニンと協力し七月政變の際捕へられて約二ヶ月拘禁、同九月レニンがラード・ソヴェト議長に選舉され十一月革命には大に活躍す。革命後外務人民委員長としてブレスト對獨平和交渉を指揮し、最初レニン等に反對して自説を固持した。市民戦時代に陸海軍人民委員長並に革命軍事會議々長として偉大な功績を擧ぐ。第六回大會以後引續き中央委員、その後政治部員に選ばれる。一九二四年所謂トロツキズムを主張し、幹部派に反對運動を起し失敗して陸海軍委員長、革命軍事會議々長の要職から斥けられ、一九二五年中央利權委員長となり、最高經濟會議幹部員を兼ね、同會議の科學技術部長をしてゐたが、一九二六年新反對派と連合して再び反幹部運動をやり、大失

敗して一九二六年、黨政治部員、最高經濟會議幹部委員同科學技術部長を罷免され、其後も勢力盛返しに努力してゐたが益々不利な立場となり、一九二七年黨中央委員から除かれ引續き共產黨からも除名。遂に反黨陰謀の廉によりトルキスタン地方へ流刑さるゝに至つた。

【トロヤノフスキー】

駐日ソヴェト聯邦大使。  
一九二八年春トフガレフスキーと交代來任す。前内外商業人民委員部參與としてソヴェト商業經濟に通ず。

ナ

【ナボークフ】(ヴェ・エ・ア)

一九〇五年に組織されたロシア立憲民主黨(カテットと略稱)創立者の一人。同黨の機關紙「レーチ」の主筆、一九一七年革命と共に臨時政府の書記官長となり、大臣以上に活躍す。十一月革命後亡命し、一九二二年ベルリンにおいてロシア避難民大會の席上、極端反動派將校のため殺さる。

【ナリマーノフ】(エヌ・エヌ)

一八七〇年—一九二五年。前ソヴェト聯邦中央執行委員會議長、前共產黨中央委員候補者、高架索の教員出身。一九一七年ボリシエヰキ派に入黨、聲望高き人格者にして前記要職に推されてゐた外、高架索聯邦人民委員會議々長たり。一九二五年死去。民族的小説家としてコーカサス語をもつて數種の小説を書いた。

# ネ

【ネクラースルフ】(ニコライ・ワシリウイチ)

リゾフ内閣並にケレンスキー政府時代の交通大臣、左翼立憲民主黨員にして、一九一七年夏急進民主黨を創設せんとして失敗す。十一月革命後亡命。

【ネクラースルフ】(エマ・ア)

一八二一年—一八七八年。人民派の有名なる詩人、農奴制度に熱烈なる反抗を示せる詩を作り當時の革命的人心を動かした。十九世紀の急進的な雑誌「ソヴレメンニク」(近代人)の主筆。

【ネフスキー】(ワシリイ・イソノウイチ)一八七六年生。

レンイン圖書館長、共産黨史編纂委員。一八九五年より革命運動に参加、一八九七年社会民主黨に入黨、約三年間モスクワに活動、後、ロストフに於けるドン委員組織に参加、其間三度拘禁、一九〇一年ウオロネジへ追放處分を受けたが、同地で相變らず結社組織に盡力す。第一次革命時代から、一九〇八年までレンイングラーデで活動、其後ハリコフ、ウラル地方を轉々活動す。三月革命以後レンイングラー

ドにあり。軍隊内でホリシエウイキ派のため努力し、十一月革命後一九一九年まで、交通人民委員長、後スヴェルドロフ大學學監、共産黨中央委員會農村指導部主任たり。其後現職に轉じ、雑誌「クラスナヤ・レートビシ」(赤色年誌)を主宰す。

# ノ

【ノギン】(ワシリイ・ペトロウイチ)

前最高經濟會議々長、前全露織物シンヂケート理事長。一八七八年モスクワに生れ、レンイングラーデ「闘争同盟」に加盟し、西比亚エニセイスキー縣へ追放された。後脱出してニコラエフ市に到り再び捕縛され、アルハンゲリスク縣へ追放、一九〇五年脱走、一九〇八年モスクワに於ける協同組合大會参加中、又々捕へられトボリスクへ追放、脱出せんとして發覺、遂に一九一〇年脱出に成功したが、最後にはトゥーラで捕はれ、カルムイスクへ流刑に處せらる。一九一七年九月モスクワ・ソヴエトがホリシエウイキの手に歸してから直ちに議長に推された。十一月革命には其地位にあつて參畫功勞があつた。其後ソヴエトの要職につき、一九二四年五月死去す。生前の功績を紀念の爲め最高經濟會議建物前の廣場は、ノギン廣場と改稱された。

【ノウイツキー】(コンスタンチン・ペトロウイチ)

國立新聞大學校長、新聞雜誌記者中央ビュロー委員。指物工の家に生れ、革命運動には一九〇三年以來参加し、同

四年社会民主黨に入黨し、エリザベトグラーデ、オデッサ、レンイングラーデ其他の労働組合に於て活動、其間拘禁追放されし事數回、一九一四年から社会民主黨インタナショナル派に選出さる。一九一七年モスクワソヴエト編輯中央委員に選出さる。一九一七年モスクワソヴエト委員に再三選舉さる。一九二一年以來現職にあり。

【ノヴォルスキー】(エム・ヴェ)

一八六一年—一九二五年。一九八〇年代の末の人民の意志派革命家。一八八七年三月一日のアレクサンドル三世帝暗殺事件にレンインの兄アレクサンドル・ウリヤノフ等と共に連座し死刑を宣告され終身禁錮に減刑さる。一九〇五年までシリセリブルグ要塞監獄にゐたが、同年大赦に逢ふ。



【パウロヴィチ】(エム・エル)

本姓はツェリトマン。前東洋學院長。一八七一年、オデッサ生れ。一八九二年社會民主労働黨に入り、革命運動に参加し、其間一八九二年、一九〇六年、一九〇七年の三度逮捕投獄さる。革命後最高經濟復興委員會長、革命軍事會議南東戦線全權代表、ウクライナ教育人民委員長代理、コミンテルン委員、東洋民族ソヴェト委員、労働人民委員部參與東洋學術聯盟會長、陸軍大學教授、新聞學院教授、東洋學院長等の要職に歴任、有数の東洋通にして之に關する著書多し、一九二七年五月死去す。

【バザロフ】(グエ・ア)

古い社會民主黨員、一九〇五年革命當時はボリシェヴィキ派と行動を共にし、十一月革命後外國へ去り、メンシェヴィキ機關紙「ノローヤ・ジーズニ」の編輯同人となる。經濟學者にして著述家、資本論の露譯其他著書多し。

【バダエフ】(ア・イ)

一八八三年生。レニングラード協同組合聯合會長、共産

黨中央委員。旋盤工にして、一九一四年ボリシェヴィキ黨に入り第四回國會議員となり後檢舉されて流刑に處せられ一九一七年刑滿ちて歸る。

【バフートフ】(アレクサンドル・ミハイロヴィチ)

ソヴェト聯邦労働人民委員部參與、兼ロシア社・聯・ソ共和國労働人民委員長。一八八五年アルメニア生れのジョルジヤ人にして、一九一四年モスクワ大學卒業、一九〇七年以來革命に志し社會民主黨に加盟、二回ウオログダ縣へ追放され、同九年刑期終りてモスクワに歸るや、ボリシェヴィキ派となる。翌年モスクワ大學ボリシェヴィキ支部委員に擧げられ、一九一一年大學から放校され暫くコーカサス地方に妾を晦ました。十一月革命後労働組合事業に携はりモスクワ支部幹部に推され、モスクワ労働調節所を組織し同時に労働人民委員を兼ねる。

【ハリトノフ】

共産黨中央委員、同ウラル地方ビュロー書記長、智識階級出身、機械技師、一九〇五年より黨籍を有す。

【ハルトウリン】(ステパン)

一八七五年——一八八八年。「北部ロシア労働者同盟」(其項参照)の建設者、一八八〇年二月五日「人民の意志」團執

行委員會の命により皇帝暗殺の目的を以て冬宮を爆破したが、目的を達しなかつた。更に一八八八年シエルソコフと共にオデッサ縣の検事總長ストレリニコフを殺暗したが、其場で捕縛され、直ちに絞首さる。

【バルマシエフ】(エス・グエ)

一八八一年貴族の家に生れ、一九〇〇年キエフ大學の學生騒動に参加した廉で兵卒にされた。一九〇一年捕縛され出獄と共にキエフ社會民主黨團體に入ったが、その後テロリストとなり社會革命黨に轉ず。一九〇二年大臣シビヤギンを暗殺し、シリセリブルグ監獄で絞首さる。

# ヒ

## 【ピサリヨフ】(アイ)

一八四〇年—一八六八年。唯心論攻撃の論文を発表し當時の未成熟なる唯物論を以て論壇に流行兒となり、人民派の先覺として六〇年代の社會運動に大きな感化をあたへた點で有名な人物。

## 【ビヤタコフ】(ゲオルギイ・レオンチエウイチ)

一八九〇年生。

佛國駐在通商代表、經濟學者。共產黨へは一九一〇年入黨革命後最初のキエフ・ソヴェト議長、ブレスト條約當時は左翼共產黨に屬し其後も常に反幹部派に立ち最近はトロツキ、シノヴェイエフ、カメネフ等と行動を共にし、反幹部派運動に參畫す。一九二七年春まで最高經濟會議議長代理たりしも、反幹部運動の失敗と共に佛國駐在通商代表に左遷さる。

## 【ピンチュク】(エル・エム)

一八六八年生。

前倫敦駐在通商代表。トゥラ市に於ける最初の社會民主黨結社創立者にして最初メンシェヴィキに屬した。一九二

〇年共產黨へ入黨。一九一七年モスクワ、ソヴェト議長たりし事あり。一九一九年メンシェウエキを脱退協同組合全露中央同盟理事長に推され、貿易人民委員部の事務にも携はつてゐた。其後倫敦駐在通商代表であつたが、一九二七年英露斷交と共に引揚げた。

# フ

## 【フイグネル女史】(ウエラ・ニコラエヴナ)

一八五二年生。

古い有名な婦人革命家、人民の意思派の首領にして、一八七六年から一八八三年まで同派のテロリスト指導者として活動、一八八四年捕へられて當時社會を衝動させたフイグネル裁判事件で死刑の宣告を受けたが、一等を減ぜられ、シリセリフルカ要塞監獄に投ぜられ、一九〇四年アルハンゲリスクへ流刑、一九〇六年國外へ逃る。現在舊政治犯人協會幹部、また國際労働者援助協會の幹部。追想記などの著述をしてゐる。

## 【フガチヨフ】(エメリヤン)

エカリテリナ二世帝時代にウラル及びヴォルガ沿岸のカザツク農民一揆を指導したドン・カザツク出身の農民革命家。農民の解放貴族政府の打倒を旗印とし一七七三年九月十七日ピョートル三世帝と稱して反亂を起した。反亂は忽ち傳播しウラル兵器工場を手に入れウラルよりヴォルガ河の沿岸一帯に勢力を張つた。政府軍がウラルを占領するに及んで

フガチヨフ軍の間に内訌を生じ、フガチヨフ自身捕虜となりモスクワに運ばれ、一七七五年一月死刑に處せられた。

## 【フーシキン】(アレクサンドル・セルゲイイチ)

一七九九年—一八三七年。ロシアの生んだ最も偉大な

詩人、貴族として教養され、フランス詩派の影響をうく、十九世紀のはじめフーシキンは「十二月黨」革命亂にも關係をもつてゐた。多くの自由思想的な詩文は常に封侯官憲の忌諱にふるる所となつた。彼の作品はロシア文學上に大きな劃期を與へたばかりでなく、社會的進歩にも大きな刺激を與へた。代表作「高架索の捕虜」「ザブシー」「エフゲニ・オネーギン」「大尉の娘」その他。

## 【フジョンヌイ】(セメヨン・ミハイロウイチ)

ソヴェト聯邦革命軍事會議委員、兼赤軍騎兵總司令官。一八八一年農家に生れ、一九〇三年から軍隊に入營、十一月革命時代コーカサス師團會議議長、一九一八年二月から赤衛軍に投ず。赤衛軍騎兵團の組織者にして市民戦争當時赤騎兵司令官として、ポーランド戦線其他で反革命軍と奮戦す。戦功により赤旗勳章並びに武勳黄金刀を受く。

## 【フルツェフ】(グエ)

一八六二年生。社會革命黨員にして「プロロフ」紙發行



者。現在巴里にありて反ソヴェト新聞「オブシチエ・デーロ」の主幹たり。ウランゲリ將軍擁護者にして極端なソヴェト政府の反對者。

【フハーリン】(ニコライ・イソノウイチ)

共産黨機關紙「プラウダ」主筆、コミンテルン執行委員會議長、共産黨中央委員會議員、同政治部員。一八八八年中學教師の家庭に生れ、中學卒業後モスクワ大學法科に學び後ウイナ大學法科に學ぶ。一九〇六年社會民主労働黨に入り八年モスクワ委員會議員に擧げらる。一九一〇年檢擧され一年間入獄の後、アルハンゲリ斯克縣へ三年の流刑處分に附せらる。その後流刑地から逃亡して、一九一七年四月まで、ヨーロッパ各地を轉々し、大戦當時瑞典にあつたが捕はれて國外退去を命ぜられ米國に渡航し同國から歸露した。國外亡命中レニン等とボリシェヴィズムの宣傳に努め國際労働運動に参畫した。十一月革命にはモスクワで非常に活動し革命後人民委員會議の委仕によつて最高經濟會議官制案を作成し、又プラウダ紙主筆に推された。ブレスト平和條約に反對左翼共産黨主領としてレニン一派と論争したがその後自説を離れし一九一七年から引續き中央委員に選舉され、コミンテルン執行委員に擧げられた。マルクス主

義理論家として多數の著書あり、有名なものは「唯物史觀」「世界經濟と帝國主義」「過渡期の經濟」「經濟政策の新方針」並にブレオブラジエンスキとの共著「共産主義のABC」等がある。尙近年カメネフ、ジノヴィエフ、トロツキー等反對派の失脚に伴ひ幹部派の一人として重ぜられ、一九二七年コミンテルン執行委員會議長に推されるに至つた。

【フアノフ】(ア・エス)

革命軍事會議政治部長、共産黨中央委員會議書記。セミク、ヤンコフ、セルゲイ・ノソノヴィチ、等の三つの變名ありイワノゾオ・オズネセンスクの小商人の家に生れ、一九〇〇年實業學校在學當時から革命運動に志し、三年社會民主黨に入り、郷里の黨務委員會議宣傳部を主管、同五年警察に檢擧され、十月迄拘禁されたが放免後モスクワ、ヤロスラウリ等の各地を轉々して労働組合運動に携はる。一七年までボリシェヴィキ黨のニージネ・ノゾゴロド、レニングラード、サラトフ、サマラ各地の革命運動に参加檢擧されること十回、追放處分に遭ふ事四回に及ぶ。シベリヤの流刑地より三月革命によつて解放され、十一月革命當時レニングラード革命軍事委員として奮闘す。同年第六回大會で、中央委員に選ばれ、交通人民委員部參與に任命されたが、市民

戰爭時代に南露の戦線にあつて、ウクライナ軍事革命會議委員、第十五軍革命軍事會議員、ウクライナ國防會議委員として赤軍の指導に参畫す。後共産黨中央委員會議宣傳部を主宰しまた教育人民委員部參與たり。ストックホルム及びロンドン等の社會民主黨大會にも代表者として出席した。

【フマーシヌイ】(イ・オー) 一八九四年生。

共産黨モスクワ委員會議宣傳部長。事務員の子にしてモスクワ高等商業學校の經濟科を卒へ、十月革命後オレホフ・ズエフのソヴェト書記長に擧げられ、翌一八年労働人民委員部參與、一九二〇年エカテリンブルク縣執行委員兼革命軍事會議員に擧げらる。

【アラゴエフ】(ドミトリー)

一八五九年—一九二四年。ブルガリア社會民主黨の建設者。一八八四年ロシアにおいてマルクス主義團體「ブラゴエフ團」を組織す。一八八五年ロシアよりブルガリアへ退去を命ぜらる。ブルガリア共産黨の組織と共にその中央委員會議長となる。

【フリユハノフ】(エヌ・ペー)

ソヴェト聯邦財政人民委員長。一八七八年シンピルスク市の土地測量技師の家に生れ、中學時代左傾分子として放

校さる。一八九八年モスクワ大學に入り學生革命團體に入翌年學生騒動を起した廉で放校されモスクワより追放。一九〇二年社會民主労働黨に入り、カザン大學を一九〇八年終了し、同年捕はれ一年投獄の後再びゾログダに追放。更にウファ社會民主黨組織事件で檢擧され、一九一二、一三兩年入獄、一九一七年ウファ縣執行委員會議長、兼同地ソヴェト議長に選舉せられ、更に十一月革命後ウファ縣糧食委員部長たり。一九一八年食糧人民委員部參與、翌一九九年同人民委員長代理、一九二一年末同人民委員長に陞任し、一九二六年反對派のソコリニコフ失脚後現職に轉ず。

【フルムキン】(變名ゲルマンノフ) 一八七八年生。

内外商業人民委員長代理。一八九六年よりゴメル市に於て労働運動に携はり、一八九九年キエフに移り同地社會民主労働黨に加入、一九〇一年イスクラ派との合同を策し密告により檢擧され、東部西比利亞へ追放さる。間もなく流刑地を脱走しレニングラードに歸つたが、一九〇三年再び檢擧拘禁。一九〇五年ミンスク、ウイリノの兩地で活動、翌年レニングラードで三度檢擧され、後モスクワ、パター等に潜伏して運動に参畫、一九一一年再び西比利亞へ追放され、三月革命後はオムスク、クラスノヤルスク地方でボリシ

エヴィキ派として働き、一九一九年から二二年迄中央委員會  
西伯利及びコーカサス・ピュローの幹部となる。後、外國貿  
易人民委員長代理、一九二四年財政人民委員部參與に轉じ  
たが、再び現職に復す。

【フルンゼ】(ミハイル・ワシリエウイチ)

一八八五年生。前陸海軍人民委員長、前革命軍事會議々  
長。一九〇四年以來のボリシエヴィキ黨員、革命運動に活動  
して八年餘懲役に處せられ追放數回に及ぶ。十一月革命後  
南部戰線司令官、一九二〇年革命軍事會議ウクライナ代表  
兼ウクライナ軍總司令官。一九二四年トロッキ一失脚後陸  
海軍人民委員長、革命軍事會議々長となつたが、一九二五  
年秋病死す。共産黨中央委員に選出さるゝと數回。

【フレヴェ】(ウエ・カ)

一八六四年——一九〇四年。シビヤンが暗殺されて後  
内務大臣となり、一時ロシアの警察權を掌握し革命運動の  
擡頭を抑へるために日本との開戦の必要を説いた一人であ  
る。一九〇四年七月十五日革命家サゾノフに暗殺さる。

【フレオアラジェンスキー】(エフゲニ・アレクセウ  
イチ)一八八六年生。

經濟學者、著述家、前國家計畫委員、財政人民委員部參與。

一九〇三年ボリシエヴィキ派に加入し、其後一九一七年革  
命まで引續き運動に参加、追放五ヶ年半投獄五回の辛酸を  
嘗む。革命後チタ、ソヴェト議長、共産黨ウラル州支部委  
員、一九二一年教育人民委員部參與、更に財政人民委員部參  
與に歴任。トロッキ一派に屬し、終始幹部派に反對し、其  
結果一九二七年十月秘密活版所を設けて反幹部派の宣傳を  
した廉で共産黨から除名處分を受けた。經濟學に關する著  
書多し。ブハーリンとの共著「共産主義ABC」、また最近  
「新經濟學」を著はす。

【アレシコアレシコフスカヤ女史】

(エレナ・コンスタンチノウナ)一八四七年生。

ロシア革命のお婆さんと稱され、社會革命黨の創立者の  
一人。一八七〇年代より革命運動に參畫し、一八七八年有  
名な百九十三人裁判に連坐して五年の重禁錮に處せられ、  
西比利亞に服役す。刑期満ちて西比利亞より歸り一八九六  
年ケルシニニ等と共に「ロシア政治解放労働黨」を組織し、  
一九〇二年に新たに組織された社會革命黨と合併した。熱  
烈なテロリストとして農民間の宣傳に専心し數回社會革命  
黨中央委員に選舉さる。一九〇七年シンピルスク市で捕は  
れ、再度西比利亞へ流刑されたが、一九一七年三月革命に

より解放され、其の後ケレンスキー聯立政府を支持し戦争  
繼續を主張し、十一月革命後米國に亡命して現に同地にあ  
り、反ソヴェト宣傳を行つてゐる。

【ブレトネフ】(ワレンチン・フェオドロウイチ)

一八八六年生。

プロレタリア文化協會長。指物工としてレニングラード  
其他の鐵道工場で労働者の間に革命運動をしたため、檢舉  
されて五年間追放された。

【ブレハノフ】(ゲオルギ・ワシリエウイチ)

一八五六年——一九一八年。ロシアにおける革命的マル  
クス主義の父と言はれる。大學生時代より「土地と自由」  
派の革命團體に入り、同團の分裂後、チオルヌイ・ペレデ  
エル派(土地改革派)を組織した。一八八〇年外國に亡命  
し、マルクス及びエンゲルスの著作に親しみ西歐の労働運  
動の實際情勢を見たブレハノフは、人民主義を放棄してマ  
ルクス主義的世界觀に立つに至つた。一八八二年及一八八  
三年に有名な著作「社會主義と政治闘争」及び「我等の異  
見」を發表し、ロシア革命運動の新しい方向を示した。  
一八八三年、アクセリロード、ドイツチ、ザスリツチ等と  
「労働解放」團を組織した。一八九〇年より一九〇〇年に

亘る滔々たる國際的日和見主義との闘争の矢面に立てる正  
統マルクス主義者中ブレハノフは其の有力なる一人であつ  
た。一九〇一年、レニン、マルトフ、ザスリツチ、アクセ  
リロードと共に新聞「イスクラ」を創刊し、主筆の一人とな  
つた。ロシア革命家のうちで、プロレタリアの上に革命の期  
待をかけた最初の人物は、ブレハノフである。彼の著「一  
元論の史的発展」はマルクス主義者の必讀すべきものとさ  
れるに至つた。ロシア革命運動の上でブレハノフの弱い方  
面は戰術問題であるとされる。レニンとの分裂も此の方  
面で行はれ、一九〇三年のメンシエウイチとボリシエウ  
キの分裂後、ブレハノフはレニン等のボリシエウイチ派に  
對立するメンシエウイチの首領になつた。一九一七年社會  
民主黨の分派として「エチンストヴォ」を組織し、十一月  
革命後ソヴェト政府と相容れず外國に亡命して死んだ。

【フコホヴィチ】(エス・エヌ)

經濟學者にして社會運動家。ロシア社會民主主義者同盟  
の會員となり「經濟派」の指導者。一九〇五年に結成され  
た立憲民主黨の中央委員となり、間もなく脱退、一九一七  
年三月革命後ケレンスキー内閣の大臣となり、十一月革命  
後亡命。外國において反ソヴェト運動を行ふ。



【ヘシエホノフ】(ア・ウエ) 元ケレンスキー政府の食糧大臣、古い「人民の意思派」の革命家。農業問題に造詣深く批評家として名あり。ケレンスキー内閣時代の食糧大臣に選ばれ、社会革命黨と立憲民主黨の中間を行く国民社会黨の創立者である。十一月革命後亡命して国外にあり。

【ペトロフスキー】(グリゴリ・イワノウィチ) 一八七七年生。

ソヴェト聯邦中央執行委員會議長、ウクライナ共和国中央執行委員會議長、共産黨中央委員政治部員候補。ハリコフ市の裁縫師の家に生れ、教會學校の初等科を卒へ工場労働者の群に投じ、エカテリノスラウリ市で列物工として労働、一八九五年以來社会民主黨結社に加入。其後檢學された事二回、一ヶ年半獄中に送る。一九〇六年官憲の追究嚴重なるため一時ドイツに亡命し間もなく歸露して一九〇七年から一九一二年迄工場労働者の間に活動、其間第四期國會議員に選出さる。一九一四年國會に於けるボリシエヴィキ派の

世界大戦に對する方針審議のため集會の際檢學され、同志と共にシベリアへ終身追放の刑に處せられ、最初トゥルハンスク、次にエニセイスクに移送されたが、同地で宣傳した廉で更にヤクーツクへ、遠流さる。三月革命で解放、十一月革命後一九一九年四月に内務人民委員長となり、次でウクライナ中央執行委員會議長に推され、ソヴェト聯邦の組織と共に同中央執行委員會議長の一人となる。

【ペトラシエフスキー】(エム・ツエ)

一八一九年—一八六七年。一八四五年フリーエ、ブルードン、ルイ・ブラン等の學說を研究普及する團體を組織し「宣傳協會」と名づけた。一八四九年多數の弟子と共に捕はれ、始めペトロパウロフスク要塞監獄に、次でシベリアへ流刑さる。同五六年赦免を拒絶し遂にシベリアで死んだ。

【ペロフスカヤ女史】(ツファイヤ・リゾヴナ)

一八五四年—一八八一年。ニコライ一世時代の有名な將軍ペロフスキーの娘、若くして革命家チャイコフスキー團に入り、百九十三人裁判に連坐して無罪となり、その後北部に流される途中脱走潜伏し「土地と自由」「人民の意志」等の革命團體を組織し、屢々テロルに参加し、レニンの兄等と共にアレクサンドル三世帝暗殺に關係し、同志と共に四月三日絞首さる。

# ホ

【ボグダーノフ】(ア・ア) 本姓マリノフスキー

醫師にして一八九〇年代からモスクワ、トウエリ、トゥラ其他で革命運動に参加、ウオログダ縣へ三年の追放に處せらる。社会民主黨第二回大會で分裂後ボリシエヴィキ派に加はり其中央委員に選ばれる。次でストツクホルム聯合大會で再び選ばれて聯合中央委員となる。第二期國會解散後國會ボイコット、「召還主義」を主張し「ボグダノフ」派と稱する特別の左翼ボリシエヴィキ一派を組織した。國外に於てルナチャルスキー、アレクシンスキー、ウオリスキー等と共に機關紙「フベリヨド」を發行し「フベリヨド」派の稱あり。マルクス主義の普及者として多くの著書あり一九〇九年、「經驗一元論」を書きマフ、アヴェナリユスの思想を哲學的に完成せんと試みた。一九〇九年ボリシエヴィキ黨から除名された。革命後モスクワにあり、著述に従つてゐたが一九二八年四月卒然腦溢血で死んだ。

【ボグダーノフ】(ベ・ア) 一八八二年生。ロシア共和国最高國民經濟會議議長代理。アレクサンド

ロフスキー商業學校を卒へ技師となり、一九〇九年からボリシエヴィキ派に加入し、一九二一年以來現職に就く。

【ボゴスラフスキー】(エム・エス)

モスクワ市ソヴェト幹部、全露中央執行委員。文選工にして革命前ウクライナ各地の工場にあり活動した。

【ボクロフスキー】(エム・エヌ) 一八六八年生。

歴史家、教育人民委員長代理。モスクワ大學歴史哲學科卒業後女子大學院教授、社会民主労働黨には一九〇五年加入。六、七兩年同黨モスクワ委員會文學部員、一九〇五年革命思想宣傳の廉で拘禁され間もなく釋放、ロンドン大會にはモスクワ委員會から選ばれて代表として出席、其儘外國に止まり、マルクス學研究に努力す。十一月革命後歸露ノギンに代つてモスクワソヴェト議長となり後教育人民委員長代理に轉じ、モスクワ大學共産黨大學の教授を兼任す。歴史に關する著書頗る多し。共産黨アカデミー議長。

【ボボフ】(エヌ・エヌ)

共産黨中央委員會宣傳部長。ウラザコーカサス市の中學教師の家に生れ、中學在學中革命運動に志し、一九〇六年社会民主労働黨に入黨革命前迄引續き新聞記者宣傳者として活動す。之がため度々逮捕され、追放處分二回投獄期間

三年に及ぶ。一九一七年から二〇年迄ドン河谷地方委員會書記、同時に新聞「コンムニスト」主幹を兼ね、一九二一年ハリコフ縣執行委員會書記、更に一九二三年共産黨中央委員會少數民族部長を経て現職に就く。

【ボホフ】(コンスタンチン・アンドレウイチ)

共産黨中央委員會宣傳部長代理。一八七六年オムスク生れの西比利亞兒、一八九九年以來革命運動に参畫、革命後一九二二年迄オムスク縣共産黨支部幹部員、オムスク、ソヴェト議長、同縣執行委員會議長たり。

【ホドウオイスキー】(ニコライ・イリツチ)

普通教育普及委員長。一九一九年ウクライナ赤衛軍の司令官として活動したが、其後引續き現職に就いてゐる。

【ボトレソフ】(ア・エヌ)

メンシエヴィキ首領、著述家、一八六九年モスクワに生れレニングラード大學を卒業、「労働階級解放闘争同盟」創設者の一人。レニン等と共に當時の革命運動家中の有力者であつた。一八九八年檢舉されてザトカへ追放、満期後外國へ亡命「イスクラ」紙の編輯同人となる。一九〇三年の第二回大會に列席、彼の提議した對自由主義者案は大會で採決さる。ボリシエヴィキとメンシエヴィキとに分裂後

メンシエヴィキ派の首領となり、第一次革命當時歸露し世界大戰當時は社會主義愛國者としてボリシエヴィキと對抗した。

【ホドロフスキー】(ヨシフ・イサコウイチ)

一八八五年生。

教育人民委員長代理、中央職業教育局長。一九〇三年社會民主黨入黨、革命運動のため投獄、追放數回に及ぶ。一九一九年迄宣傳者として戦線に出て活動、一九二〇年共産黨カザン支部副議長、一九二一年トウラ縣執行委員會幹部員、一九二二年共産黨中央委員會西比利亞ビュロー書記、等を歴任現職に轉ず。

マ

【マクシモフスキー】(ワシリイ・ニコライウイチ)

一八八七年生。

前全露中央執行委員、一九〇三年より社會民主黨に入り、一九〇六——九年同黨モスクワ委員會委員となり、ハリコフ、サマラ等の各地で活動、再三檢舉追放、一九一五年にイルクツクへ追放されて流利地にあつたが、三月革命で解放され一九一七年「モスクワ報」「ソツリアル・デモクラト」兩紙の記者をなす傍らモスクワのボリシエヴィキ・ビュロー委員、一九一八、九年モスクワ縣執行委員、其後共産黨中央委員に選ばれた。プレスト嫌和會議時代には左翼共産黨派に屬し、其後民主主義的中央集權主義を主張し、レニン等幹部派に對して反對を唱へ失脚した。

【マクラコフ】(ヂェ・ア)一八七〇年生。

前ケレンスキー政府時代の駐佛大使、辯護士出身、第三第四國會にモスクワよりの選出議員たり。立憲民主黨右翼にして、ケレンスキー内閣により駐佛大使に任命さる。

【マスロフ】(セミヨン)

前農務大臣、社會革命黨の右翼。ロシアにおける協同組合發達の助成者にして、農業問題に關する造詣深く、ケレンスキー内閣當時チエルノフに代つて農務大臣となる。三月革命後聯立内閣を力説した。

【マスロフ】(ピョートル)

有名なメンシエヴィキ派經濟學者にして農業問題に造詣

深し。一八六七年オレンブルグのコサツクの家生まれ、一八九六年最初の合法的マルクス主義新聞「サマルスキー、ウエストニク」紙の編輯に従事した。一九〇六年ストツクホルムに於ける社會民主労働黨大會に出席し、レニンの提案せる土地國有案に對抗し、土地公有案を提出し、ブレハノフの修正を容れて、大會の採決する所となる。一九〇七年第二期國會には社會民主黨院内團を牛耳り、反動時代には右傾して清算主義的態度を持す。一九〇八年筆禍にあひ二年間投獄されたる事あり。大戰中は、ロシアのプロレタリアートは獨逸を飽まで征服すべしと主張し、帝國主義的見解を力説した。

【マヌイリスキー】(ドミトリ・ザハロウイチ)

一八八三年生。

「コンムニスト」紙主筆(ハリコフ市)、共産黨ウクライナ

中央委員、コミンテルン執行委員。新聞記者出身、一九〇三年社会民主労働黨に入黨、革命運動に参畫して功勞多し。

【マフノー】(ニコライ・イワノヴィチ)一八八六年。

エカテリノスラフ縣グリアイ・ボーレ村に生れ、同地農具製造工場に運搬夫として働いてゐたが、無政府主義者となり、警官侮辱罪に問はれ、重懲役囚としてシベリヤへ送致さる。革命戦當時ウクライナ地方で農民を驅り集めて頭領となりソヴェト政權に反抗したが、一九二〇年鎮壓され、マフノー自身は波蘭領へ逃走した。

【マヤコフスキー】(ウラヂミール)

未來派の詩人、ロシア未來派の父と稱せらる。一八九四年生れ、一九〇八年ロシア社会民主労働黨モスクワ支部に加盟、二度捕縛さる。多くの詩集を著し、尤も有名なるものはプロレタリア革命を謳へるものに多い。

【マルトウイノフ】(ア)筆名ピツケツタ。

前メンシェヴィキ領袖、一八九〇年代に於ける有名な社会民主労働黨の活動家にして、一九〇〇年代には、ロシア社会民主黨在外同盟會員、「ラボーチエ・デーロ」紙同人。經濟派(エコノミスト)中の指導者にしてロシアにおける經濟主義の理論家。第二回黨大會には在外同盟の代表

として参加し、メンシェヴィキとなる。ストツクホルムの兩派聯合大會には「現時の状況とプロレタリアートの階級的任務」に就て演説し國會ボイコット、ブルジョア黨との即時断交を主張した。一九〇八年には、ダン、アクセリロイド、マルトフ等と共に清算主義を主唱し、又、メンシェヴィキ機關紙「ゴロス・ソツィアル・デモクラータ」紙編輯に携はる。現在は従來の態度を一變しレニニズムを承認し、ソヴェト政府の支持者となり共産黨内に働いてゐる。

【マルトフ】(オ・ユ)

本姓ツエデルバウム。一八七三年南露クリミヤに生れ、一九二三年外國に死す。メンシェヴィズムの首領。一八九〇年代の末レニンと共にペテルブルグ「労働階級解放闘争同盟」を結成し、捕はれてシベリヤに流刑、次で一九〇〇年の末レニン、ボトレッツフ、アレハノフ、ザスリツチ女史、ペ。アクセリロイド等と共に「イスクラ」編輯部員となり、ロシアにおける社会民主主義運動の發展に大きな役割を演じた。一九〇三年のロシア社会民主労働黨第二回大會に於いて、黨の組織問題について彼の草案せる綱領とレニン等大會の多數派、ボリシェヴィキ派の提案せる綱領との間に不一致を見、マルトフは其の同志と共に少數派(メンシェヴィ

キ)を結成す。世界大戰の當時彼はメンシェヴィキ・インタナショナルリスト(其の項参照)となり、チンメルワルド會議に参加した。一九一七年三月革命の勃發と共に防衛主義を主張せる自派の多數と分れて、インタナショナルの立場を保持し、第二回ソヴェト大會において、メンシェヴィキの多數及び右翼社会革命黨が脱退せる後にも彼は大會に残つて活動した。然し間もなく彼の周圍を取巻くメンシェヴィキに引かれて十一月革命の後にソヴェト政權に反對し、一九二一年に至つてメルリンへ亡命した。それ以來、生涯の終りまでボリシェヴィキのソヴェト政權に反對して論陣を張つた。「レニン」「労働階級解放闘争同盟」「メンシェヴィキ」其他の項参照。



【ニコヤン】(アナスタシ・イワノウィチ)

ソヴェト聯邦内外商業人民委員長、同中央執行委員、共産黨中央委員、政治部候補者。一八九五年高架索チフリスの労働者の家庭に生れ、中等教育を受く。ポリシエグイキ派には一九一五年入黨。三月革命直後黨の命令によりバグラーに派遣され、同地において宣傳に努め、後チフリスに歸りポリシエグイキ派チフリス委員會書記となる。一九一八年シヨルジャのメンシエグイキ軍と戦闘し、バグラーのソヴェト政權が轉覆するに及んで戦線よりバグラーに歸り秘密裡に活動し、其間英國官憲に捕へられ銃殺せられたが危ぶく脱れ、其後危險を犯して一九二〇年遂にソヴェト政權の建設まで同地で奮闘した。更に一九二二年までニージニ・ノヴゴロド縣執行委員會議長、次で共産黨北コーカサス地方支部書記となり、第十一回共産黨大會で中央委員候補、第十二回大會で中央委員に擧げらる。一九一九年より引續き中央執行委員の任にあり、一九二六年カメネフ失脚の後を承けて内外商業人民委員長、共産黨中央委員、政治部候補

補者に選舉された。

【ミハイロフ】(ワシリー・ミハイロウィチ)

共産黨中央委員、全聯邦労働組合中央評議會幹部員、労働組合モスクワ市評議會議長。一八九四年労働者の家庭に生れ、小學教育を受けたのみで一九〇七年に活版所の徒弟となり、其後一九一七年まで製本職人として労働に従事。一九一二年頃から労働運動に入り、モスクワ印刷工組合に屬し、一九一五年ポリシエグイキ派に入黨、翌年モスクワ印刷工組合評議員、一九一七年労働組合中央評議會委員、一九一八年赤衛軍政治部員、一九二〇年モスクワ印刷工組合支部評議員、次で労働組合モスクワ市評議會幹部員、並に共産黨中央委員に選舉さる。一九二四年共産黨モスクワ委員會書記に推され、第六回全聯邦労働組合大會以來、全聯邦労働組合中央評議會幹部員に選出され、同モスクワ市評議會議長を兼ねて現在に至る。

【ミハイロフスキー】(エヌ)

一八四二年——一九〇四年。批評家、雜誌記者、人民派革命團中の著名なる理論家。人民の意思派に屬し、一八九〇年代においてロシアのマルクス主義者と猛烈に論争した。雑誌「ルスコエ・ボガストヴォ」を主宰した。社會

革命黨は、ミハイロフスキーを以て同黨の始祖の一人なりとしてゐる。レニンは初期の主なる著述の多くの部分をミハイロフスキー一派との論争に割いてゐる。

【ミリュコフ】(ペ・エヌ)一八五九年生。

立憲民主黨首領、前外務大臣、モスクワ大學教授にして第一期國會開設當時立憲民主黨から首相候補者に擧げられた事あり、大戦中はターダネルス、ガリシヤ、東部プロシヤ、アルメニア等を露國に併合せんことを主張した。第四期國會では進歩派聯盟の首領にして、一九一七年三月革命の日に議會で有名な皇弟ミハイル大公の帝位推選演説をし、またカザツク大會で反インタナショナル主義演説をした。臨時政府の外相として四月十七日附聯合國に發したロシアは飽まで戦争を繼續するの誠意を誓ふ通牒は労働者の反對に遭ひ、遂に辭職を餘儀なくされた。十一月革命後は反ソヴェト政權運動の首魁として、反革命將軍を操縦して、ソヴェト政權轉覆運動に努力してゐる。現在バリーにあり左翼立憲民主黨新聞「ボスレドナヤ・ノーヴォスチ」紙を主宰してゐる。

【ミリュチン】(ウラヂミール・パウロウィチ)

ロシア共和國財政人民委員長。一八八四年クルスカヤ

縣の一教師の家に生れ、モスクワ高等商業學校に學び、またレニングラード大學に在學す。最初はメンシエグイキ派に加入してゐたが脱黨し、大戦當初からポリシエグイキ派に投ず。一九一七年四月の黨會議で中央委員となり、同六月ソヴェト中央執行委員に推され、同時にレニングラード市會副議長たり。十一月革命後農務人民委員長、次で最高經濟會議々長代理、中央社會保險局長を経て現職に轉ず。ソヴェト農政問題に關する彼の著書は重きをなす。

【ミヤスニコフ】(ア・フェ)一八八六年生。

共産黨中央委員候補、コーカサス聯邦共和國中央執行委員會議長。智識階級出身にして一九〇五年社會民主黨に入

ム

【ムラロフ】(ニコライ・イワノヴィチ)  
 前モスクワ軍管區司令官。一八八七年農家に生る。農業技師。一九〇三年ホリシエヴィキ派に入黨、革命運動のため一九〇二年—六年に度々官憲の檢擧後、召集されて一兵卒となる。一九一七年から一九一九年迄モスクワ地方軍司令官となり一九一九年東方戦線に於ける第三軍革命軍事會議委員、一九二〇年第十二軍革命軍事會議委員に轉じ、後、一九二四年迄モスクワ軍管區司令官の職にあり。市民戦時代の武功により、赤旗勳章を授けらる。

命後協同組合並に出版事業の指導に任じてゐる。

【メドウェデフ】(エス・ベ)一八八五年生。

前金屬工全露同盟會長、レニングラードの工場附屬夜間日曜工業學校に修業せし列物工にして、一九〇二年以來革命運動に加はり兩三回投獄追放處分を受く。一九一七年には革命戦に参加し、十一月革命後、全露中央執行委員に選出。シリヤブニコフ、コロントイと共に労働者反對派の首領として、夙に共産黨から除名された。

【メリニチヤンスキー】(ゲ・エヌ)一八八六年生。

全聯邦労働組合中央評議會幹部會員。十一歳にして時計工場の小僧に住み込み、一九〇二年社會民主黨に入黨、一九〇五年ホチコムキン一揆に参加す。其間多くの労働組合を組織し、オアツサ労働者代表ソヴェトの委員たり、再三投獄追放され、最後にはイルクツクへ追放されたが同地から脱出、米國へ亡命、米國でも労働運動をやり、度々逮捕され、世界大戦開始後在米ロシア人の間に戦争反對運動をやつてゐたが、三月革命後歸露の途中トロツキーと共にカナダ英國官憲に拘禁され、一九一七年五月歸露後、労働組合指導に任じ、後、モスクワで労働組合モスクワ市評議會議長に推され、次で現職に轉ず。

メ

【メイエルホリド】(ヴェ・ア)

ロシア共和國の人民俳優(註・人民俳優とはソヴェト藝術家の最高位を示す稱號で政府より與へられる)。有名な舞臺監督、劇界に革命的な新道を打開せんとする彼の運動は昨今世界に有名となりつゝある。日本では築地小劇場で屢々メイエルホリド式演出の傾向を見せてゐる。

【メシチエリヤコフ】(ウラザミル・ニコライヴィチ)

國民科外政治教育部長代理。一八八五年教師の家庭に生れ、高等工業を一年級で退學し、一九〇五年入黨、結社運動に努力す。捕縛されて一九〇六年から一二年迄重禁錮に服し後國外へ脱出して佛國へ亡命す。革命と市民戦争時代はウオルガ沿岸地方並にウクライナにありて黨務を指導した。

【メシチエリヤコフ】(ニコライ・レオニドヴィチ)

コミンテルン協同組合幹部會員、國立出版會社支配人。自耳義リエシ大學卒業、一八九五年から一九〇一年まで人民の意思派に屬し革命運動に携はつてゐたが、後社會民主黨に入黨、四年半の間入獄十ヶ年半流刑された。十一月革

# モ

【モストヴェンコ】(バヴォル・ニコライウイチ)

一八八一年生。

前チエグ・スロヴァク駐在通商代表、前リトヴィヤ駐在公使。技師にして一八九九年以來革命運動に携はり、一九〇七年國外に亡命、白耳義、獨逸、瑞典等を轉々流浪三年に及ぶ。革命後全露中央執行委員會の代表としてパシキル共和國にあり一九二一年リトヴィヤ駐劄公使、一九二三年チエグ・スロヴァク駐在首席通商代表。

【モロゾフ】(エヌ・ア)

一八五六年生。人民の意思派に屬する革命家、テロリスト、同派の秘密出版所が檢舉されて後、一八八〇年國外に亡命し、社會主義運動家として有名なるラウロフ、ガリトマン等と共に新聞を發行し、小冊子、論説等でテロルを主張した。一八八一年密かに歸國せんとして國境で捕はれ、同志二十名と共に裁判に附せられ、終身重禁錮の判決を受け豫審中の二年と合せて、二十五年間を牢獄に繋がる。獄中で文獻的價値ある著作をなす。十一月革命後、ソヴェト政府は

彼の革命及び著作上の功勞を認めて恩給を給してゐるが、引續き學者として仕事を續けつゝある。

【モロトフ】(グヤチエスラフ・ミハイロウイチ)

共産黨中央委員會書記、共産黨中央委員會政治部員。一八九〇年モスクワに生る。父は商店員、實業學校卒業後、高等商業學校に入學したが、三年級の時放校さる。一九〇六年社會民主黨に入黨、革命運動のため、投獄六回、流刑二回に及ぶ。三月革命後は、レニングラードソヴェト内のハリシエヴィキ派委員長たり、十一月革命後、一九一八年には北部國民經濟會議議長、一九一九年共産黨中央委員會並に全露中央執行委員會特派員としてウオルガ地方の黨務並にソヴェト機關監察、一九二〇年ニージュネ執行委員會議長、兼共産黨縣支部委員、次で共産黨ドネプル支部書記に轉じ、一九二一年ウクライナ共産黨中央委員、翌年共産黨中央委員會委員に擧げられ、更に政治部員に選出され、現在に至る。トロツキー一派の幹部派攻撃並に新反對派の運動に對し、常に幹部派として奮闘してなり、全聯邦農民大會議長として共産黨農業政策遂行の中心人物である。

# ヤ

【ヤコウレフ】(ヤコフ・アルカザウイチ)

農民新聞主筆。一八九六年グロネドスカヤ縣ベロストクに生る。一九一一年頃中學在學中からマルクス主義團體に入り一九一三年ハリシエヴィキとなり、その後、一九一六年レニングラードで檢舉投獄されたが、三月革命で解放、革命後ウクライナ共産黨第一回大會で中央委員に選出、ベトリユラ反革命團がハリコフを支配してゐた時代ハリコフ革命委員會長とし活躍す。一九二二年共産黨中央委員會宣傳部長代理を経て、現職に移る。

【ヤコウレフ女史】(ワルワラ・ニコラエウナ)

教育人民委員部參與。一九〇四年モスクワでハリシエヴィキ派に参加し、數回投獄され、ナルイム地方へ二度、最後にはアストラハン縣へ追放されたが、其都度脱走した。ケレンスキー政府時代には勇敢に十一月革命の準備に活動し、革命後モスクワ、西比利亞兩地を轉々して黨務並にソヴェト機關の要職に就き後現職に轉ず。

【ヤロスラウスキー】(エメリヤン・エメリヤノウイチ)

共産黨中央統制委員會書記長、一八七八年生。シベリア流刑囚の子。一九〇三年入黨ザバイカル州の社會民主黨創立者。革命運動のため八年間重禁錮に、四年間ヤクーツクへ追放された。一九一七年ヤクーツク州委員會幹部一九一八年「農村ブラウダ」紙主筆、その後革命軍事委員、一九一九年全露中央執行委員會のカザン、サラトフ兩地方全權、共産黨ベルム縣ビエロー議長、「ベルムスカヤ・ズヴェズダ」並に「グラスヌイ・ウラル」兩紙主筆を兼ねた。一九一九—二二年オムスクのソヴェト委員、共産黨中央委員會西比利亞ビエロー書記長、「ソヴェトスカヤ、シビリ」紙主筆を経て現職に移る。共産黨組織問題に關する多くの著書あり、彼の筆になる「レニンの生涯と事業」は各國語に反譯さる。



四

【ユレネフ】

前イタリア駐ソヴェト全權。古い革命家で、ミンスク、レニングラード等の秘密結社に活動した。一九一七年にはトロツキー等の属するレニングラード「各區聯合」派の發起人の一人でボリシェヴィキとの合併につくした。其後赤衛軍内にあつて奮闘、後イタリア駐劄全權に任ぜらる。

三

【ヨギヘス】(エリ・エス)

トウインシカとも名のつた。一八六七年——一九一九年。一八八八年以來革命運動に参加、一八九〇年外國にのがれてブレハノフと知り、ローザ・ルクセンブルグの感化をうけて波蘭革命運動に加はつた。一九〇六年ワルソウで捕縛され、後脱獄。波蘭社會民主黨の組織者として其綱領を起草した。世界大戦と共に獨逸に革命宣傳を行ひスマルタックス團に入り一九一九年ベルリンにてリブクネヒトと共に殺さる。

【ヨツフエ】(アドルフ・アブラモウイチ)一八八三年生。

前極東全權、中央利權委員會幹部。醫師出身、一九〇一年社會民主労働黨に加入し絶えず革命運動に携はつた。一九一四年から一七年迄監獄と流刑地で過した。三月革命後レニングラード市會議員に選舉され、十一月革命の時はレニングラード革命委員會の議長であつた。市民戦争に際し國防會議委員として各地の戦争に参畫し、ユデニッチ反革命軍との戦ひにはレニングラード國防委員會委員として参加した。一時共産黨トルキスマンピュロー議長たりし事もあ

り一九一八年アレクサンドロフ露獨媾和交渉代表を振り出しに外交方面に活躍し、リトヴィヤ、ラトヴィヤ、ポーランド等との外交交渉に當り、一九二一年のセノア國際會議にもソヴェト政府代表として出席した。最初の駐獨ソヴェト大使に任命され、宣傳文書事件で歸還し一九二二年には長春會議ソヴェト・ロシア側全權、引續き北京駐在極東全權たり。更に日本へ渡航し日露豫備交渉を遂げた。一九二三年極東を引揚げ後埃太利駐在ソヴェト大使に任命されたが間もなく歸露しトロツキーの主管する中央利權委員會議長代理たりしも、病氣のため一九二六年同會幹部會員の閑職につき、トロツキー派の徹底的に失脚せる一九二七年十一月極度の神經衰弱で自殺を遂げた。

【ヨルダンスキー】(エヌ)

前伊太利駐在ソヴェト大使。元來メンシエヴィキにして「ソヴレメンヌイ・ミール」新聞の主筆としてゴロフの筆名で鳴つた。後ブレハノフ等の「エヂンストヴォ」派となつてゐたが、十一月革命後左翼に轉じヘルシンガフォルスでソヴェト擁護の日刊新聞を發刊した。一九二二年共産黨に入黨し、翌二十三年伊太利駐劄ソヴェト大使に任命され、其後ケルジエンツェフと更迭した。

# ラ

## 【ラウロフ】(ペ・エリ)

一八二三年—一九〇〇年。革命團體人民派の首腦。亡命第一インタナショナルの會員となる。外國にあつて一八七三年から一八七六年まで個人雜誌「フベリヨド」を發刊、「人民の中へ」の思想を展開させ、人民大衆の啓蒙の必要を説いた。歴史、哲學、社會學に關する多くの著述あり。

## 【ラコフスキー】(フリスタアン・ゲオルグウイチ)

前駐佛大使、同外務人民委員長代理。一八七三年ブルガリア生れの猶太人、一八八九年ブルガリア、ルーマニア間にあつて革命運動に参加、一八九〇年セネバに於てロシア革命家と連絡をとりロシアへ入り込んだが、官憲のためブルガリアへ追放さる。世界大戰當時インタナショナル主義を高唱した廉でルーマニア官憲に捕へられ牢獄にあつたが、一九一七年ロシア革命軍のヤツス占領により解放され、其後つとロシア内にありて共産黨中央委員に選舉され、又共産黨インタナショナル創立に努力し、ウクライナ人民委員會議長を経て一九二三年秋から英國駐在大使、後佛國に

轉じた。トロツキー等の反幹部派に屬し一九二七年夏反對派の聲明に署名した事が問題となり、佛國政府の要求で同國から召還され、また其後共産黨からも除名された。

## 【ラシェウイチ】(ミハイル・ミハイロウイチ)

一八八四年生。

東支鐵道副理事長。一九〇〇年から、學生團體内で革命運動に携はり、三度流刑に處せらる。大戰當時動員され兵卒として戦線に立ち、負傷する事二回、十一月革命後レンニングラード縣執行委員、最高經濟會議幹部會員等に選ばれ最近は共産黨中央委員となり、陸海軍事人民委員長代理の樞要の地位を占めてゐたが、トロツキー、ジノヴィエフ等と共に幹部反對の猛運動をなし、森林中で反對派の集會を催した事が發覺し、一九二六年現職に左遷さる。

## 【ラジン】(ステパン・チモフェウイチ)

ステンカ・ラジンの名によりて有名なるロシアにおける初期の農民一揆の首領。ドン・カザフク貧農の間から出て一六七〇年モスクワ政府に反抗して起ち、ヴォルガ下流より漸次に中流にまで勢威を張る。シンピルスク(現在のウリヤノフスク)に至れる時官軍のため撃破され、ラジンはモスクワに送られ一六七一年夏死刑さる。

## 【ラスコリニコフ】(フェオドル・フェオドロウイチ)

前アフガニスタン駐劄公使。一八九二年レンニングラードに生れ、同地工藝學院に學び、後海軍士官學校に轉ず、一九一〇年入黨、十一月革命には大なる武勳を擧げた。一九一八年海軍人民委員長代理からバルチック艦隊司令官に轉じ、後アフガンに入りて活躍一九二五年以來モスクワにあり。

## 【ラスプーチン】(グリゴリー)

シベリアの農家に生れ、宮中に入つて豫言者と稱され皇室の祈禱僧となつた。皇宮内に勢力を張り彼の前に跪座を欲せざる大臣は、悉く失脚すると言はれた。ココフツォフ、サマーリンの兩大臣は、ラスプーチンに反對したため直に辭職を餘儀なくされた。ニコライ二世と皇后がラスプーチンを信賴したのは皇太子の病氣平癒を祈願せる彼の掌中には、皇太子の生命が握られてあるかの如く迷信したためだと言はれる。彼が皇宮内の類廢生活と陰謀の中心となれる事により帝政派政治家の間にラスプーチン排斥運動が起り、遂に彼は一九一六年の末ドミトリー大公、ユスポフ侯、ブルシケグイチの手で暗殺された。皇宮政變運動の動因を作りロシア皇宮の威信を失墜せしめた第一人者である。

## 【ラチシチェフ】(ア・エヌ)

一七四九年—一八〇二年。ロシアにおける産業的資本主義の思想を最初に豫言せる著述家。一七九〇年「ペテルブルグよりモスクワへの旅行」を書き農奴制度に對する反抗の火の手をあげ、遂に一揆反亂を説くに至つた。そのためシベリアに流さる。彼の思想は後に起れる十二月黨に影響を與へた。

## 【ラデック】(カール)

在モスクワ孫逸仙大學總長。元奧太利人、一九〇五年頃迄郷里ガリシアにあつて社會民主黨員として活躍、後ワルソウに移り、ポーランド及びリトウイヤ社會民主黨員となり、主要な役割を演じ、更にローザ・ルクセンブルグ等と共に獨逸に入り、同地社會民主黨の左翼派となり、ブレイメン地方の青年黨員間に重きをなしてゐたが、獨逸政府の忌避に觸れ追放さる。その後瑞西に移り、世界大戰に當りては反帝國主義運動に努力し、一九一七年レンニンと共にロシアに入らんとし、臨時政府より拒絶され、瑞典ストックホルムにあつて、ポリシェグイキ中央委員と他國の社會黨との連絡に任じた。十一月革命後レンニングラードに入り露國共産黨へ公式に加入、一九一九年伯林「スバルタカス團」大會に出席、獨逸シャイテマン政府に捕へられ、翌年

ロシアへ追放された。アレクサンドルと締結時代は左翼共産派に属し、其後もトロッキ等反幹部と行動を共にしたため中央委員会から除名され、最近には前記大學總長の外黨の重要地位から遠ざけられてゐる。

【ラビンスキー】(バゾール)

經濟學者、外務人民委員部員。一八七九年ワルソウに生れ、ポーランド社會民主黨員、革命前ロシアを轉々し革命運動に参畫した著名人物で、度々投獄追放處分を受けた。革命後はポーランドへ歸らず、ロシアにあつてソヴェト政府のために用ひられ、ロシア共産黨に入黨。現在は、外務人民委員部で重要な地位に就いてゐる。

【ラファイル】

一八九六年、前モスクワ、ソヴェト教育部長。労働者出身、一九一三年入黨、一九二〇年ウクライナ共産黨中央委員會書記、一九二二—三年モスクワ、ソヴェト教育部長に就任、反幹部運動に参加して罷免さる。

【ラーリン】(ヒ)

批評家、文學者、古いメンシェヴィキであつて、一九〇七年労働者大會召集を主張し、最右翼案の作成者。大戦中はメンシェヴィキ首領マルトフに従つてメンシェヴィズムを支

持す。三月革命後メンシェヴィキ派の左翼となり、一九一七年七月ポリシェヴィキに轉ず。各種の著書あり。

リ

【リトヴィノフ】(マクシム・マクシモウイチ)

外務人民委員次席。一八七六年ペロストツクのブルジョアの家庭に生る。實業學校卒業後十七歳にして志願兵となり在營中マルクス主義を研究、退營後直ちに労働者間に社會主義宣傳を始め、キエフに移り同地の社會民主労働黨團體へ入黨す。一九〇〇年密告により團體幹部全部と共に檢査され、一年半拘禁の上六ヶ年の重禁錮に處せられる事となつたが、宣告前同志十一名と共に脱獄し、國外に亡命。亡命後イスクラの編輯に携はり第二回黨大會後、ポリシェヴィキ派と行動を共にす。一九〇三年密かに故國へ潜入し中央委員會派遣員として活動、同時にリガ黨務委員會委員に擧げられ、第三回民主黨大會にリガ委員會代表として出席す。一九〇五年クラシン、ゴリキー等と最初の社會民主黨法機關紙「ノワヤ・ジズニ」紙を創刊。其後ストルイピン内閣の成立に及んで、再び國外亡命の餘儀なきに至つた。國外にあつては國際社會主義事務局にポリシェヴィキ代表として参加し活動す。また大戦中は社會主義者の間に戦争反對

運動を起す。十一月革命後最初の駐英全權に任命されたが、英國の武力干渉開始に際し英國の密偵ロツカルトをソヴェト政府が捕へた人質として拘禁され、後交換條件で解放、外務人民委員部、勞農監督人民委員部參與、エストニア駐在ソヴェト全權等を経て現職に移り専ら歐米方面の外交事務を擔任す。其他セノア、ヘーグ兩會議にも全權代表として参加、一九二七年の國際聯盟軍縮準備會議にも首席全權として出席した。

【リーベル】(エム)

ドイツノ生れの猶太人にして、「ブンド」派領袖、本姓ゴリドマン、職業は教師、猶太人革命黨ブンド團の運動に努力し同中央委員となり、ロシア社會民主労働黨と協同革命運動に参畫し、同團代表者として各種の會議に臨み有名なる闘士であつた。其後一九〇七年メンシェヴィキ清算派と結合、大戦中は戦争繼續を主張し、三月革命後ブルジョア黨との聯立内閣の主張者となり、第一回の全露中央執行委員會委員に選舉さる。十一月革命後は南方に去りテニキン將軍と合流した。

【リヤザノフ】(ダウイド・ポリソウイチ)

マルクス・エンゲルス研究所長。一八七〇年オテッサに生

れ、中學卒業前外國へ渡航、二年の後、一八九〇年オテッサに歸つて革命的結社を組織す。其年の末再び外國へ行き一八九一年秋歸郷するや否や檢舉されて四年間の重禁錮を宣告、オテッサ及びレニングラードのクレスト監獄で服役す。一九〇一年國外へ亡命、巴里へ行き更にメルリンへ移リイスクラ紙に執筆するなど國外同志と共に活動、一九〇五、六兩年はオテッサにあり、一九〇七年にはレニングラード労働組合の指導者として活躍、再び亡命を餘儀なくされ一九〇九年伊太利カプリの黨宣傳學校長、更にレニンの起した巴里郊外ロンジエモの宣傳學校長となり黨員の養成に任じ各國の社會民主黨と連絡を結び、またチンメルラード大會にはボリシエヴィキ中央委員會代表として参加す。曾て獨逸社會民主黨は彼の博學なるに信頼し、マルクス全集の編纂を委任した。十一月革命後、スウェルドロフ共產大學教授となり、共產黨大學院を創立し、學者として功績あり、後マルクス・エンゲルス研究所を創立して、其所長となる。

【リヤドフ】(エム・エヌ)一八七二年生。スウェルドロフ共產黨大學總長、職業は統計家、著述家であり外國の大學で學んだ。一八九三年モスクワに於ける最初の労働組合創立者、革命運動に参加の故をもつて四年

半の重禁錮、五年間ヤクーツクへ流刑、三ヶ年監視を附せられてゐた。革命後は宣傳者養成所講師、その後パリに於ける黨機關紙の主筆、一九二〇年よりモスクワに歸り大學教授の傍ら、ロシア労働運動史の大著を完成、後現職に任命さる。

【リヤフ・シンスキー】(ベ・ベ)

反革命派の大立物、實業家、銀行家、現在パリにありてロシア實業家同盟に加はり、ソヴェト政府反對運動をやつてゐる。

# ル

【ルスタツク】(ヤコフ・エルネストヴィチ)

ソヴェト聯邦人民委員會議長代理、交通人民委員長、共產黨中央委員會政治部員。一八八七年クルランド(今のラトヴィヤ)の農村日傭取りの子に生れ、十歳から十五歳迄牧童、十八歳迄日傭稼ぎ、次でリガに出で職工となり、工場で革命運動に参加し同地社會民主労働黨に加入、一九〇六年の倫敦會議に代表として出席、歸來リガにおける黨の秘密結社で職業革命家として活動、捕へられ十ヶ年の重禁錮、一九一七年三月革命迄モスクワ、ブトウイルク監獄にあつたが、解放されてから織物工組合モスクワ支部書記に轉ず。十一月革命後織物組合全露中央委員會書記、次で労働組合全露中央評議會幹部會員同モスクワ市評議會幹部に選出さる。其後經濟機關の仕事に轉じ、モスクワ經濟會議議長、最高經濟會議幹部會員、更に共產黨中央委員會中央亞細亞ビュロー議長、共產黨第十二回大會で中央委員會書記に選ばれ、一九二四年二月交通人民委員長、人民委員會議長代理となり、引續き其職にあり。一九二六年中央委員會政

治部員となる。

【ルイコフ】(アレクセイ・イワノヴィチ)

人民委員會議長、ソヴェト聯邦労働及防衛會議々長、共產黨中央委員會政治部員。一八八〇年生。父は元ヴァトカ縣の農民にして後サラトフに移住商人となる。多數の兄弟の末弟にして八歳の時父は商賈に失敗し後コレラで死亡した。そこで女教師の長姉から學費を給せられ、中學に入學したが十六歳位から自活の方法を講ぜればならなかつた。中學在學中既にマルクス主義と西歐労働運動の状況を熱心に研究し、マルクス主義宣傳の秘密出版に携つてゐたが、憲兵隊の知る所となり首都の大學に入學する事を禁止された。中學卒業後カザン大學に入つたが、直ちに結社に入り、半年後檢舉され、九ヶ月間入獄の後放校處分を受け、監視付きでサラトフに居住せしめらるる事となり、同地で労働者の間に革命思想を宣傳し、メーデーの示威運動を最初に組織した。其後官隊と衝突して非常な暴行を受けた。其後引續き偽造旅券をもつてロシア各地を轉々し、官憲の目を晦まして運動に従事し、其間七年半の牢獄生活を送り、追放處分に附される事數回に及んでゐる。一九〇二年から同五年迄、ヤロスラフスカヤ、ニジニゴロドスカヤ、モスクワ其他の黨務

機關でアレクセーフと變名して重きをなし社會民主黨の分裂以來引續きホリシエヴィキ派に屬してゐる。一九〇五年春の第三回大會で中央委員に選ばれ、殆んど絶間なく現在に至るまで中央委員の椅子を占めてゐる。第三回大會直後レニングラードの中央委員秘密會で檢舉拘禁されたが、間もなく赦免され、モスクワでスホルチエンコと變名して、同黨モスクワ支部の組織に盡力、一九〇五年第一次革命當時は拘禁中であつて、出獄後ベトログラード労働者ソヴェト委員に選ばれ、同ソヴェトが官憲に粉碎されるまで其委員であつた。其後一九〇七年五月一日檢舉されモスクワとベトログラードに居住する事を禁止され、一九〇九年國外に亡命す。間もなく密かに歸國したが發覺してアルハンゲリスクへ追放され、一九一〇年十二月同地から國外へ逃走パリーに至り、在外委員として黨大會開催準備に奔走し、同じ目的で再びモスクワへ潜入したが密告者によつて捕へられ、九ヶ月間禁獄の後、アルハンゲリスクへ追放、一九一三年二月迄流刑地に暮す。一九一三年十月モスクワに歸るや捕へられて西比利ヤナルイム地方へ四年の流刑に處せられ、逃走してサマラに赴いたが、間もなく發覺更にナルイムスキーへ流刑、一九一七年三月革命で流刑地から解放

され、モスクワ黨務機關で活動、彼の提議によりモスクワソヴェトは最初のメンシエヴィキ、ケレンスキー反對の決議をした。十一月革命にはソヴェト大會委員、全露中央執行委員、共産黨中央委員として參畫、ホリシエヴィキ政府成立するや内務人民委員長に擧げられ後最高經濟會議々長となり、労働組合と政府機關との密接な關係を保ちつゝ、新經濟政策後の國民經濟組織替の大事業を巧みに仕遂げた。外國の經濟封鎖と武力干渉に際して、政府より特別の權限を與へられ、外國軍並に白軍と戦ふ食糧調達委員長となつて赤軍の勝利に貢獻した。一九二二年レニンの健康が優れなくなつてからレニンの推選で人民委員會議々長代理労働及び防衛會議々長代理となり一九二四年レニンの死去と共に其職を踏襲した。ルイコフが一九〇五年最初の中央委員に選舉された時は僅かに二十三歳であつて其時中央委員はレニン、クラシン、ルイコフ、ホストロフスキー、ボグダーノフの五名であつた。現時の共産黨中央委員としては最も古顔である。

【ルイスクロフ】(カロール・イスクロウイチ)

一八九五年生。トルキスタン人民委員會議長、共産黨中央委員候補。植物

學教師、一九一七年共産黨に入る。

【ルヒモウイチ】(モイセイ・リウオウイチ)

共産黨中央委員、ソヴェト聯邦中央執行委員、最高經濟會議々長代理。一八八九年ロストフ附近の旋盤工の家庭に生る。小學二年を修業しロストフ市に出て労働組合運動をなし、同盟罷業を指導して檢舉され一九〇六年追放處分を受け其後二年間國外へ亡命、歸國後軍隊に召集、一九一一年除隊後、ホリシエヴィキ派に入る。大戦と共に召集されて戦線にあり。三月革命後赤衛軍の組織に活躍其後ウクライナ地方の市民戦指揮。一九二〇年ドン縣執行委員會長に選出、一九二二年ドン石炭トラスト會長、ウクライナ最高經濟會議々長を兼ねた。其後共産黨中央委員、ソヴェト聯邦中央執行委員に選ばれ、一九二六年九月最高經濟會議々長代理に任命さる。

【ルトヴィノフ】(エル・ハ)一八八七年生。

前全露中央執行委員會幹部會員、前金屬組合中央委員。ドン河谷炭坑労働者出身にして、一九〇四年入黨、三月革命後は主として南部にあり、獨軍のウクライナ占領當時はウクライナのホリシエヴィキ中央委員として大に活躍をなす。革命前數回檢舉投獄され、又アルハンゲリスク、ヤク

ツクへ流刑處分を受けたが、其都度脱走す。一九二〇年金屬工組合中央委員、中央執行委員會幹部に擧げられたが、一九二一年幹部反對派に加はり、労働組合の勢力擴張、労働者の境遇向上を叫んで大いに幹部派と闘つた。一九二四年自殺して果てた。

【ルクセンブルグ女史】(ローザ)

一八七〇年露領ポーランドに生る。ワルソウ女學校の生徒であつた時代すでに波蘭革命黨「プロレタリアート」派に加盟。十八歳の時捕縛をのがれてチュリッヒに逃走、そこで大學を卒業す。スイスに居住して革命運動に活動、ワルソウ労働團體を代表してチュリッヒ國際大會に出席す。一八九七年獨逸に移住し主として獨逸社會民主黨内の波蘭人の間に活動し、常に左翼に立つてマルンシュタイン修正主義の流行時代に極力これと抗争した。波蘭社會民主黨を代表して國際社會主義ビュローに参加、一九〇五年のロシア革命に際しワルソウに歸つて活動し捕縛、保釋されて獨逸に去る。ロシア社會民主労働黨のロンドン大會には波蘭及びリトヴィア社會民主黨を代表して出席、ホリシエヴィキを支持す。一九〇七年以來獨逸にあつて活動。一九一三年帝國主義に反對せる演説のため一年間の禁錮。世界大戰の

勃發と共に非戦論を提唱、メエリシグ、クララ・ツェトキン等と雑誌「インターナショナル」を創刊せるが一號にて廢刊間もなくカ・リープクネヒトの組織せる「スバルタカス」に加盟、一九一六年治安法に觸れて捕縛され獄中にてユニウス（匿名で第二インターナショナルの崩壊を説ける）「社會民主黨のクリシス」を書き共産黨インターナショナル結成の必要を説く。一九一八年ドイツ革命後も熱烈に社會革命を宣傳し一九一九年一月の「スバルタカス」一揆に際しリープクネヒトと共に捕はれて將校の手に虐殺さる。

【ルナチヤルスキー】(アナトリー・ワシリエウイチ)

教育人民委員長。キエフ中學在學中から革命的小團體に入り、一八九七年モスクワ社會民主黨結社に入り、捕はれて、最初カルガ、後にヴォログダに追放さる。一九〇四年外國へ亡命ジュネヴのボリシエウイキ派機關紙「フベリヨド」に「プロレタリー」等の編輯に携はる。第三回社會民主黨大會に參列、一九〇五年レニングラードに於て「ノワヤ・ジズニ」紙の編輯に參加、ロンドン並にストックホルムの聯合大會にも出席す。一九一〇—一二年の反動時代には外國にあり、ボグダーノフ、アレクシンスキー等と共に、ボリシエウイキ派と意見を異にせる、所謂フベリヨド團に屬

し、労働者教育に専念して、カプリ島並にポロニノ労働學校に教へ、大戦後はインタナショナルリストとなり、巴里に於ける同派機關「ナシ・ゴロス」紙の編輯に參與す。三月革命後歸露し、「各區聯合派」に加入し、後ボリシエウイキ派にうつる。十一月革命後教育人民委員長に擧げられ現在に至つてゐるが、文學者、劇作家として才能あり多數の著書を有す。

レ

【レシヤワ】(アンドレー・マトウエウイチ)

ロシア共和國人民委員會議長代理。一八七〇年農業労働者の家庭に生れ、十八歳の頃から既に革命運動に加はり一九〇四年社會民主黨に入黨、其間一八九四年から一九〇四年まで、投獄流刑に日を送る。一九〇五年サラトフの武裝一揆に參加、革命後一九一九—二〇兩年協同組合中央同盟會長、後外國貿易人民委員長代理に任ぜられ、内國商業人民委員長を経て一九二三年現職に轉ず。

【レニン】(ウラヂミール・イリイチ)

本姓ウリヤノフ。トウリン、イリイン等とも稱した。一八七〇—一九二四年。家族の殆んど全部が革命運動に參加してゐる事によつて、彼は革命的家庭の出身だと言ひ得る。父は地方の初等小學校長、兄アレクサンドル・ウリヤノフはアレクサンドル三世帝暗殺計畫に連座し一八八七年絞首さる。レニンは大學生時代から既に革命運動に參加した。社會科學を研究すると共に熱烈なるマルクス主義者となり、一八九〇年代の初めに同志と共にマルクス主義

團體「労働階級解放闘争同盟」を組織し、首都ペテルブルグにおいて活動し捕はれて東部シベリアに三年間流刑さる。

其の頃既にマルクス主義理論家として廣く知られ、流刑地において大著「ロシアにおける資本主義の發達」を書く。流刑地より歸還後外國に亡命しプレハノフ、マルトフ等と共に新聞「イスクラ」を發刊、之をロシアに密輸入して當時の所謂ゆる「修正主義者」および「經濟主義者」と大に論戦す。「イスクラ」派は政治闘争手段を強調して労働者の間に勢力を擴げ、一九〇三年ロシア社會民主黨第二回大會を召集し同大會で經濟派は少數となり、多數はレニン等「イスクラ」派の方針を支持した。同大會に於て黨規の決定に際し黨員の資格に關する問題で、多數派と少數派(ボリシエウイキとメシエウイキ其項参照)に分裂し、レニンはボリシエウイキの首領となり、マルトフ(其項参照)はメシエウイキ派の首領となつた。それ以來レニンは革命的労働運動團體を率ゐて、無産階級陣營内の改良主義派、協調派と理論と實踐の兩方面から闘争をつゞけた。やがて「ボ」派と「メ」派は徹底的に分裂し、レニンは「イスクラ」編輯部を脱退し、新たに新聞「フベリヨド」を起して之に對抗した。日露戦役の敗北と共にロシアに勃發せる一九〇五

年革命に際し、「ボ」メ」兩派は革命指導の戦術において益々分裂の溝を深くした。一九〇五年革命の起ると共にレニンは秘かにロシアに潜入し、「労働者ソヴェト政権」なるスロガンを提起し、當時有名なる政黨であつた立憲民主黨を自由主義ブルジョアの立憲君主制の擁護者なりとし、社會革命黨及びメンシェヴィキを小ブルジョア派なりとして攻撃した。革命鎮壓と共にレニンは再び外國へ亡命した。あらゆる社會主義者國際會議においてレニンは常に左翼に立ち、自己の革命理論を固持して一步も譲らなかつた。外國にありながら常にロシア國內の労働運動を指導しハリシエヴィキを統率した。反動時代にメンシェヴィキ派が地下的活動を廢止し、憲法によつて與へられたる國會により合法的に労働階級の境遇改善を計るべしといふ「清算主義」(リクダートルストヴォ。其項参照)を提唱するやレニンは敢然として革命の必然性を説き、之に對抗した。一九一四年世界大戰が勃發し第二インターナショナル(其項参照)の幹部が労働運動の理想を裏切り、戦争に参加せる祖國の政府を支持して愛國社會主義者に變節するやレニンは警鐘を亂打する如く非戦論を唱へて第一インターナショナル(其項参照)の盟約を旗印としリーブクネヒト、ルクセンブルグ、ラデツ

ク、ゾフヴィエフ其他の同志を糾合しチンメルワルド、キンタール等に引續き國際社會主義者會議を開き世界戦争は××××××たるべきを提唱した。一九一七年三月ロシアに革命勃發するや、レニンは同四月ペトログラドに歸り其の革命理論を労働兵階級の間で宣揚して、革命臨時政府の戦争繼續政策に反對し、×××を労働兵ソヴェトの手に移すべしと説いた。同年十一月七日、ケレンスキー臨時政府(其項参照)の轉覆と共に、レニンは人民委員會議(其項参照)の議長に選ばれ、ソヴェト共和國の基礎を確立した。一九一九年彼はチンメルワルド及びキンタル國際會議當時の同志を中心とし第三インターナショナル(其項参照)第一回大會をモスクワに召集した。之によつてレニンは露國共產黨、共產黨インターナショナル、ソヴェト政權建設の第一人者として歴史の頁に入る偉大なる人物となつた。革命指導者としてのレニンは於て最も偉大な政治的天稟を發揮したのは、十一月革命の瞬間、ブレスト對獨逸の瞬間、新經濟政策への轉向の瞬間等であつて、彼の鐵の如き冷静にして強固なる意志の力があつて、始めてソヴェト政權は基礎を堅め得たとされてゐる。またマルクス主義者としてのレニンの偉大なる點は、マルクス主義的無産者闘争

の原理を實踐の上に正しく適用展開した點にあるとされる。彼の根本的立場は、世界の現段階を以て×××の段階とし、労働階級は農民及び被抑壓民族を指導して××××ひ、無産階級は×××の指導のもとにプロレタリア×××を創建するとする。「レニニズム」の項参照

重要著作年表

- 一八九三年。『農民生活における新しき經濟的動向』
- 一八九四年。『人民の友とは何ぞや? 彼等は如何に社會民主主義者と戦ひつゝあるか?』『罰金について』『人民主義の經濟的内容とストウルクヴェの著書における其の批判』
- 一八九七年。『綱領案』『社會民主主義者の任務』
- 一八九七年。『經濟概説及び研究』
- 一八九九年。『ロシアにおける資本主義の發達』
- 一九〇一年。『地方自治會の暴壓者と自由主義の紀念祭』
- 『労働者黨と農民』『何から始むべきか?』
- 一九〇二年。『ロシア社會民主黨の農政綱領』『何を爲すべきか?』『第二大會における演説』
- 一九〇三年。『貧農に與ふ』
- 一九〇四年。『一步前進二歩後退』『自治會選舉とイスクラの作戦』

- 一九〇五年。『民主革命における社會民主黨の二つの戦術』
- 『第三大會の演説』『フメリヨド紙の諸論文』
- 一九〇六年。『國會と社會民主黨』『立憲民主黨の勝利と労働者黨の任務』『ストツクホルム大會における農政綱領』
- 『労働者黨の農政綱領改訂』
- 一九〇七年。『同志ブレハノフは如何に社會民主黨の戦術を排撃するか?』『ストツクホルム大會が聯合大會が國會解散とプロの任務』『モスクワ一揆の教訓』『パルチザン戦争』『對ブルジョア黨態度』『ロンドン第五大會の演説』
- 『反ホイコット』
- 一九〇八年。『一九〇五—七年ロシア第一革命における社會民主黨の農政綱領』『唯物論と經驗批判論』『マルクス主義と修正主義』
- 一九〇九年。一九〇九—一〇年『プロレタリア』所載論文。
- 『立憲民主黨との提携について』『メンシェヴィズムの危機』
- 『ロシア革命におけるプロレタリアートと其の同盟者』
- 一九〇八—一〇年『ムイスキー』誌所載の論文『ロシア革命におけるプロレタリアの闘争目的』『召還主義及び創神主義の同意者の分派について』『十九世紀末のロシアにおける農政問題』

一九一一年——一九一四年「プロスヴェシチニエ」誌所載の論文。  
 一九一三年。「カール・マルクスとその學說」「社會主義インターナショナルの任務と立場」  
 一九一四年。在外新聞「ソツィアル・デモクラート」論文  
 一九一五年。「社會主義と戦争」「資本主義の最新段階としての帝國主義」  
 一九一七年。「スイス労働者への手紙」「戦術に關する手紙」「ロシアにおける政黨とプロの任務」「ロシア革命におけるプロの任務」「スローガン」「ロシアにおける労働新聞の歴史より」「農政問題の資料」——全露ソヴェト大會の演説。「革命の一つの根本問題」「革命の教訓」「農業における資本主義發達の法則の新しい資料」「國家と革命」「カタストロフの到来、如何に之と闘ふべきか」「ボリシエヴィキは國家政權を保持しうるか」  
 「第二回全露ソヴェト大會における演説」「媾和宣言」「土地問題」。「憲法會議に關するテーゼ」  
 一九一八年。「第三回全露ソヴェト大會」「革命戦争」——第四回ソヴェト臨時大會の演説。「ソヴェト政權當面の任務」「外交狀勢」——黨總會の演説。「今日の主要任務」「左翼の兒戯と小ブルジョア根性について」「パンの闘争」「世

界帝國主義とソヴェト政權」「プロ革命とカウツキーの變節」「一九一八年黨指導者總會の演説」「三百萬赤衛軍組織の概」「偉大なる修理」——共產黨的土曜デー、「ブルジョアに對する五つの回答」  
 一九一九年。「ブルジョア民主主義とプロレタリア民主主義について」——第三インター第一大會の演説。「綱領、民族問題及對中農態度に關する共產黨第八大會の演説」「第三インターの史的立場」「第三インターの任務について」「ブルジョアは如何に變節者を利用するか」「自由平等の標語による民族詐購について」「プロレタリア獨裁の段階における經濟と政治」。「憲法會議選舉とプロレタリア獨裁」。「批評家の記録」  
 一九二〇年。「共產黨左翼の小兒病」「英國労働者への手紙」「民族問題、植民地問題に對する草稿」「共產黨インター第二大會の演説論綱」「青年問題の任務」「外交の現勢」「皮革工業組合大會の演説。」「獨裁問題の歴史」「利權について」  
 「第八ソヴェト大會の演説」  
 一九二二年。「労働組合問題、同志トロツキーの誤謬について」「再び労働組合問題について、同志——トロツキー、ブハーリンの誤謬」「共產黨第十大會の演説」「交通労働

組合全露大會の演説」「食糧税について」「共產黨インター第三回大會の演説」

「清黨問題について」

「現在及び社會主義の完全なる勝利後における金の意義について」

「第九回全露ソヴェト大會の演説」

「第十回共產黨大會の演説」

「同志ソコロフへの手紙」

「共産黨インター第四大會の演説」

一九二二年。「ミヤスニコフへの手紙」

「ドイツ共產黨への手紙」

一九二三年。「我等の革命について」「労働監督委員會を如何に改造すべきか」「少なりとも善なるがよし」

「協同組合について」

【レブセ】(イラン・イランウイチ)

一八八九年生。全聯邦労働組合中央評議會幹部會員、全聯邦金屬工中央委員會長、共產黨中央委員候補、一九〇四年の入黨、一九二五年、大平洋労働會議列席のため支那に派遣、歸途日本にも立寄る。一九二七年セネガの國際經濟會議にはロシア代表員として派遣さる。

【レベ・シンスキ】(パンテレイモン・ニコラエヴィチ)

一八六八年生。

國際革命闘士援助協會長、教育家兼統計家で舊人民の意思派に屬し、一八九五年社會民主黨に入る。革命運動に専心せし結果再三逮捕され追放さるる事數回。レニンと共に流刑地に生活す。一九一八年から二年間教育人民委員部參與、一九二〇年トルキスタン教育人民委員長代理翌二一年から二十四年まで共產黨史編纂委員となり現職に移る。

【レルモントフ】(ミハイル・ユリエヴィチ)

一八一四年——一八四一年。有名なる詩人。名門軍人の家に生まれ、近衛士官となり、作品「プーシキンの死」が忌違にふる、所となり、高架索に轉ざられ、そこで多くの詩を書いた。バイロンの影響をうけ、壯重なる詩風をもつ。マルトウイノフと決闘して死んだ。



ロ

【ロコフ】(ミハイル・イワノヴィチ) 全露中央執行委員會幹部會員、一八八〇年モスクワの鐵道從業員の家に生れ、獨學して大學の卒業檢定試験に及第、一九〇五年よりボリシェヴィキ黨に加入宣傳に努めそれがため入獄追放處分を受けた、一九一七年から引續き前記要職にある。

【ロゾフスキー】(ア・エス)

全聯邦労働組合中央評議會幹部會員、赤色國際労働組合書記長。父は猶太人の小學教師、十二歳の時牛肉店に奉公し、十四歳鍛冶屋の小僧となり二十歳迄修業、其後獨學して中學四年の檢定試験を通過す。一九〇〇年頃より労働運動に加はり、一九〇二年ロシア社會民主労働黨に入黨、レニングラード、ハリコフ、カザン等を轉々、官憲の壓迫を受けながら活動し一九〇五年十月にはカザンに於ける一揆を指導し捕はれたが逃亡してハリコフに走り、再び逮捕二年間入獄の後ペリアに追放護送の途中逃亡、外國へ亡命し、或は鍛冶工、或ひは運轉手、剝物工と轉々し其間常に

ボリシェヴィキと連絡をとり活動した。巴里では帽子工組合の書記を二ヶ年、パン職工組合書記を十ヶ月間勤めた。大戦開始後は巴里でトロツキー、マヌイリスキー、アントノフ等と「ナシ・ゴロス」「ゴロロス」「ナシ・スローヴォ」等の新聞を發刊したが、孰れも短期で佛國政府に禁止された。一九一七年五月ロシアに歸り翌年六月迄全露労働組合中央評議會書記、六月より翌年三月まで鐵道從業員組合書記、一九一九年三月から全露中央評議會幹部會員として、組織訓練部長、機關紙「労働運動」主幹、一九二〇年赤色國際労働組合(プロフインテルン)組織事務を擔任し其第一回大會で選ばれて書記長となる。此間太平洋労働會議英露委員會等に参加し、國際労働運動の統一に努力してゐる。

【ロトシテイン】(フェオドル・アロノヴィチ)

外務人民委員部參與、情報部長。元英國共產黨員、一九二二年に波斯駐在公使たりし事あり、其後現職に轉ず。英國労働運動に關する著述あり。

ワ

【ワルジン・ムゲラスチエ】(ハイ・ヴェ)

雑誌「ボリシェヴィキ」主筆、一八九〇年ジョルジャの農家に生る。一九〇六年社會民主労働黨に入り、新聞記者として革命運動に携はつた。投獄される事六回、シベリアの流刑地にあること二年、革命後サラトフ執行委員會委員に擧げられ同地新聞主筆を兼ね、一九一八年レニングラードに移り、同地ソヴェト委員並に黨委員會委員を兼ね「赤軍」紙を主宰した。一九二〇—二一の兩年第一乘馬軍に従ひ轉戦し、一九二二—二四年迄共產黨中央委員會情報部長を勤め、翌年より現職に轉ず。

〔附  
錄〕

- 一 ソヴェト社會主義共和國聯邦憲法
- 二 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國憲法
- 三 統計概觀
- 四 重要職員表
- 五 改稱重要地名表
- 六 露和新熟語及び略語辭典

## ソヴェト社會主義共和國聯邦憲法

(一九二三年七月六日ソヴェト社會主義共和國聯邦第二回中央執行委員會において確認)

ソヴェト社會主義共和國聯邦中央執行委員會は嚴然としてソヴェト權力の基礎が確乎不動なることを宣言し、ソヴェト社會主義共和國聯邦第一回ソヴェト大會の決議を履行するため、且つ一九二二年十二月三十日モスクワにおけるソヴェト社會主義共和國聯邦第一回ソヴェト大會の採用せるソヴェト社會主義共和國聯邦建設に關する條約に基き、また聯邦各共和國中央執行委員會の提案に係る修正と變改案を考慮して左の如く決定す。

ソヴェト社會主義共和國聯邦建設に關する宣言及條約はソヴェト社會主義共和國聯邦の根本法(憲法)を構成するものとす。

### 第一編 ソヴェト社會主義共和國聯邦建設に關する宣言

ソヴェト諸共和國の建設されたる以來全世界の諸國家は

二個の陣營——即ち資本主義の陣營と社會主義の陣營とに××××。

彼處××××の陣營内に於ては——民族的敵意と不平等、植民地的奴隸制度と盲目的愛國主義(ショヴィニズム)、民族的抑壓と××、帝國主義的××と戦争とがあり、此處××××の陣營内に於ては——相互的信賴と平和、民族的自由と平等、各種人民の平和的共存と同胞的共働關係とが存在す。

各種人民の自由なる發達と人を以て人を搾取するの制度とを併存する方法により民族問題を解決せんとせる資本主義世界の數十年間の企圖は無結果に終れり。反對に各民族の反目のもつれば、資本主義の存在それ自體を脅威しつゝ益々紛糾を加へつゝあり。ブルジョア階級は各種人民の共働關係を圓滿ならしむるの力無きことを明かにせり。唯だ××××××××××においてのみ、唯だ自己の周圍に住



移民豫備地の設定。

〔ヨ〕 聯邦の裁判所構成法及裁判手續法の基礎並に民法及刑法の基礎確立。

〔タ〕 労働根本法の制定。

〔レ〕 國民教育に關する一般原則の制定。

〔ソ〕 人民の保健に關する一般的方針の制定。

〔ツ〕 度量衡制度の制定。

〔ネ〕 全聯邦的統計の編成。

〔ナ〕 聯邦國籍制度の領域における外國人の權利に關する基本的立法。

〔ラ〕 聯邦全領域に亘る大赦の權利。

〔ム〕 本憲法に違背する聯邦各共和國ソヴェト大會及び中央執行委員會の決議の取消。

〔ウ〕 聯邦各共和國間に於ける爭議問題の解決。

第二條 本憲法の根本原則の確認及變更は専らソヴェト社會主義共和國聯邦ソヴェト大會のみを行ふ。

第二章 聯邦各共和國の主權及び聯邦國籍

第三條 聯邦各共和國の主權は本憲法に掲ぐる聯邦自體の權限に屬する諸問題の範圍に於てのみ制限せらる。其の範圍外においては聯邦各共和國は單獨に國家權力を行使す。

ソヴェト聯邦は聯邦各共和國の主權を擁護す。

第四條 聯邦各共和國は自由に聯邦を脱退するの權利を留保す。

第五條 聯邦各共和國は本憲法に適應して自國憲法の變改を行ふ。

第六條 聯邦各共和國々境は當該共和國の承認なくして變改するを得ず、また同様に本憲法第四條に變改制限を加へ又は之を廢止する場合は聯邦加盟の總ての共和國の同意を経るを要す。

第七條 聯邦各共和國の總ての人民のため單一なる聯邦國籍を制定す。

第三章 ソヴェト社會主義共和國聯邦のソヴェト大會

第八條 ソヴェト社會主義共和國聯邦權力の最高機關はソヴェト大會なりとす。ソヴェト大會開期と閉期の間は聯邦會議及民族會議を以て構成さる。ソヴェト社會主義共和國聯邦中央執行委員會を以て最高機關とす。

第九條 ソヴェト社會主義共和國聯邦のソヴェト大會は選舉人二萬五千人毎に一人の割合を以て選出さる。市ソヴェト及市的居住地ソヴェトの代表者、並に人口十二萬五

千人毎に一人の割合を以て選出さるる縣ソヴェト大會の代表者を以て構成さる。

第十條 聯邦ソヴェト大會の代表者は縣ソヴェト大會に於て選舉す。縣を有せざる共和國に於ては當該共和國ソヴェト大會に於て直接代表者を選舉す。

第十一條 通常聯邦ソヴェト大會は一年一回聯邦中央執行委員會之を召集す。臨時ソヴェト大會は聯邦中央執行委員會の發意に基き、又は聯邦會議、民族會議若くは聯邦中の二共和國の要求ある場合聯邦中央執行委員會之を召集す。(註)

第十二條 特別の事情に因り聯邦ソヴェト大會が期日に集會すること能はざる場合は聯邦中央執行委員會は大會の召集を延期するの權利を有す。

第四章 ソヴェト社會主義共和國聯邦の中央執行委員會

第十三條 ソヴェト社會主義共和國聯邦中央執行委員會は聯邦會議及民族會議を以て構成す。

第十四條 ソヴェト社會主義共和國聯邦ソヴェト大會は聯邦諸共和國代表者中より各共和國の人口に比例してソヴェト社會主義共和國聯邦ソヴェト大會の定むる人数より

成る聯邦會議を選舉す。

第十五條 民族會議は各聯邦共和國及各自治ソヴェト社會主義共和國より五名宛、及び各自自治州より一名宛の割合を以てする代表者より組織す。民族會議の構成員は全體としてソヴェト社會主義共和國聯邦ソヴェト大會により確認さる。

第十六條 聯邦會議及民族會議はソヴェト社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會、人民委員會、個々の人民委員部、及聯邦各共和國中央執行委員會により、又は聯邦民族會議の發意により提出せらるる一切の命令、法典及決定を審議す。

第十七條 ソヴェト社會主義共和國聯邦中央執行委員會は法令、法典、決定及規定を發布し、聯邦の立法及行政を統一し、且つ聯邦中央執行委員會幹部會及聯邦人民委員會の行動の範圍を定む。

第十八條 ソヴェト社會主義共和國聯邦の政治及び經濟生活の一般原則を規定するもの並に聯邦國家機關の現行制度に根本的變改を與ふる命令又は決定は總て聯邦中央執行委員會の審議確認を要す。

第十九條 中央執行委員會の發布する總ての命令、決定及

規定は聯邦全領域内に於て直接實施を要す。

**第二十條** ソヴェト社會主義共和國聯邦中央執行委員會は聯邦中央執行委員會幹部會、聯邦各共和國ソヴェト大會及中央執行委員會、又は聯邦領域内に於ける他の權力機關の發布せる命令、決定及規定を停止し、又は取消すの權利を有す。

**第二十一條** 聯邦中央執行委員會通常總會は年三回聯邦中央執行委員會幹部會により召集さる。臨時總會は聯邦會議幹部會又は民族會議幹部會の決議に依るか若くは聯邦中の一の共和國中央執行委員會の要求により召集さる。

**第二十二條** 聯邦中央執行委員會の審議に附せられたる法律案は聯邦會議及民族會議の可決したる場合に限り法律たるの効力をもち、聯邦中央執行委員會の名を以て公布さる。

**第二十三條** 聯邦會議及民族會議の意見一致せざる場合は問題は兩會議により設けらるゝ調停委員會に附議さる。

**第二十四條** 調停委員會に於て協調を得ざる場合、問題は聯邦會議及民族會議の聯合會議に附す。聯合會議に於て聯邦會議又は民族會議の投票が何れも多數を得ざる場合は兩機關中の一の要求により問題を通常又は臨時聯邦ソ

ヴェト大會の決定に附することを得。

**第二十五條** 聯邦會議及民族會議は各自會議の準備並に指導のため各九名より成る各自の幹部會を選挙す。

**第二十六條** 聯邦中央執行委員會の開期と開期の間は聯邦中央執行委員會幹部會を以て權力の最高機關とす。聯邦中央執行委員會幹部會は二十七名より成り、其の中には聯邦會議並に民族會議幹部會の全成員を包含す。

追加。ソヴェト社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會及びソヴェト社會主義共和國聯邦人民委員會會議構成のため、本憲法第二十六條及第三十七條に基き聯邦會議及民族會議の聯合會議を開催す。聯邦會議及民族會議の聯合會議に於ける表決は聯邦會議及民族會議各個別に之を行ふ。

**第二十七條** 聯邦中央執行委員會は聯邦共和國の數(現在六共和國——譯註)に應じ、中央執行委員會幹部會員中より聯邦中央執行委員會議長を選挙す。

**第二十八條** 聯邦中央執行委員會はソヴェト社會主義共和國聯邦ソヴェト大會に對し責任を負ふ。

**第五章 ソヴェト社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會**

**第二十九條** ソヴェト社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會は聯邦中央執行委員會閉會中ソヴェト社會主義共和國聯邦權力の立法、執行及行政上の最高機關たり。

**第三十條** 聯邦中央執行委員會幹部會は聯邦憲法の實施並に聯邦ソヴェト大會及び中央執行委員會其他一切の權力機關による決定の施行を監督す。

**第三十一條** 聯邦中央執行委員會幹部會は聯邦人民委員會、各個の人民委員部又は聯邦各共和國中央執行委員會及び人民委員會の決定を停止し又は取消すの權利を有す。

**第三十二條** 聯邦中央執行委員會幹部會は聯邦各共和國ソヴェト大會の決定を停止するの權利を有す。但し事後において自己の決定を聯邦中央執行委員會に提出し其の審議並に確認を受くるを要す。

**第三十三條** 聯邦中央執行委員會幹部會は法令、決定、及び規定を發布し、且つ聯邦人民委員會、各人民委員部又は聯邦各共和國中央執行委員會、其の幹部會其他の機關の提出する命令及決定案を確認す。

**第三十四條** 聯邦中央執行委員會、其の幹部會及人民委員會の命令及決定は聯邦各共和國に於て一般に使用せら

ソヴェト社會主義共和國聯邦憲法

るる諸語(ロシア語、ウクライナ語、白ロシア語、グルヂヤ語、アルメニア語、及トルコ・タタール語)を以て印刷す。

**第三十五條** 聯邦中央執行委員會幹部會は聯邦人民委員會及人民委員部を一方とし、聯邦各共和國中央執行委員會及び其の幹部會を他方とする兩者間の交互關係問題を決定す。

**第三十六條** 聯邦中央執行委員會幹部會は聯邦中央執行委員會に對し責任を負ふ。

**第六章 ソヴェト社會主義共和國聯邦人民委員會**

**第三十七條** ソヴェト社會主義共和國聯邦人民委員會は聯邦中央執行委員會の執行並に行政機關にして聯邦中央執行委員會により左の構成を以て組織さる。

ソヴェト社會主義共和國聯邦人民委員會議長  
議長代理(復數)  
外務人民委員  
陸軍及海軍人民委員  
内外商業人民委員  
交通人民委員  
郵便電信人民委員

勞農監督人民委員  
最高國民經濟會議々長  
勞働人民委員  
財務人民委員

第三十八條 聯邦人民委員會は聯邦中央執行委員會より附與せられたる權限の範圍に於て、且つ人民委員會會議官制に基き、聯邦の全領域に亘り効力を有する命令及決定を發布す。

第三十九條 聯邦人民委員會は聯邦各人民委員部並に聯邦各共和國中央執行委員會及其の幹部會の提出する法令及決定を審議す。

第四十條 聯邦人民委員會は其の一切の行爲につき聯邦中央執行委員會及其の幹部會に對し責任を負ふ。

第四十一條 聯邦人民委員會の決定及規定は聯邦中央執行委員會及其の幹部會において之を停止し又は取消すことを得。

第四十二條 聯邦各共和國中央執行委員會及其の幹部會は聯邦人民委員會の命令及決定に對し聯邦中央執行委員會幹部會に異議を申立つることを得。但し之が實施を停止することを得ず。

第七章 ソヴェト社會主義共和國聯邦  
最高裁判所

第四十三條 ソヴェト社會主義共和國聯邦領域内に於て革命的正義を確固ならしむるため聯邦中央執行委員會の下に最高裁判所を置く。其の權限左の如し。

〔イ〕 全聯邦的性質を有する立法問題に關し聯邦各共和國最高裁判所に對し指導的説明を與ふ。

〔ロ〕 聯邦各共和國最高裁判所の決定、判決、又は宣告が全聯邦的立法に違背し又は他の共和國の利益に抵觸する場合、聯邦最高裁判所檢事の申告に基きて之が審査を行ひ且つ聯邦中央執行委員會に對し異議を申立つ。

〔ハ〕 聯邦中央執行委員會の要求に基き聯邦各共和國の各種決定が憲法上適法なりや否やの結論を與ふ

〔ニ〕 聯邦各共和國間の法律上の争議を解決す。

〔ホ〕 職務上の犯罪により告發せられたる聯邦上級官吏を審判す。

第四十四條 ソヴェト社會主義共和國聯邦最高裁判所の構成左の如し。

〔イ〕 ソヴェト社會主義共和國聯邦最高裁判所總會議。

〔ロ〕 聯邦最高裁判所民事及び刑事裁判委員會。

〔ハ〕 聯邦最高裁判所軍事及軍事交通裁判委員會。

第四十五條 聯邦最高裁判所總會議は十五名を以て組織し其中には議長及び議長代理、聯邦各共和國最高裁判所總會議々長及統合國家政治保安部(オグベウ)代表者一名を含む。議長、議長代理及他五名の委員は聯邦中央執行委員會幹部會之を任命す。

第四十六條 聯邦最高裁判所檢事長及其代理は聯邦中央執行委員會幹部會之を任命す。聯邦最高裁判所檢事長は聯邦最高裁判所の解決すべき全問題に對し結論を與へ、聯邦最高裁判所總會議の判決を支持し又は聯邦中央執行委員會幹部會に對しその判決に異議を申立つるの義務を有す

第四十七條 第四十三條に掲げたる諸問題を聯邦最高裁判所總會議に提起するの權利は専ら聯邦中央執行委員會、其の幹部會、聯邦各共和國檢事長及統合國家政治保安部に屬す。

第四十八條 聯邦最高裁判所總會議は左の事件審議のため特別法廷を組織す。

〔イ〕 二又は二以上の聯邦共和國に關係を及ぼす特に重大なる刑事上又は民事上の事件。

〔ロ〕 聯邦中央執行委員會委員に對する告發事件。

聯邦最高裁判所が之等事件の訴訟手續を行ふには其都度必らず聯邦中央執行委員會又は其の幹部會の特別の決定を要す。

第八章 ソヴェト社會主義共和國聯邦  
人民委員部

第四十九條 ソヴェト社會主義共和國聯邦人民委員會の行動の範圍に屬する國家行政各部の直接管掌のため本憲法第三十七條に掲ぐる九の人民委員部を置く。人民委員部は聯邦中央執行委員會により確認せられたる人民委員部官制に遵つて行動す。

第五十條 ソヴェト社會主義共和國聯邦人民委員部を左の二種に分つ。

〔イ〕 全聯邦的人民委員部、即ち全ソヴェト社會主義共和國聯邦にとり單一なるもの。

〔ロ〕 ソヴェト社會主義共和國聯邦の統一的人民委員部  
第五十一條 ソヴェト社會主義共和國聯邦の全聯邦的人民委員部とは左の各人民委員部を云ふ。

外務  
陸軍及海軍

内外商業

交通

郵便電信

第五十二條 ソヴェト社會主義共和國聯邦の統合的人民委員部とは左の各人民委員部を云ふ。

最高國民經濟會議

労働

財務

勞農監督

第五十三條 ソヴェト社會主義共和國聯邦の全聯邦的人民委員部は聯邦各共和國内に之に直屬する代表者を有す。

第五十四條 ソヴェト社會主義共和國聯邦の統合的人民委員部は聯邦各共和國領域内に在る同名稱を有する機關をして其任務を遂行せしむ。

第五十五條 ソヴェト社會主義共和國聯邦人民委員會議委員は聯邦各人民委員部の長官とす。

第五十六條 各人民委員は其の統裁の下に<sup>コレギヤ</sup>參與會を有す。

第五十七條 人民委員は當該委員部の管掌する一切の問題議之を任命す。

を專決するの權利を有す、但其の決定は同時に參與會に通知するを要す。參與會又は其の委員は人民委員の何等かの決定に不同意なるときは決定の實施を停止することなくして之を聯邦人民委員會議に申立つることを得。

第五十八條 ソヴェト社會主義共和國聯邦人民委員部の命令は聯邦中央執行委員會幹部會及人民委員會議之を取消すことを得。

第五十九條 ソヴェト社會主義共和國聯邦各人民委員部の法令が明かに聯邦の憲法、聯邦の法律、又は聯邦各共和國の法律に違背するときは聯邦各共和國中央執行委員會又は其の幹部會は其の實施を停止することを得。命令の停止に關しては聯邦各共和國中央執行委員會又は其の幹部會は直ちにソヴェト社會主義共和國聯邦人民委員會議及聯邦當該人民委員に通知するを要す。

第六十條 ソヴェト社會主義共和國聯邦各人民委員は聯邦人民委員會議聯邦中央執行委員會及其の幹部會に對し責任を負ふ。

第九章 統合國家政治保安部

第六十一條 政治的並に經濟的の反革命運動、間諜、及匪賊行為の取締に對する聯邦諸共和國の革命的勢力を統一する

目的を以てソヴェト社會主義共和國聯邦人民委員會議の下に統合國家政治保安部(オグベウ)を置く。其の長官は發言權と共に聯邦人民委員會議に列す。

第六十二條 ソヴェト社會主義共和國聯邦統合國家政治保安部は聯邦各共和國人民委員會議内に於ける其の代表者を経て國家政治保安部(ゲベウ)地方機關の行動を指導す。統合國家政治保安部代表者は立法上の手續により確認せられたる特別の規定に基き行動す。

第六十三條 ソヴェト社會主義共和國聯邦統合國家政治保安部の行動の適法なりや否やは聯邦中央執行委員會の特定に定むる所に從ひソヴェト社會主義共和國聯邦最高裁判所檢察長之を監督す。

第十章 聯邦各共和國  
第六十四條 聯邦各共和國領域内に於ける最高機關は當該共和國ソヴェト大會とす。大會開期と開期の間は當該共和國中央執行委員會を以て最高機關とす。

第六十五條 聯邦各共和國最高機關とソヴェト社會主義共和國聯邦最高機關との交互關係は本憲法によりて確立さる。

第六十六條 聯邦各共和國中央執行委員會は其の委員中よ

り幹部會を選擧し、中央執行委員會開期と開期の間は幹部會を以て最高機關とす。

第六十七條 聯邦各共和國中央執行委員會は其の執行機關として左の構成により人民委員會議を組織す。

人民委員會議々長

議長代理(復數)

最高國民經濟會議々長

農務人民委員

財務人民委員

商業人民委員

労働人民委員

内務人民委員

司法人民委員

勞農監督人民委員

教育人民委員

保健人民委員

社會保障人民委員

及ソヴェト社會主義共和國聯邦外務、陸海軍、内外商業、交通、郵便電信の各人民委員部代表者。

但し該代表者は各共和國中央執行委員會の決定する所に



遵守發言權若くは議決權を有す。

第六十八條 聯邦各共和國最高國民經濟會議、および商業、財務、労働、勞農監督の各人民委員部は當該共和國中央執行委員會及人民委員會議に隸屬し、同時にソヴェト社會主義共和國聯邦當該人民委員部の命令に遵ひ行動す。

第六十九條 聯邦各共和國の司法及行政機關により處分を受けたる人民に對する大赦、特赦及復權の權利は當該共和國中央執行委員會に屬す。

第十一章 ソヴェト社會主義共和國

聯邦の國章、國旗及首府

第七十條 ソヴェト社會主義共和國聯邦國章は太陽光線中に顯はされたる地球上に鎌及鎚を交叉し、麥穗を以て圍み、麥穗はリボンを以て束ねリボン上に第三十四條に掲ぐる六個語を以て「全世界のプロレタリア結合せよ」と記入せるものとし、徽章の上部に五又の星を置く。

第七十一條 ソヴェト社會主義共和國聯邦の國旗は赤又は紅地に旗竿の側上隅に金色の鎌及鎚の交叉を顯はし、其の上は金色にて縁取りたる赤色の五又の星を置きたるものとし、幅と長さとの割合は巾一に對し長サ二とす。

第七十二條 ソヴェト社會主義共和國聯邦の首府はモスクワ

ワ市とす。

ソヴェト社會主義共和國聯邦第二回ソヴェト大會議長

同上書記長

ア・エヌキズセ署名

モスクワ、一九二四年一月三十一日

(譯註)現今においては本憲法第十二條に基づき、其の都度聯邦中央執行委員會の決定を以て大會を隔年に召集するを通例とする。

ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國憲法

労働者・農民・カザツク及赤兵代表者の第十二回全露ソヴェト大會はソヴェト社會主義共和國聯邦憲法(根本法)第五條に従ひ且つ一九二四年一月二十九日附第十一回全露ソヴェト大會の決定に基き左のロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國改正憲法(根本法)が確認されたものと決定す。

第一編 總 則

第一章

第一條 本ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國憲法(根本法)は第三回全露ソヴェト大會が採決せる被搾取労働人民の權利宣言の根本的規定及び第五回全露ソヴェト大會(一九一八年—譯註)が採決したるロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國憲法(根本法)の根本原則に基き、ブルジョア階級を抑制し、人による人の搾取を廢止し、階級的差別も國家的權力も存在せざる共產主義の實現を目的とす

るプロレタリアートの獨裁權を保障するものとす。

第二條 ロシア共和國は諸民族ソヴェト共和國の聯盟を基礎とする労働者及農民の社會主義國家たり。ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の領域内における一切の權力は労働者・農民・カザツク及赤兵代表者の諸ソヴェトに依屬す。

第三條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國に於ける最高權力の保持者はソヴェト大會にして大會と大會との期間にありてはソヴェトの全露中央執行委員會之を代表す。ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國は第十回全露ソヴェト大會に於てソヴェト社會主義共和國聯邦建設に關する決議を採決したるロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國人民の意志に従ひソヴェト社會主義共和國聯邦に加入したるを以てソヴェト社會主義共和國聯邦憲法第一條に基きソヴェト社會主義共和國聯邦機關の權限に屬すると、こ

の全權は之を聯邦に委譲す。

第四條 勤勞民衆の眞の自由を保障するため教會を國家より、また學校を教會より分離し、且つ全人民の宗教的及反宗教的宣傳の自由を認む。

第五條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國は勤勞民衆に眞の言論の自由を保障するため印刷出版を資本の拘束より獨立せしめ新聞、冊子、書籍及其の他一切の印刷物刊行に要する技術的及物質的手段を擧げて勞働階級と農民の手に附與し且つ全國内に於ける自由頒布を保障す。

第六條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國は勤勞民衆に眞の集會の自由を保障するためソヴェト共和國人民が自由集會、會合、行列等を行ふの權利を認め、人民の集會に適する一切の場所を勞働階級及農民の管理に委す。

第七條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國は勤勞民衆に眞の結社の自由を保障するため有産階級の經濟上及政治上の權力を打破し、以て從來ブルジョア制度の社會に於て勞働者及農民の結成と行動の自由を妨げたる一切の障害を排除し勞働者及農民に對し彼等が結合組織するため援助を與ふ。

第八條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國は勤勞民衆に

眞の知識啓蒙の自由を保障するため無料にして全般的なる教育を授くるを自己の任務とす。

第九條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國は勞働を以て共和國人民の義務なりと認む。

第十條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國は一切の方法を以て偉大なる勞農革命の成果を擁護するため社會主義の祖國を防衛するを共和國全人民の義務と認め國民皆兵の制を定む。武器を執りて革命を防衛するの榮譽は勤勞民衆にのみ賦與され非勤勞分子には他の兵役義務を課す。

第十一條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國は共和國の憲法及法律を以てロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國人民のために定められる一切の權利をロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の領域内に在る一切の他の聯邦ソヴェト共和國人民に對しても賦與す。

ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國は各種國民中の勤勞民衆の結合の精神に基き勞働的業務を行ふためロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國に居住する外國人にして勞働階級に屬し又は他人の勞働を利用せざる農民に對しソヴェト社會主義共和國聯邦最高機關の規定に基き一切の政治上の權利を賦與す。

第十二條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國は政治的行動若くは宗教上の信念の故に壓迫を受くる總ての外國人に對し避難(ロシア國內へ——譯註)の權利を賦與す。

第十三條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國は人種と民族とに拘はらず人民の權利の平等主義に鑑み何らかの少數民族の壓迫又は其の平等權の制限、更に個々の民族の優越的地位(直接或は間接の)設定、若くは容認を以て共和國の根本法と全然相容れざるものなることを宣言し、個々の民族に對し自己のソヴェト大會の決議に基きロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國最高機關の裁可を経て自治ソヴェト社會主義共和國又は自治州に分立するの權利を認む。

ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國人民に對しソヴェト大會、裁判所、官廳及社會生活に於て各自の民族語を自由に使用するの權利を認め、少數民族に對し學校に於て各自の民族語を以て學ぶの權利を保障す。

第十四條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國は勤勞民衆の利益を考慮し個人又は團體が社會主義革命の利益に反して其の賦與されたる權利を行使する時は之を剝奪す。

第十五條 一切の土地、森林、地下物、水域並に工場及製造

所、鐵道、水上及空中の運輸交通機關はソヴェト社會主義共和國聯邦の特別法規及ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の最高機關の定むる原則により勞農國家の所有に屬す。

第二編

第二章 全露ソヴェト大會及び全露中央執行委員會の權限

第十六條 全露ソヴェト大會の權限に屬する事項左の如し  
〔イ〕 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國憲法(根本法)の根本原則の確立、増補、改訂及び全露ソヴェト大會閉會期において全露中央執行委員會總會が採決したるロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國憲法の部分的改訂に對する最終的確認。

第十七條 全露ソヴェト大會及び全露中央執行委員會は國家的意義を有する左の如き一切の事項を管掌す。  
〔イ〕 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の一切の政治及び國民經濟の一般的指導。

〔ロ〕 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國を構成する自治ソヴェト社會主義共和國の境界の設定、同共

和國憲法の確認並に自治ソヴェト社會主義共和國間又は之等共和國と聯邦の他の部分との間における爭議の解決。

〔ハ〕 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國領域内の一般行政上の區別、並に地方及州の結合に關する認可。

〔ニ〕 ソヴェト社會主義共和國聯邦の法律に準據しロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國領域内に於ける全國民經濟及び個々の經濟部門の計畫設定。

〔ホ〕 ソヴェト社會主義共和國聯邦の單一的國家豫算の一部としてのロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の豫算編成。

〔ヘ〕 ソヴェト社會主義共和國聯邦の憲法及び法律に準據しロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の國稅及地方稅、課金及租稅外收入を定め且つ外債及内債の契約締結。

〔ト〕 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國歳入及歳出に對する最高監督。

〔チ〕 ソヴェト社會主義共和國聯邦憲法に準據しロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國諸法典の確認。

〔リ〕 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國領域内に於ける全般的及部分的な大赦の權利。

〔ヌ〕 本憲法若しくはロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國最高機關の決定に反する自治ソヴェト社會主義共和國及自治州のソヴェト大會並に各地方ソヴェト大會の決定の取消。

第十八條 全露ソヴェト大會及び全露中央執行委員會は前掲諸事項の外ソヴェト社會主義共和國聯邦憲法の規定に基く諸事項を管掌す。

第十九條 ソヴェト社會主義共和國聯邦憲法(根本法)に定むる範圍の、又た聯邦の權限に屬する諸事項に關するソヴェト社會主義共和國聯邦最高機關の決定はロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國領域内に於て拘束力を有す。前記の場合以外に於てはロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の領域内に於て全露ソヴェト大會及び全露中央執行委員會並に人民委員會議を除き如何なる機關も全國家的意義を有する法令を發布するの權利を有せず。

### 第三編 ソヴェト權力の構成

#### 第三章 中央權力

##### A、全露ソヴェト大會

第二十條 全露ソヴェト大會は第五回全露ソヴェト大會の採決したるロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國憲法(根本法)第二十五條の定むる所に基き、選舉人二萬五千人に付一人の割合を以て選出する市及び市邑地のソヴェト代表者、及び人口十二萬五千人に付一人の割合を以て選出する縣及地區ソヴェト大會の代表者を以て構成す。

備考 全露ソヴェト大會に先だつて縣ソヴェト大會が開催せられざる場合は代議員は直接郡ソヴェト大會より送らる。

第二十一條 全露ソヴェト大會はソヴェト大會の定むる人員を以て構成さる、全露中央執行委員會を選挙す。

第二十二條 全露ソヴェト大會は年一回全露中央執行委員會により召集さる。

第二十三條 全露ソヴェト臨時大會は全露中央執行委員會の發意又はロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國總人口の三分の一以上の人口を有する諸地方ソヴェト及諸ソヴェト大會の要求により之を召集す。

#### B、全露ソヴェト中央執行委員會

第二十四條 全露中央執行委員會は本憲法第三條第十七條及第十八條の規定する範圍内に於てロシア社會主義聯邦

ソヴェト共和國最高の立法行政監督機關とす。

第二十五條 全露中央執行委員會は其の發意により、法規、命令及決定を發布し、且つ人民委員會議の提出せる法律案を審議確認す。

第二十六條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の政治及經濟生活の一般的規範を定め、又ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國國家機關の現行慣例に根本的變改を齎らす總ての命令、決定並にロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の豫算は必らず全露中央執行委員會の審議確認を経ることとす。

第二十七條 全露中央執行委員會の開期と閉期の間にありては全露中央執行委員會の選舉する全露中央執行委員會幹部會を以てロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國最高の立法行政及び監督機關とす。

第二十八條 全露中央執行委員會はロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の勞農政府及一切のソヴェト權力機關の行動に關して一般の方針を與へ立法及行政の事業を統一し全露中央執行委員會幹部會及人民委員會議の行動の範圍を定め、ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國憲法の實施並に全露ソヴェト大會及びソヴェト社會主義共和國聯邦

最高機關の總ての決定の履行を監督す。

第二十九條 全露中央執行委員會は全露中央執行委員會幹部會之を召集す。臨時會議は全露中央執行委員會三分の一の發意、人民委員會議の提議、全露中央執行委員三分の一の要求、若くは六國以上の自治ソヴェト社會主義共和國の中央執行委員會の要求に依り召集す。

第三十條 全露中央執行委員會はロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の一般行政のため人民委員會議を組織し又行政各部指導のため人民委員を任命す。

第三十一條 全露中央執行委員會は全露ソヴェト大會に對し責任を負ひ、之に對し自己の事業及び一般政策並に各個の問題に關する報告を爲す。

C、人民委員會議

第三十二條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國人民委員會議の構成員たる人民委員會議々長、議長代理及びロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國憲法第三十七條に掲ぐる諸人民委員は人民委員會議に参加す。又ソヴェト社會主義共和國聯邦の法規に基き任命せらるゝ全聯邦的人民委員部の全權代表者は全露中央執行委員會若くは其の幹部會の決定に従ひ發言權若くは決議權と共に之に参加す。

第三十三條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の一般行政權は人民委員會議に依屬す。

第三十四條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國人民委員會議は全露中央執行委員會により與へられたる權利の範圍内に於て、且つ本條の追補として發布せらるべき人民委員會議官制に基きロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の全領域に於て實施せらるべき命令及決定を發布す。

第三十五條 人民委員會議は全露ソヴェト大會及全露中央執行委員會に對し責任を負ふ。

第三十六條 人民委員會議のあらゆる決定は全露中央執行委員會若くは其の幹部會に於て之を取消し又は停止することを得。

D、ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國人民委員部

第三十七條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國人民委員會議の管掌に屬する國家行政の各部を直接指導するため左の十一の人民委員部を設く。

最高國民經濟會議  
商 業  
勞 働

財 務

勞農監督

內 務

司 法

教 育

保 健

農 務

社會保障

第三十八條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國最高國民經濟會議及び商業、財務、勞働及勞農監督の諸人民委員部はロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の全露中央執行委員會其の幹部會及び人民委員會議に隸屬すると同時にソヴェト社會主義共和國聯邦の當該人民委員部の命令に従ひ行動す。

第三十九條 人民委員會議の成員——即ち人民委員は各人民委員部の長官とす。

第四十條 各人民委員は其の指導の下に參與會を置く。參與會議の委員は人民委員會議により確認さるべきものとす。

第四十一條 人民委員は當該人民委員部の管掌に屬する一

切の問題を専決するの權利を有す。參與會が人民委員の決定に不同意なるときは參與會は其の決定を停止することなくしてロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國人民委員會議若くは全露中央執行委員會に之を申立つることを得。參與會の個々の委員また同様の權利を有す。

第四十二條 人民委員は其の政務に關し人民委員會議並に全露中央執行委員會及び其の幹部會に對し責任を負ふ。

第四十三條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國各人民委員部の命令は全露中央執行委員會、其の幹部會及び人民委員會議に於て之を取消すことを得。又ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の統一的人民委員部の命令に關しては該命令が全露中央執行委員會、其の幹部會若くは人民委員會議の指示せる命令に準據せるものならざる時はソヴェト社會主義共和國聯邦の同名稱の人民委員部に於て之を取消すことを得。

第四章 自治ソヴェト社會主義共和國及び自治州

第四十四條 自治ソヴェト社會主義共和國及自治州に於ける國家權力機關はロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國憲法に基き地方ソヴェト、其の大會、執行委員會並に州執行

委員會及共和國中央執行委員會を以て構成さる。

自治ソヴェト社會主義共和國憲法(根本法)は其のソヴェト大會に於て採決し全露中央執行委員會の承認を経たる上更に全露ソヴェト大會の最終的承認を受くべきものとす。

備考 自治州に關する法律は其のソヴェト大會に於て採決し全露中央執行委員會の承認を受くべきものとす。

第四十五條 各自治ソヴェト社會主義共和國領域内に於ける最高機關は其のソヴェト大會にして大會と大會との期間に於ては其の選舉せる中央執行委員會なりとす。中央執行委員會の權限は各自治ソヴェト社會主義共和國憲法中に於て之を定む。

第四十六條 自治ソヴェト社會主義共和國の中央執行委員會及自治州の州執行委員會は其委員中より幹部會を選出す。幹部會は中央若くは州執行委員會の開期と開期との間にありて當該共和國若くは州の領域に於ける最高機關たり。

第四十七條 自治ソヴェト社會主義共和國中央執行委員會は自己の執行機關として人民委員會議々長、内務、司法、

教育、保健、農務、社會保障の各人民委員並にロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の統一的なる財務、勞働、内國商業、勞農監督及最高國民經濟會議の人民委員を以て人民委員會議を組織す。

自治ソヴェト社會主義共和國中央執行委員會は地方の生活條件に適應して人民委員の數を減じ及人民委員會議の構成を適宜變改するの權利を有す。

第四十八條 本憲法により自治ソヴェト社會主義共和國に附與せられたる權限の範圍に於て之等共和國の中央執行委員會は當該自治ソヴェト社會主義共和國の全領域に亘り拘束力を有する命令を發布す。

第五章 地方の權力

A、ソヴェト大會

第四十九條 當該領域—地方、州、縣、地區、郡、區若くは鄉—内に於ける其の權限の範圍に於ての最高機關はソヴェト大會とす。

第五十條 地方、州、縣、地區、郡、區及び鄉のソヴェト大會には當該行政單位の領域内に存在する一切のソヴェトの代表者之に参加す。

第五十一條 ソヴェト大會は一九一八年のロシア社會主義

聯邦ソヴェト共和國憲法(根本法)及第七回全露ソヴェト大會の決議に基き左の如く組織す。

〔イ〕 地方及州ソヴェト大會は都市、市邑地、市邑地外に在る工場及製作所の諸ソヴェト及地區ソヴェトの代表者を以て組織し市ソヴェトよりは選舉人五千人毎に代議員一人、地區ソヴェト大會よりは人口二萬五千人毎に代議員一人を送る。

〔ロ〕 縣ソヴェト大會は都市、市邑地、市邑地外に在る工場及製作所の諸ソヴェト及郡ソヴェト大會の各代表者を以て組織し、市ソヴェトよりは選舉人二千人毎に代議員一人、郡ソヴェト大會よりは人口一萬人毎に代議員一人を送る。

〔ハ〕 地區ソヴェト大會は都市、市邑地、市邑地外に在る工場及製作所の諸ソヴェト代表者及村ソヴェト代表者を以て組織し市ソヴェトよりは選舉人一千人毎に代議員一人、區ソヴェト大會よりは人口五千毎に代議員一人を送る。

〔ニ〕 郡ソヴェト大會は市、市邑地、郡内に存在する工場及製作所の諸ソヴェト代表者及村ソヴェト代表者を以て組織し、市ソヴェトよりは選舉人二百人

毎に代議員一人、郷ソヴェト大會よりは人口一千人毎に代議員一人を送る。但し郡に於ける代議員は三百人を超ゆるを得ず。

〔ホ〕 區、郡、縣、州、地區、郡、區及び鄉のソヴェト大會は人口三百人毎に一人の割合を以て區若くは郷の領域に存在する總てのソヴェトの代表者を以て組織す。但し區若くは郷に於ける代議員は百五十人を超ゆるを得ず。

備考 特別な場合には全露中央執行委員會は個々の地方に對し當該地方の狀況に適應して本條に定むる代表者の規定を變更するの權利を有す。

第五十二條 ソヴェト大會には定例大會と臨時大會とあり定例ソヴェト大會は年一回之を召集し、臨時ソヴェト大會は左の場合に之を召集す。

〔イ〕 上級ソヴェト大會若くは其の執行委員會の提議ある場合。  
〔ロ〕 其の領域内に於けるソヴェト權力の當該執行機關(執行委員會)の發意により又は當該領域の住民の三分の一以上の人口を占むる諸ソヴェトの要求ありたる場合。

第五十三條 ソヴェト大會は其の執行機關、即ち執行委員會を選出す。其の委員數は各行政區域個々のソヴェト大會の爲めに全露中央執行委員會之を定む。

B、執行委員會

第五十四條 執行委員會はソヴェト大會之を選出し、大會と大會の期間において當該領域のソヴェト權力の最高機關たり、之を選出せる大會に對し責任を負ひ、且つ上級執行委員會、全露中央執行委員會及ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國人民委員會議に従屬す。

第五十五條 當該領域の行政並に中央權力の決定命令の實施に關する一切の常務を指導せしむる爲め執行委員會は幹部會を選出す。幹部會の員數は各行政區域個々の爲め全露中央執行委員會若し其の幹部會之を定む。

第五十六條 執行委員會の總會と總會の期間中は執行委員會幹部會に於て執行委員會の權限を行使し且つ執行委員會に對し責任を負ふ。

第五十七條 地方權力の管掌に屬する一切の事務を遂行する爲め及び上級執行委員會並に中央權力の決定を實施する爲め地方、州、縣、地區、郡の執行委員會は全露中央執行委員會又は其の幹部會の定むる原則に基き各部を設く。

執行委員會の現存各部の廢止若しくは併合、及び新たな部の設置はロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國人民委員會議の決定によりて之を行ひ、且つ全露中央執行委員會又は其の幹部會の認可を受くるものとす。

備考 區及郷執行委員會に在りては縣執行委員會若しくは其の幹部會の決議を経て部及び課を設くることを得。

第五十八條 執行委員會の各部は執行委員會及其の幹部會に從屬し執行委員會及其の幹部會並に上級執行委員會の當該部の命令を履行するの義務を有す。

C、代議員ソヴェト

第五十九條 ソヴェトの組織左の如し。

〔イ〕 市に於ては人口各千人毎に代議員一人の割合とす。但代議員數は五十人以上一千人以下とす。

〔ロ〕 村落（小村、村、宿驛、カザツク部落、人口一萬人以下の小市、高架索地方の小村農場地等）に於ては人口各百人毎に代議員一人の割合とす。但各村ソヴェトの代議員は三人以上五十人以下とす。

備考 本條に定めたる代議員數の變更は全露中央執行委員會の決定により之を行ふ。

第六十條 常時政務執行のため市に於ける代議員ソヴェトは全露中央執行委員會若しくは其の幹部會の定むる原則に基きその代議員中より執行委員會を選出す。

第六十一條 村ソヴェトに在りては全露中央執行委員會又は其幹部會の定むる原則に基き執行委員會を設くることを得。

第六十二條 代議員ソヴェトは執行委員會若しくはソヴェト議長の發意並にソヴェト代議員半數以上の要求により之を召集す。

第六十三條 ソヴェトの代議員は其の選舉人に對し恒常的に報告を爲すことを要す。

D、地方權力機關の管掌事項

第六十四條 地方、縣、地區、郡、區及び郷のソヴェト權力機關、即ち執行委員會其幹部會並に代議員ソヴェトは左の事項を管掌す。

- 〔イ〕 當該領域の文化及經濟の進歩發達の促進。
- 〔ロ〕 地方豫算の編成確認。
- 〔ハ〕 ソヴェト權力當該上級機關の決定の實施。
- 〔ニ〕 當該領域に於ける地方的性質を有する諸問題の解決。

〔ホ〕 當該領域に於けるソヴェトの事務統一。

〔ヘ〕 當該領域に於ける革命的正義の保障並に國家的秩序と社會的保障の擁護。

〔ト〕 自己の發意並に上級執行委員會の提議に基き全國的意義を有する問題の審議。

第六十五條 ソヴェト大會及其の執行委員會は下級地方ソヴェト及び其の執行機關の行動を監督す。

地方ソヴェト大會の決定の取消は上級ソヴェト大會及其の執行委員會、全露中央執行委員會若しくは其の幹部會のみ之を爲すことを得。

執行委員會及其の幹部會の決定の取消は之を選出したるソヴェト大會並に上級ソヴェト大會上級執行委員會其の幹部會、全露中央執行委員會其の幹部會及びロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國人民委員會議のみ之を爲すことを得。

第六十六條 地方及州執行委員會、其の幹部會並に縣執行委員會は特別なる場合に限り全露中央執行委員會の定むる規定に基き自己の責任を以てロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國人民委員會議の命令の實施を停止するの權利を有す。

第六十七條 地區及郡執行委員會は地方、州、若しくは縣執行委員會の部或は之に相當する機關の命令にして明かに全露中央執行委員會、其の幹部會、ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國人民會議又は地方、州、縣執行委員會の決定に違反するときは特に其の實施を停止することを得。但し之に關しては直ちに地方、州若しくは縣執行委員會及當該部長に通告するを要す。

第四編

第六章 ソヴェト選舉

A、選舉權被選舉權

第六十八條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國人民にして選舉の期日迄に滿十八歳に達したる左記の者は性、信教、人種、民族、住居等の如何に拘はらずソヴェト選舉權及被選舉權を享有す。

〔イ〕 生産的及社會的勞務に依りて生計の資を得る者、並に之等の者に生産的勞務に従事するの可能性を與ふるため家事に従ふ者。

〔ロ〕 勞農赤軍及赤色海軍の赤兵及水兵。

〔ハ〕 本條(イ)及(ロ)の項に示せる者に屬する人民にして何等かの程度に於て勞働能力を失ひたる者。

備考 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國人民に非ざる者のうち本憲法第十二條に指定したる者は選舉權及被選舉權を享有す。

第六十九條 前條各項の一に該當する者と雖も左記の者は選舉權及被選舉權を有せず。

〔イ〕 利潤の目的を以て雇傭勞力を利用する者。

〔ロ〕 資本の利子、企業上の收入、財産上の所得等の不勞所得に依り生活する者。

〔ハ〕 私有商人、商業仲介業者。

〔ニ〕 有ゆる宗教及教義の宗教的祭祀を業とする者。

〔ホ〕 舊警察、憲兵隊及び保安部に勤務せる密偵、舊露國皇族、並に警察、憲兵隊及刑罰機關の指導者。

〔ヘ〕 正規の手續に依り精神病者若しくは狂者と認められたる者。

〔ト〕 破廉恥罪により法律若しくは裁判々決により刑の宣告を受け、その刑期中にある者。

B、選舉の施行

第七十條 選舉は地方ソヴェト又は其の執行委員會の定むる日を以て之を行ふ。

第七十一條 選舉の經過及び結果に關しては選舉委員の署

名せる調書を作成す。

七十二條 選舉施行細則並に勞働組合其他の勞働團體の選舉參加に關する規定は全露中央執行委員會若しくは其の幹部會之を定む。

C、選舉の審査取消並に代議員の召還

第七十三條 ソヴェト選舉の正否に關する審査は選舉委員會に於て之を行ひ、ソヴェト大會に選出せらるゝ代議員の代表權の正否に關する審査は資格審査委員會之行ふ。

第七十四條 選舉が全體的に不正なる場合に於ては選舉取消の問題は順位に従ひ上級ソヴェト權力機關之を決定す。ソヴェト選舉に關する最後の審判機關は全露中央執行委員會若しくは其の幹部會とす。

第七十五條 ソヴェトに代議員を送りたる選舉人は何時にても其被選舉人を召還し新たに選舉を行ふの權利を有す。

第五編

第七章 豫算編成權

第七十六條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の一切の國家收入と支出とは之に加盟する自治共和國の收入及支出をも抱括し之を國家豫算のうちに統一す。

第七十七條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の豫算は

ソヴェト社會主義共和國聯邦憲法並に聯邦共通の立法手續により發布せらるゝ規則に基きソヴェト社會主義共和國聯邦の單一的國家豫算の構成部分として之に編入さるべきものとす。

第七十八條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の支出及び其の領域に於て徴收せらるゝ收入の聯邦共通の項目中に入るべき收入及支出とロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の項目中に入るべき收入及支出とに對する割當は同じく聯邦共通の立法手續により之を定む。

第七十九條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の豫算は其の人民委員會に於て之を審議し全露中央執行委員會の承認を経てソヴェト社會主義共和國聯邦憲法の規定によりソヴェト社會主義共和國聯邦の單一的國家豫算に編入するため之をソヴェト社會主義共和國聯邦の立法機關に提出するものとす。

第八十條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國を構成する自治社會主義ソヴェト共和國の國家收入及支出は當該共和國人民委員會及中央執行委員會に於て決定しロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國人民委員會の審議を経て後ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國豫算の構成部分

として全露中央執行委員会により確認さる。

第八十一條 國庫資金中よりする如何なる支出と雖も之に對し國家收入及支出の項目中に規定せられあるか、又はロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國立法機關の特別なる決定の公布あらざる限り之を爲すことを得ず。

第八十二條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の豫算表による一切の支出は其の直接の使途に従ひ豫算項目の範圍内に於て之を爲すものとす。

第八十三條 一切の地方收入及地方支出は聯邦共通の立法及共和國の立法手續により地方豫算中に統一さる。

第八十四條 地方豫算は當該ソヴェト大會若しくはロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の當該中央機關の監督の下に其の執行委員会に於て審議決定す。

第八十五條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國豫算の決算報告は全露中央執行委員会により確認さるべきものとす。

第八十六條 法律上地方資金による事を規定されたる支出を補ふため地方豫算に對して、ソヴェト社會主義共和國聯邦及びロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の立法手續を以て租稅收入及び租稅によらざる收入の財源を供與す。

**第六編**  
**第八章** **ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の國章國旗及首府**

第八十七條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の國章は赤地に太陽の光線下に柄を下に向け交叉したる金色の鎌と鎚とを顯はし麥穂を以て周圍を圍み左の文字を記入す  
 「И」 「РАБЕТА」 (ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の略稱—譯註)

「ロ」 全世界のプロレタリア結合せよ！

第八十八條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の國旗は、赤(紅)地の布を用ひ其左隅上部旗竿に近き個所に金文字にて「РСФСР」と記入す。

第八十九條 ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國の首府はモスクワとす。

第十二回全露ソヴェト大會議長  
 エム・カリニン 署名

第十二回全露ソヴェト大會書記  
 ア・キセリョフ 署名

モスクワ、一九二五年五月十一日。

### 統計概観

#### 領域及び總人口

領 域	舊ロシア帝國領 (一八九七年調査)	現ソヴェト聯邦領内 (一九一四年)	ソヴェト聯邦 (一九二六年調査)
總 人 口	二一、九八八、五九七	三三、三三三、二二九	三三、三三三、二二九
都 市 人 口	一、六八四、七三三	一〇三、九三三、二八〇	一四五、九〇六、六二四
領 域	一、六八四、七三三	一三、八九〇、六三三	二五、七六〇、八七九

#### 聯邦各共和國別人口

(一九二六年末の國勢調査による)

全 聯 邦	總人口 (單位千人)		計	都 市 人 口		農 村 人 口	
	男	女		男	女	男	女
ロシア共和國	七〇、二二七	七五、六八九	一四五、九〇六	一一、四二四	一三、三三六	五七、七九三	六三、三三三
白 羅 西 亞	四七、六六三	五三、五三三	一〇〇、一八四	八、一八五	八、九四〇	三九、四七六	四三、五八一
ウ ー ラ ー イ ナ	二、三六三	二、五五二	四、九一五	三八一	四一八	一一、〇〇一	一一、一三四
後 高 架 索	一三、九七五	一四、九二二	二八、八八七	二、五四二	二、七三五	一一、四三三	一一、一八八
ザ ー ン ン	二、九五九	二、八五一	五、八一〇	六八八	六七九	二、二七一	二、一七二
トルコメニ	二、六八六	二、三八六	五、〇七二	五六三	五二六	二、一三三	一、八七〇
ト ー ン	五五二	四七七	一、〇二九	六五	五九	四八七	四二八



人口十萬以上の都市

(一九二六年末の國勢調査による)(單位千人)

都市名	計 (男千人)		計 (女千人)	
	男	女	男	女
一、モスクワ	九八九、四	一、〇三九、九	二、〇〇九、四	一、〇〇二、一
二、レニングラード	七八七、一	八二八、九	一、六一六、一	一、〇五三、三
三、キエフ	三三九、五	二六四、三	四九三、八	二五二、二
四、バク	三三八、一	二八六、六	四四六、八	九五八、八
五、オデッサ	一八八、五	二二二、八	四二一、四	二八二、二
六、ハリコフ	一九四、八	二二四、六	四〇九、五	二〇二、一
七、タシケント	一六五、三	一五五、五	三三〇、八	九四〇、〇
八、ロストフ	一四三、二	一六一、五	三〇四、八	二二七、七
九、チフリ	一三七、五	一四五、三	二八二、九	一〇五、七
一〇、サラトフ	九七、八	一二三、九	二二一、七	二六五、二
一一、ドネツク	九〇、九	九六、六	一八七、五	一〇六、三
一二、ニジニ	八六、八	九四、三	一八一、一	一〇八、六
一三、アストラハン	八三、八	九二、五	一七五、三	一一七、七
一四、カザン	八〇、八	九三、九	一七四、七	一一六、二
一五、サマラ	七九、七	九三、一	一七一、九	一一五、六
一六、クラスノダール	七八、五	八三、二	一六一、八	一〇六、〇
一七、オムスク	七九、四	八三、〇	一六一、四	一〇三、三
一八、トウウ	七三、六	七三、四	一五〇、一	一一七、七
一九、スタリノグラード	六九、五	七五、五	一四七、一	一一五、一
二〇、スヴェルドロフ	六五、〇	七一、四	一三六、四	一一九、七
二一、ミンスク	五八、三	六五、一	一二三、六	一一六、一
二二、オレンブルク	五九、〇	六五、八	一二〇、九	一一七、四
二三、ノヴォシビルスク	五九、八	六〇、七	一二〇、六	一一五、一
二四、ヴォロネジ	五四、二	六三、三	一一六、五	一一四、八
二五、ヤロスラウリ	五三、〇	五九、〇	一一二、一	一一三、一
二六、イワノヴォヴォズネゼン	五一、九	五九、二	一一一、一	一一〇、〇
二七、トゥヴェリ	四八、八	五七、一	一〇六、〇	一一七、一
二八、スターリン	五六、〇	四九、六	一〇五、七	一一四、六
二九、ウラジオストロク	六〇、九	四一、五	一〇三、四	一一〇、三
三〇、サマルカンド	五三、七	四八、六	一〇一、三	九三、三
三一、ニコラエフ	四六、八	五四、三	一〇一、一	一一五、九

教 育

◇ 學校及び學生數

年次	初 等 教 育		中 等 教 育		中、初等職業教育		高 等 教 育	
	學校數	學生數	學校數	學生數	學校數	學生數	學校數	學生數
一九二四年	一〇四、六一〇	七、三三六	一、七九〇	五、六四	二、八七七	二、六七	九七	一一〇
一九二三年	一一四、二三五	九、二二一	四、一六三	五、六九	三、七三七	二、九四	二四八	二二四
一九二二年	八七、五五九	六、八〇八	二、四七八	五、八六	三、六四九	三、二二	二四四	二二二
一九二一年	九一、〇六六	八、四三九	一、八一四	七、二五	三、九六四	四、四九	一六〇	一六五
一九二〇年	一〇〇、九三三	九、四三四	一、六九〇	七、一〇	四、三三九	五、三一	一三八	一六二

年次	無學者		成人學校		圖書館數		農村讀書小屋の數	
	數	千人	數	千人	數	千人	數	千人
一九二四年	四〇、九六七	一、一五七	七、八〇	五、二	二〇、〇三〇	二、四、四一三	二、四、四一三	五、〇一八
一九二三年	三、五三五	一一一	四、二五	四、二	一〇、五三八	二、四、四一三	二、四、四一三	五、〇一八
一九二二年	四四、三七五	一、三九九	五、三九	六、五	八、〇二六	二、四、四一三	二、四、四一三	五、〇一八
一九二一年	五〇、九二五	一、六三五	五、一四	七、〇	二、〇六七	二、四、四一三	二、四、四一三	五、〇一八

◇ 政治教育機關及び學習者數

農 業

◇聯邦各共和國内の農地面積(單位千デシヤチン)

農家宅地	耕作地	牧草地	効用地	林地	其他の未利 用効用地	合 計
全 聯 邦	ウクライナ	白 ロ シ ア	トルコメン	後 高 架 索	ロシヤ 共 和 國	
七、六五六	一、九五八	二、九七九	三、四二四	一、五八二	三、三九六	三、八〇七
一四八、〇九〇	二八、五六一	二、四七一	一、五三八	三、三三三	三、三九六	三、八〇七
三三、九六〇	三、四二四	二、四七一	三、三三三	三、三三三	三、三九六	三、八〇七
三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三九六	三、八〇七
六二六、七七六	八、三九四	八、九六九	三、三三三	三、三三三	三、三九六	三、八〇七
六二六、七七六	八、三九四	八、九六九	三、三三三	三、三三三	三、三九六	三、八〇七

◇ロシア社・聯・ソ・共和國の國有農地(自治共和  
國を除く)

第一の數字は企業數	第二の數字は占有面積(單位千デシヤチン)
農務委員部	縣農務部
一九三三・三年	一九三三・三年
一九三三・四年	一九三三・四年
一九三三・五年	一九三三・五年
一九三三・六年	一九三三・六年
一九三三・七年	一九三三・七年
一九三三・八年	一九三三・八年
一九三三・九年	一九三三・九年
一九三三・十年	一九三三・十年
一九三三・十一年	一九三三・十一年
一九三三・十二年	一九三三・十二年
一九三三・十三年	一九三三・十三年
一九三三・十四年	一九三三・十四年
一九三三・十五年	一九三三・十五年
一九三三・十六年	一九三三・十六年
一九三三・十七年	一九三三・十七年
一九三三・十八年	一九三三・十八年
一九三三・十九年	一九三三・十九年
一九三三・二十年	一九三三・二十年
一九三三・二十一年	一九三三・二十一年
一九三三・二十二年	一九三三・二十二年
一九三三・二十三年	一九三三・二十三年
一九三三・二十四年	一九三三・二十四年
一九三三・二十五年	一九三三・二十五年
一九三三・二十六年	一九三三・二十六年
一九三三・二十七年	一九三三・二十七年
一九三三・二十八年	一九三三・二十八年
一九三三・二十九年	一九三三・二十九年
一九三三・三十年	一九三三・三十年

農業組合	利権企業	其他	合 計
一九、〇〇〇	四、五七三	二、六四一	二、九一三
一、七三二	七、一七三	一、九八八	二、〇八二
三、五五五	四、六四八	一、〇五一	二、〇八二
九七、三三三	四八、六八四	二、〇八二	二、〇八二

◇ロシア社・聯・ソ・共和國の共同農業經營

共産經營	アルテル	土地協同組合	計
一九二五年	一、三三三	七、七四〇	三、五三七
一九二六年	一、四六三	八、四三七	四、一六三

◇其他の共和國における共同農業經營

ウクライナ	白 ロ シ ア	後 高 架 索
一、五七五	三、八〇〇	五、八
四、四七五	一、〇	

◇國營農業の現勢(一九二六年現在)

トラスト數	總面積	役者	動力
三九	五、六六	七、六六	六、八
三九	五、六六	七、六六	六、八

統計概観

二八五

ウクライナ	白 ロ シ ア	計
一	一	一
一四八	一六一	八、七
一五二	八一	五、六
八六五	一、〇〇九	七三、二

◇全聯邦蒔付面積(一九二六年)

全 聯 邦	ウクライナ	白 ロ シ ア	後 高 架 索	トルコメン
八二、五八九、七	三〇、一六七、四	二、三〇三、〇	一、三三六、一	二、三三、四

◇全聯邦農業生産額(單位百萬留)

一九二二・三年度	一九二二・四年度	一九二二・五年度	一九二二・六年度	一九二二・七年度	一九二二・八年度(豫定)
八、二四三	八、四七四	八、六四七	一一、〇四六	一一、四六二	一一、九二六
一〇〇、〇	一〇二、八	一〇四、九	一三四、〇	一三九、一	一四四、七

◇作付面積別農民階級分類比 (ロシア社・聯・ソ・共和 國內の農戸による)

年次	無作付	一デシヤ	二デシヤ	三デシヤ	四デシヤ	五デシヤ	六デシヤ	七デシヤ	八デシヤ	九デシヤ	十デシヤ以上	計
一九三五	四、七%	一、二%	三、九%	一、九%	一、四%	一、五%	六、二%	二、五%	二、〇%	〇、七%	〇、七%	一〇〇
一九三六	四、五%	一、六%	三、〇%	一、九%	一、四%	一、六%	六、五%	二、八%	二、四%	〇、八%	〇、八%	一〇〇

註、一デシヤチンは我が一町一反四畝八歩

◇所有家畜頭數別農民階級分類比 (ロシア社・聯・ソ・共和 國內農戸による)

年次	役者を有せぬ者%	一頭%	二頭%	三頭%	四頭以上%	乳牛を有せぬ者%	一頭%	二頭%	三頭%	四頭以上%
一九三四年	三、〇%	五、四%	一、三%	三、一%	二、〇%	一、八%	五、四%	一、九%	四、二%	二、二%
一九三五年	三、〇%	五、三%	一、二%	二、九%	一、八%	一、七%	五、一%	一、九%	四、五%	二、三%
一九三六年	三、〇%	五、二%	一、三%	三、五%	二、一%	一、七%	五、一%	二、〇%	五、〇%	三、〇%

商 業

◇全聯邦營業鑑札收得數

(各半年を以て一期とす)

種 別	一九三五年前半	一九三五年後半	一九三六年前半
第一 國 營	三、七三二	七、九八	三、五九
第二 協同組合	一、〇六八	一、八一五	七、四三
第三 個人	一、〇四五	一、七、四八八	一、二五、九四二

級 別	第一 國 營	第二 協同組合	第三 個人
第一 協同組合	三、三六四	一、〇、六五	一、〇、八八三
第二 協同組合	二、四、三七	二、四、八四三	三、六、八四三
第三 協同組合	九、六六二	一、〇、八四	一、〇、六〇五
個人	六、七、七九	七、一、六二六	七、四、三三〇
個人	一、〇、二七三	一、四、二八二	一、四、〇、八八八

◇國營・協同組合・個人商品取引高(單位百萬元)

一九二五年 國 營 協同組合 個人 計

卸 前 半	卸 後 半	卸小賣 前 半	卸小賣 後 半	小 賣 前 半	小 賣 後 半	計 前 半	計 後 半
一、六九二、九	四、九〇、〇	一、七七一、二	二、三九、〇	一、六八、九	一、一六三、六	二、〇三二、二	一、八七三、八
二、六三三、四	五、七四四	一、六五七、〇	三、三三七、七	九七四、五	一、八五七、〇	四、七五九、八	二、八九三、二
六、七〇、四	二、三四、二	一、五八、一	一、〇五三、七	四六八、九	一、一六三、六	二、一五三、九	一、七五八、一
二、三三、二	一、二五三、九	三、〇六、八	一、八三三、五	九三三、四	二、七五九、九	一、三三三、六	五、一三三、六
四、七五九、八	二、八九三、二	一、七五八、一	九、四〇、一	一、三三三、六	一、七五八、一	九、四〇、一	九、四〇、一

◇輸出入貿易高(單位千留)

一九二四・五年度 一九二五・六年度

輸 入	輸 出
噸數 一、八四四、六九五	噸數 一、三三三、六六三
價格 七、九、八八二	價格 八、一、九二二
噸數 六、一五三、五九四	噸數 七、一三三、九五七
價格 五、七、五八一	價格 五、八、二三四

◇全聯邦の各別貿易高(單位千留)

國 別	一九二四・五年度	一九二五・六年度
オースト	三、九、八七二	一、六、七、七九
ラリヤ	—	二、五、一
ヨーロッパ	—	—
アジア	—	—

統計概観

國 別	一九二四・五年度	一九二五・六年度
埃太利	一、〇、五二二	三、五、九
アンタル	一、〇、六三二	二、四
阿富汗	一、二、六	一、五、一五
白耳義	三、三、二六	一、四
ブラシル	一、二、五〇	五、七
獨逸	一、〇、六〇二	一、〇、四九
英吉利	一、〇、七、八〇六	二、八、九三
和蘭	三、三、八七八	五、二二
丁抹	一、六、四三	二、八、四
埃及	三、三、九六一	二、六、五六一
印度	八、一、一〇	七、七
西班牙	一、七、七	—
伊太利	五、三、三	五、六
カナダ	二、三、九四	—
支那	四、三、七八	四、九、二九二
ラトヴィヤ	二、七、五八	一、五
蒙古	—	三、五、八三
諸威	五、三、三四	—
波蘭	三、一、一九	四、七、五九二
波蘭	一、〇、二、六七	一、五

輸 出 (單位千留)	ヨロツパ國境經由
葡萄牙	七六九
米 國	一九、〇九〇
土 耳 古	二、一六八
芬 蘭 土	一八、六〇五
佛 蘭 西	九、〇七九
セ イ ロ ン	一、九一九
チ エ ツ ク	二、八〇〇
瑞 典	一五、四六五
エ ス ト ニ ア	四、一六八
日 本	一、〇七五
其 他	三、七四三
計	二、〇三五

輸 出 (單位千留)	アジヤ國境經由
伊 太 利	一五、四三三
支 那	四
リ ッ プ ア	四七
波 斯	六三
暹 羅	五三九
土 耳 古	九、六六六
佛 蘭 西	三、一三三
瑞 典	九六七
日 本	八八
計	五九、七三七

### 産 業

#### ◇工場企業及び従業員(一九二六年現在)

(小規模産業を除く)

全 聯 邦	内 務 省	内 務 省
企業數	二、五三五	二、三三三
従業員數	二、三四七、九	二、三三三、四
内 務 省	八、八八八	一、七五三、八
ロ、シ、ア	二八三	三三、一
白 日 本	二、六〇九	五、一五、八
ウクライナ	四六八	六、一、二
後 高 架 索	一九九	一〇、三
ウズベク	七六	二、四
トルコメン		二、二

#### ◇小規模産業(一九二五年現在)

企業數 國營% 協同組 雇労働者% 雇労働者總生 合% 伴私營% なき私營% 産額

業 別	業 別	業 別
農 業	職 業	建 築
二、〇、〇	一、九、八	二、九、六
三、〇、〇	二、九、六	三、九、三
三、三、七	一、六、〇、八	四、三、三
三、三、七	一、六、〇、八	四、三、三
三、三、七	一、六、〇、八	四、三、三

統計概観

二八九

職業別	年内失業平均數				增加率
	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年	
商業	四、五	四、九	五、一	五、二	
交通郵便	一四、三	一三、九	一三、八	一三、六	
吏員	三、一	一九、五	一九、七	一九、五	
其他	七、八	八、〇	七、七	七、五	
◆失業業者	年內失業平均數				
	八四八	一、〇一七	一、〇一〇	一、〇一〇	
	一九二六年	一、〇一七	一、〇一〇	一、〇一〇	
	一九二七年	一、三三三	一、三三三	一、三三三	
◆労働賃銀(月額平均)	(豫定)				
一九二三年	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年	
職別	三、〇	四、九	六、二	七、〇	
金 屬	一、七	三、三	四、五	五、六	
織 物	三、〇	三、三	四、二	五、二	
織 山	三、〇	三、三	三、九	四、二	
化 學	三、〇	三、三	三、九	四、二	
皮 革	三、〇	三、三	三、九	四、二	
食 料	三、〇	三、三	三、九	四、二	
木 工	三、〇	三、三	三、九	四、二	
全産業	三、〇	三、三	三、九	四、二	

職別	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年
農、林業	〇、六	六、九	七、八	八、八	九、九
製 紙	一、四	二、六	三、九	四、九	五、九
織 山	三、三	三、七	三、九	四、〇	四、一
木 工	四、九	五、四	五、八	六、一	六、四
皮 革	二、〇	二、六	三、一	三、六	四、一
金 屬	三、三	三、九	四、五	五、一	五、七
印 刷	一、七	二、一	二、五	三、〇	三、四
食 料	三、九	四、三	四、七	五、一	五、五
砂 糖	五、〇	五、四	五、八	六、二	六、六

◆労働組合員數(單位千人)

組合別 一九二七年 一九二八年 一九二九年 一九三〇年 一九三一年

農、林業 〇、六 六、九 七、八 八、八 九、九

製 紙 一、四 二、六 三、九 四、九 五、九

織 山 三、三 三、七 三、九 四、〇 四、一

木 工 四、九 五、四 五、八 六、一 六、四

皮 革 二、〇 二、六 三、一 三、六 四、一

金 屬 三、三 三、九 四、五 五、一 五、七

印 刷 一、七 二、一 二、五 三、〇 三、四

食 料 三、九 四、三 四、七 五、一 五、五

砂 糖 五、〇 五、四 五、八 六、二 六、六

◆官公吏及び國營事業勤務者の  
俸給平均月額(一九二六年現在)

國庫支辨 州縣支辨 市支辨 村支辨

一、中央機關 一九、〇六 二八、九七

二、地方行政機關 七、八四 七、八五 五、九四 三、六七

三、地方裁判 六、七三 六、八一 五、九〇 三、八〇

四、教育機關 六、八九 五、三八 四、五二 三、三三

建 築	農業期節労働者月額平均賃			
	成人男	成人女	成人牧夫	成人
建 築	七、八	三、五	二、〇	七、四
織 物	六、九	四、三	一、九	六、九
化 學	二、一	一、八	一、六	二、一
裁 縫	一、九	一、七	一、五	一、九
水 運	二、二	二、一	一、九	二、二
鐵 道	二、九	二、八	二、六	二、九
地方運輸	〇、一	〇、一	〇、一	〇、一
交 通	〇、七	〇、七	〇、七	〇、七
衛 生	一、三	一、三	一、三	一、三
教 育	一、三	一、三	一、三	一、三
ソヴェト	一、三	一、三	一、三	一、三
商 業	一、三	一、三	一、三	一、三
自 治	一、三	一、三	一、三	一、三
勤 務	一、三	一、三	一、三	一、三
國 民	一、三	一、三	一、三	一、三
養 給	一、三	一、三	一、三	一、三
其 他	一、三	一、三	一、三	一、三
計	六、九	三、八	一、五	六、九

組 合	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年
消 費	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六
農 業	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
同ウクライ	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
ナを除外	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
工 業	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
合 計	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇

◆協同組合の商業取引高比率(單位)

一九二四年 一九二五年 一九二六年 一九二七年 一九二八年

協同組合 二、七五〇 二、八二二 二、八五五 二、八七五 二、八九七

國營商業 三、〇三三 三、一〇〇 三、一六六 三、二三二 三、三〇〇

◆協同組合の商業取引高比率(單位)

一九二四年 一九二五年 一九二六年 一九二七年 一九二八年

協同組合 二、七五〇 二、八二二 二、八五五 二、八七五 二、八九七

國營商業 三、〇三三 三、一〇〇 三、一六六 三、二三二 三、三〇〇

個人商業 三、九七八 四〇、八 三、六九六 二七、〇 四、八〇九 二三、五  
計 九、七五一 一〇〇、一 三、六九二 一〇〇、二 四、六六一 一〇〇、

財 政

◇國庫歳入と國民經濟との比

國庫歳入額 (百万ルブル)	國民收入 との比	物産生産 額との比
一九二四・五年	三、七〇六	二八、四%
一九二五・六年	五、〇三四	二九、九%
一九二六・七年	六、三五五	三五、一%
一九二七・八年(豫定)	七、〇八九	三六、七%

歳入種目(單位)

歳入種目	一九二四・五年度	一九二五・六年度	一九二六・七年度
稅收入	一、三三九、二	一、七八四、六	二、三七三、五

國營國營 三八〇、二 五三二、六 六八六、七  
運輸收入 一、〇二〇、七 一、四三〇、四 一、六五五、〇  
國債 一三〇、五 一四六、〇 三〇〇、〇

歳出種目(單位)

(運輸交通事業經營費は此歳出額より除く)

(豫定)

歳出種目	一九二四・五年	一九二五・六年	一九二六・七年	一九二七・八年
國防	四二〇、四	六一一、一	六九九、二	八〇〇、〇
國民經濟	五三七、三	七八二、六	一、二〇七、五	一、四九九、一
其他	一、〇五二、二	一、三三〇、一	一、五六四、一	一、六二六、〇
計	二、〇〇九、九	二、七二三、八	三、四七〇、八	三、九二五、一

◇國民經濟に對する國庫補給額(單位)

業 業	一九二四・五年度	一九二五・六年度	一九二六・七年度	一九二七・八年度(豫定)
農 業	一四九、五	二七、八	一六二、一	一〇、七
工 業	一五七、六	三元、四	二九六、五	三〇、七
經濟復興公債利子	—	—	五、〇	三〇、七
電 化 事 業	五二、六	九、六	六六、六	二〇、二
商業及び協同組合	三三、八	四、二	二五、二	六、〇

自治機關諸施設	運輸新規事業	交通新規事業	計
三六、〇	一七、七	二〇、〇	五四三、三
六、七	三〇、〇	二、三	一〇〇、〇
七〇、七	三三三、六	三三、七	七八二、四
九、〇	二九、九	二、九	一〇〇、〇
四〇、〇	三九五、四	二七、二	一、三三三、五
三、三	二四、七	二、三	一〇〇、〇
五〇、〇	四八三、五	二五、六	一、四九九、一
三、三	三三、三	一、七	一〇〇、〇

◇通貨發行高

イ、國立銀行發行高

(千チエルグオネツ——即ち一萬留單位)

一九二四年十月 一九二五年十月 一九二六年十月  
五四、三〇〇 七九、〇〇〇 八八、〇〇〇

ロ、財政委員部發行高

(紙幣及び硬貨—單位千ルーブル)

一九二四年十月 一九二五年十月 一九二六年十月  
二七六、一七一 四九〇、九一五 五九九、七二一

# 重要職員表

(一九二七年四月ソヴェト  
大會において選舉確認)

## ソヴェト聯邦中央執行委員會議長(六名)

カリニン(ミハイル・イワノウイチ)(ロシア)  
 ペトロフスキー(グリゴリー・イワノウイチ)(ウクライナ)  
 チエルウヤコフ(アレクサンドル・グリゴリエウイチ)(白露)  
 ムサベコフ(ガザンフアラ)(後高架)  
 ホジャエフ(フアイズツル)(ウズベク)  
 アイタコフ(ネトウイルバイ)(トルコメン)

## ソヴェト聯邦中央執行委員會

幹部會員(二十七名)

アマガライ・オグルイ。アイタコフ。アンドレエフ。アタバ  
 エフ。アフォン・ババエフ。エヌキズセ。ザトンスキー。イワ  
 ノフ。カリニン。キセリヨフ。クリバシエロフ。クシヤエフ。  
 ムサベコフ。オラヘリシウイリ。オルジエニキズセ。パホ  
 モフ。ペトロフスキー。ルズタリ。スクルイブニツク。ス

ミルノフ。トムスキー。ウクラノフ。ハツケウイチ。ホジャ  
 エフ。チエルウヤコフ。チュバリー。

## ソヴェト聯邦人民委員會議長

議長ルイコフ(アレクセイ・イワノウイチ)  
 同代理オルジエニキズセ(グリゴリー・コンスタンチノウイ  
 チ)

同 ルズタリ(ヤン・エルネストウイチ)  
 委員 チチエリン(ゲオルギー・ワシリエウイチ)  
 同 ウオロシロフ(クリメンチ・エフレモウイチ)  
 同 ルズタリ(ヤン・エルネストウイチ)  
 同 スミルノフ(イワン・ニキチチ)  
 同 オルジエニキズセ(グリゴリー・コンスタンチノウイチ)  
 同 シュミッド(ワシリイ・ウラヂミロウイチ)

同 ミコヤン(アナスタシ・イリノヴィチ)  
 同 プリユハノフ(ニコライ・パウロヴィチ)  
 同 クイブイシエフ(ワレリアン・ウラヂミロヴィチ)  
 同 オシンスキー(ワレリアン・ワレリヤノヴィチ)

**労働及防衛會議**

議長 ルイコフ

代理 オルジエニキズセ。ルズダク。

委員 ミコヤン。クイブイシエフ。ヴォロシロフ。プリユハノフ。シエイマン。スミルノフ。シユミッド。トムスキー。

**國家計畫委員會**

議長 クルジツヤノフスキー(クレブ・マクシミアノヴィチ)  
 代理 スミルガ。オサドチイ。

**中央利權委員會**

議長 クサンドロフ(ウラヂミル・ニコラエウイチ)

委員 ガネツキー。ゴレフ。ケレヴィチ。ドガドフ。カクトウ  
 イン。レプセ。リトヴィノフ。ビヤタコフ。ステツキ  
 ー。ストモニヤコフ。シレイフェル。

**國家政治保安部(ダベウ)**

部長 メンシンスキー(ヴァチエスラウ・ルドリフォウイチ)  
 代理 ヤゴダ。同トリリツセル。

**聯邦最高裁判所**

所長 ヴイノクローロフ(アレクサンデル・ニコラエウイチ)

代理 フシリエフ・ユージン、軍事部長 ウリリフ、軍事運輸部  
 長 エゴロフ、民事部長 レメテフ、刑事部長 アントノフ。サラ  
 トフスキー

**聯邦最高裁判所檢事局**

總長 クラシコフ(ピョートル・アナニエウイチ)

代理 カフタラセ

**革命軍事會議**

議長 ヴォロシロフ(グリメンチー・エフレモウイチ)

代理 ウンシリフト(ヨシフ・スタニスラウオウイチ)

同 ソフ(ウヤチエスラウ・イリノヴィチ)

同 オルジエニキズセ。トウハチエフスキー。カーメネフ。

**内外商業人民委員部**

委員 長 ミコヤン(アナスタシ・イリノヴィチ)

代理 エイシモント(ニコライ・ボレスラフオウイチ)

同 フルムキン(モイセイ・イリイッチ)

**參與**

ウエイツェル。ガネツキー。カクトウイン。  
 ミンキン。パンクラトフ。トゥロフ。フロブ  
 リヤンキン。シレイフェル。

總務組織局長

ゴフマン

經濟管理局長

カクトウイン

輸出入管理局長

シャロフ

商品並に原料管理局長

ズロビン

緊急注文専門委員長

スグリツキー

商事機關管理局長

ゴリドシテイン

財政管理局長

フョードロフ

穀物管理局長

チユーフリタ

運輸局長

ローゼンタリ

條約交渉法律管理局長

カウフマン

商業監督局長

リヴォフ

情報委員會長

メルドニコフ

中央稅關長

ボチャエフ

關稅委員會議長

ボチャエフ

**外務人民委員部**

長 チチエリン(ゲオルギー・ワシリエウイチ)

代理 リトヴィノフ。カラハン。

參與 リトヴィノフ。カラハン。ロトシテイン。アラーロ  
 フ。

**交通人民委員部**

長 ルズダク(ヤン・エルネストウイチ)

代理 ポストニコフ。ボリソフ。

參與 ルードウイ。ハラトフ。ガルニニン。アンドレイチ  
 グ。イシチエンコ。

**郵電人民委員部**

長 スミルノフ(イワン・ニキチ)

代理 リュボウイチ。

參與 ウオルレンベルグ。モテノフ。ムサトフ。シニコフ。

**勞農監督人民委員部**

長 オルジエニキズセ(グリゴリー・コンスタンチノウイチ)

代理 ヤンソン。チユツカエフ。

參與 ガルーゼリ。イリイン。レメテフ。レンガニツク。ミリュ  
 ーチン。ナザレチヤン。パテロス。ロズミロウイチ。  
 ロイセンマン。

**最高經濟會議**

議長 クイブイシエフ(ワレリアン・ウラヂミロウイチ)

代理 クヴァイリシグ。ルヒモウイチ。



幹部會委員

アロネーソフ。ドルゴフ。クサンドロフ。ロ  
ホフ。ロモフ。リュビモフ。マクシモフ。  
マンツェフ。メジラウク。セレダ。スタコフ。  
スリモフ。チユーバロフ。ユーリン。エイシ  
モント。

労働人民委員部

長 シュミツド(ワシリー・ウラザミロヴィチ)  
參與 パフトフ。ギンジン。ネムチエンコ。ノア。

財政人民委員部

長 プリユハートフ(ニコライ・パウロヴィチ)  
代理 シエイマン。クズネツォフ。  
參與 アリスキー。ラインシテイン。プレオブラジエンスキ  
ー。ボリユードフ。レインゴリド。トゥマノフ。ユロ  
フスキー

國立銀行

長 シエイマン(アロン・リウオウイチ)

中央統計局

長 オシンスキー(ワレリアン・ワレリアノヴィチ)  
代理 トラフテンベルグ。パシコフスキー。クラシリニコ  
フ。

ロシア社・聯・ソ・共和國

中央執行委員會議長カカリニン(ミハイル・イソノヴィチ)  
人民委員會議長 ルイコフ(アレクセイ・イソノヴィチ)  
代理 レジャワ(アンドレー・マトウエヴィチ)  
同 スミルノフ(アレクサンドル・ペトロヴィチ)  
同 ルイスクロフ(トウラル・ルイスクロヴィチ)

最高經濟會議々長

ロホフ

農務人民委員

スミルノフ

財政人民委員

ミリユーチン

商業人民委員

エイシモンド

労働人民委員

パフトフ

内務人民委員

ペロホロドフ

司法人民委員

クルルスキー

勞農監督委員

イリイン

教育人民委員

ルナチャルスキー

保健人民委員

セマシコ

社會保障人民委員

ノゴヴィツイン

ウクライナソヴェト社會主義共和國

中央執行委員會議長 ペトロフスキー  
(クリゴリー・イソノヴィチ)

人民委員會議長 チュバリー。

代理 プラト。セルビチエンコ。

白露ソヴェト社會主義共和國

中央執行委員會議長 チェルウヤコフ

(アレクサンドル・グリゴリエヴィチ)

人民委員會議長 ゴロデツド。代理カルプ。カルクリン。

後コーカサス社・聯・ソ・共和國

中央執行委員會議長 ツハーカヤ(ミハ)。マガマルイ。  
ハフヤン。

人民委員會議長 オラヘリシヴィリ。

代理 グセイノフ。ルカシン。

トルコメン・ソ・社・共和國

中央執行委員會議長 アイタコフ(ナドゥイルバイ)

人民委員會議長 アタバエフ。

代理 パスクツキー。

ウズベク・ソ・社・共和國

中央執行委員會議長 アフン(ババエフ)

人民委員會議長 ホジャエフ。

代理 シルトフ。

労働組合全露中央評議會

議長 トムスキー(ミハイル・パウロヴィチ)

書記長 ドガドフ(アレクサンドル・イソノヴィチ)

同幹部會員 ウラザミロフ。アンドレエフ。シュワルツ。  
ロソフスキー。シュミツド。ミハイロフ。クト  
ウソフ。セニウシキン。レバセ。メリニチ  
ヤンスキー。チエルヌイシエロ。ドウドニク

共産黨インターナショナル

執行委員會幹部會

議長 プハーリン、委員 スターリン(露) マツク・マヌス  
(英) ホール(英) テールマン(獨) ゲシケ(獨) エルコ  
リ(伊) マヌイリスキー(小露) シメラリ(チエツク)セマ  
ル(佛) 片山(日本) クーシネン、コラロフ(アルガリヤ)

全聯邦共産黨中央委員會

(一九二七年十二月第十五回大會にて選出)

アクーロフ。アンドレフ。アンチホフ。アルチユーヒナ。  
バダエフ。パウマン。ブブノフ。プハーリン。ウオロシ  
ロフ。ガマルニツク。ゴロシチエキン。ドガドフ。ジュニコ  
フ。セレンスキー。カバコフ。カガノヴィチ。カリニン。  
クザイリング。キルキツ。キーロフ。クノーリン。コロチ  
ーロフ。カマロフ。カツシヨル。カツシヨル(エス)。マート

フ。クルシヤノウスキー。クルーパスカヤ。クビヤーク。  
 クリノフ。クイブイシエフ。レプセ。ロポフ。ロモフ。リュ  
 ビーモフ。マヌイリスキー。メドウエテフ。メンジンスキー。  
 ミコヤン。ミハイロフ。モロトフ。モスクヴィン。オラヘ  
 リシウイリ。ペトロフスキー。ボシトウイシエフ。ピヤトニ  
 ツキー。ルズタツク。ルミヤンツエフ。ルヒモヴィチ。ルイ  
 コフ。スクルイブニツク。スミルノフ(ア)。ソコリニコフ。  
 スターリン。ステパノフ。スクヴォルツォフ。ステツキー。  
 ストリエフスキー。スーリモフ。スイルツォフ。トロコンツ  
 エフ。トムスキー。ウガールロフ。ウハールノフ。ウグラール  
 フ。チチエリン。チユバリ。チードフ。シラルツシヴエルニ  
 フク。シュミット。

**極東ソヴェト代表機關 (一九二八年七月現在)**

◇日 本

在東京ソヴェト大使館  
 全權代表(大使) ア・トロヤノフスキー  
 參與官 イ・マイスキー  
 商務官(通商代表) ペ・ア・ニキエフ  
 日本語通譯官 エ・スバリヴィン  
 陸軍武官 ヴェ・プートナ

海軍武官 イ・コジノフ  
 大使館書記官 チフメーネフ。シユービン。  
 總領事 東京 リグスキー(兼東京總領事)  
 領事 大連 リグスキー。 神戶 アスコフ。  
 函館 シュルバ。 京城 チチャエフ。  
 小樽 キセリコフ。 敦賀 ヤブリン。  
 リユビーモフ。  
 ◇支 那 (現在大使館なし)  
 總領事 北京 スピリワネク。 哈爾濱 アホルチン。  
 奉天 クズネツォフ。 天津 シーロ。  
 領事 ボグラニーチナヤ。 滿洲里 スミルノフ。 海拉爾 アニ  
 メラメド。 齊々哈爾 マルトウイノフ。  
 ◇蒙 古  
 ウラン・バートル・ホト(庫倫)公使館  
 全權代表(公使) ア・オフチン  
 通商代表 エ・ポトヴィニク  
 領 事 ペ・マルチュコフ

**改稱重要地名表**

新

舊

アドウイゲースカヤ自治州	チユルクスカヤ自治州	ザボローシエ市	アレクサンドロフスク市
アルマ・アタ市	ヴェルヌイ市	シノヴァイエフスク市	(エカテリノスラフ縣)
アルチヨモフスク市	(トルコメン共和國)	カラ・コリー市	ブルジュエリスク市
ブイナクスク市	バフムート市	キンギセーブ市	ヤンブルグ市
ヴォルホフ・セロ	(ウクライナ共和國)	クロボトキン市	(トルコメン共和國)
ガンヂヤ市	テミル・ハン・シユラ市	クラスノアルメエイスク市	アレプタ町
ゴロドーク・スヴオボードウイ	ゴスチンノポリエ・セロ	クラスノグラード市	コンスタンチノグラード市
デエツスコエ・セロ市	(ダゲスタン共和國)	クラスノダール市	エカテリノダール市
サエトウイスカヤ州	エリザヴェトポリ市	クラスノコクシャイスク市	(ホルタフ縣)
	(アゼルバイジャン共和國)		(マリ自治州)
	リースキー市(ヴォロネジ縣)		
	ツアルスコエ・セロ		
	(レニングラド縣)		
	セミレチンスカヤ州		
	(トルコメン共和國)		

グラスマイ市	グラスマイ村	ブリクムスク市	スヴァトイ・クレスト市
クラスマイ・ボセローク	(レニングラド縣) セギユンスキー・ボセロク (ヴォト自治州)	プロレタルスカヤ町	(テルスカヤ縣) ヴェリコクニヤジスカヤ町 (北高架索)
レニングラード縣	ペトログラード縣	プガチヨフ市	ニコラエフスク市(サマラ縣)
レニングラード郡	ペトログラード郡	ペトロパウロフスク・カム	ペトロパウロフスク市
レニングラード市	ペトログラード市	チャトスキー市	(カムチャトカ縣) ツアレヴォ・サンチュルスク市
レニン・カン市	アレクサンドロポリ市	ザンチュルスク市	(ヴァトスカヤ縣)
レニンスク市	(アルメニヤ共和國) プリシープ市	スヴェルドロフスク市	エカテリンブルグ市
レニンスク市	(スタリングラド縣) タルドーム町(モスクワ縣)	ソヴェトスク市	(ウラル州) クカルカ町(ヴァトスカヤ縣)
ルクセンブルグ市	ホルチャロ市	スターリン市	ユーゾフカ町(ドネツカヤ縣)
マルタスシタット	エカテリンシタット市	スターリンスキー地方	ユーゾフスキー地方(同上)
マハーチ・カラ市	(獨逸人コンミン) ペトロフスク港	スターリングラード縣	ツァリーツィン縣
ペーロヴォマイスク市	オリグイオポリ市	スターリングラード市	ツァリーツィン市
	(オデアツサ縣)	トロツク市	ガフチナ市
		トゥルハンスク市	(レニングラード縣) モナストウイル村 (エニセイ縣)

トゥタエフ市	ロマノヴォ・ポリソグリ市
ウリヤノフスク市	(ヤロスラフカヤ縣) シンピルスク市
ウリヤノフスカヤ縣	(ウリヤノフスカヤ縣) シンピルスカヤ縣
ウリツキー郡	フセフスヴァトスキー郡
フエルカナ市	(クスタナイスカヤ縣) スコベレフ市(トルキスタン)
ハルトウリン市	オルロフ市(ヴァトスカヤ縣)
チエルヴェニ市	イグーメン市(白ロシア)
シヤムホール市	アンネノ市
	(アゼルバイジャン共和國)



ソジェト聯邦地圖

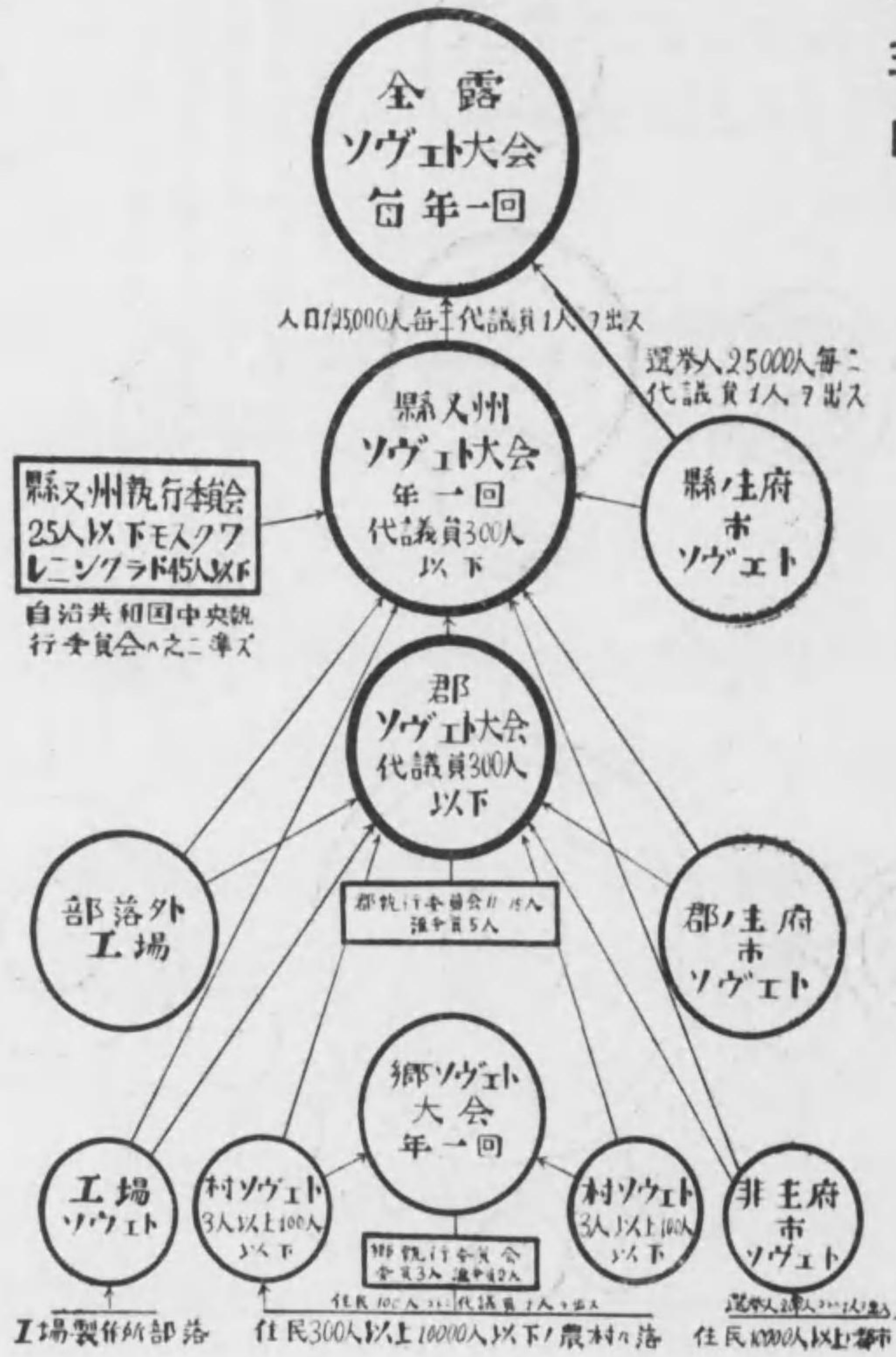
第一圖





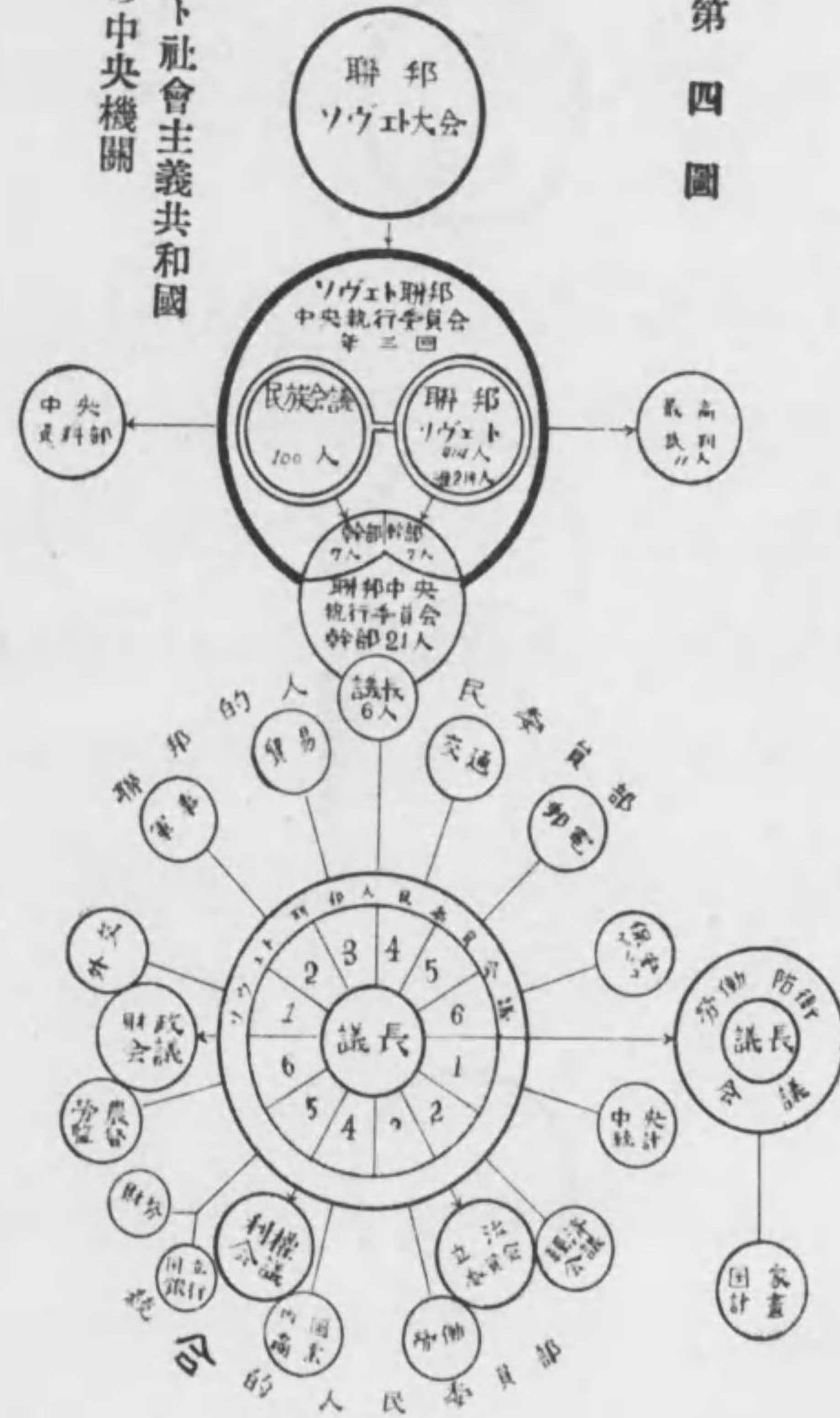
ソヴェト選挙系統

第五圖

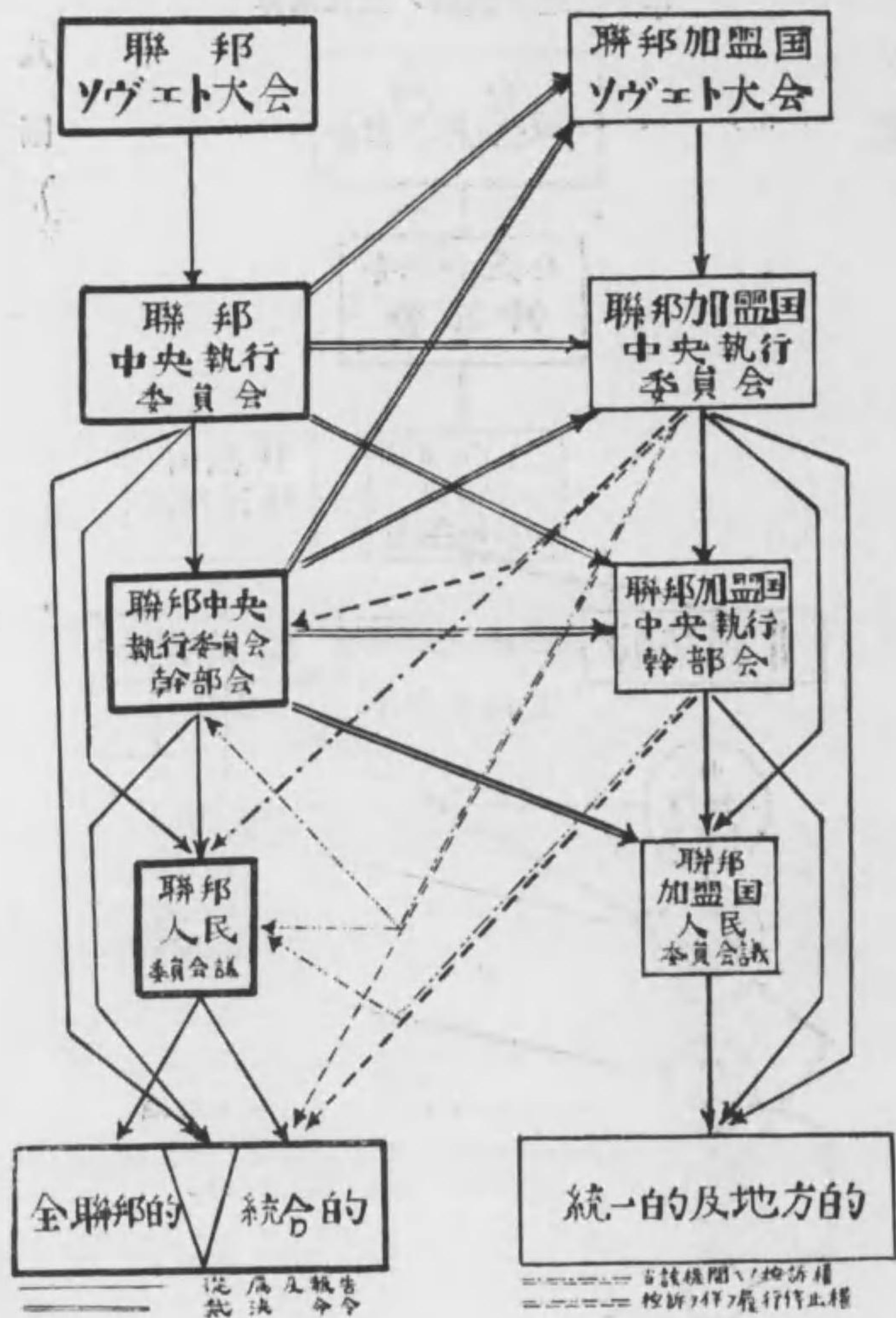


ソヴェト社會主義共和國  
聯邦の中央機關

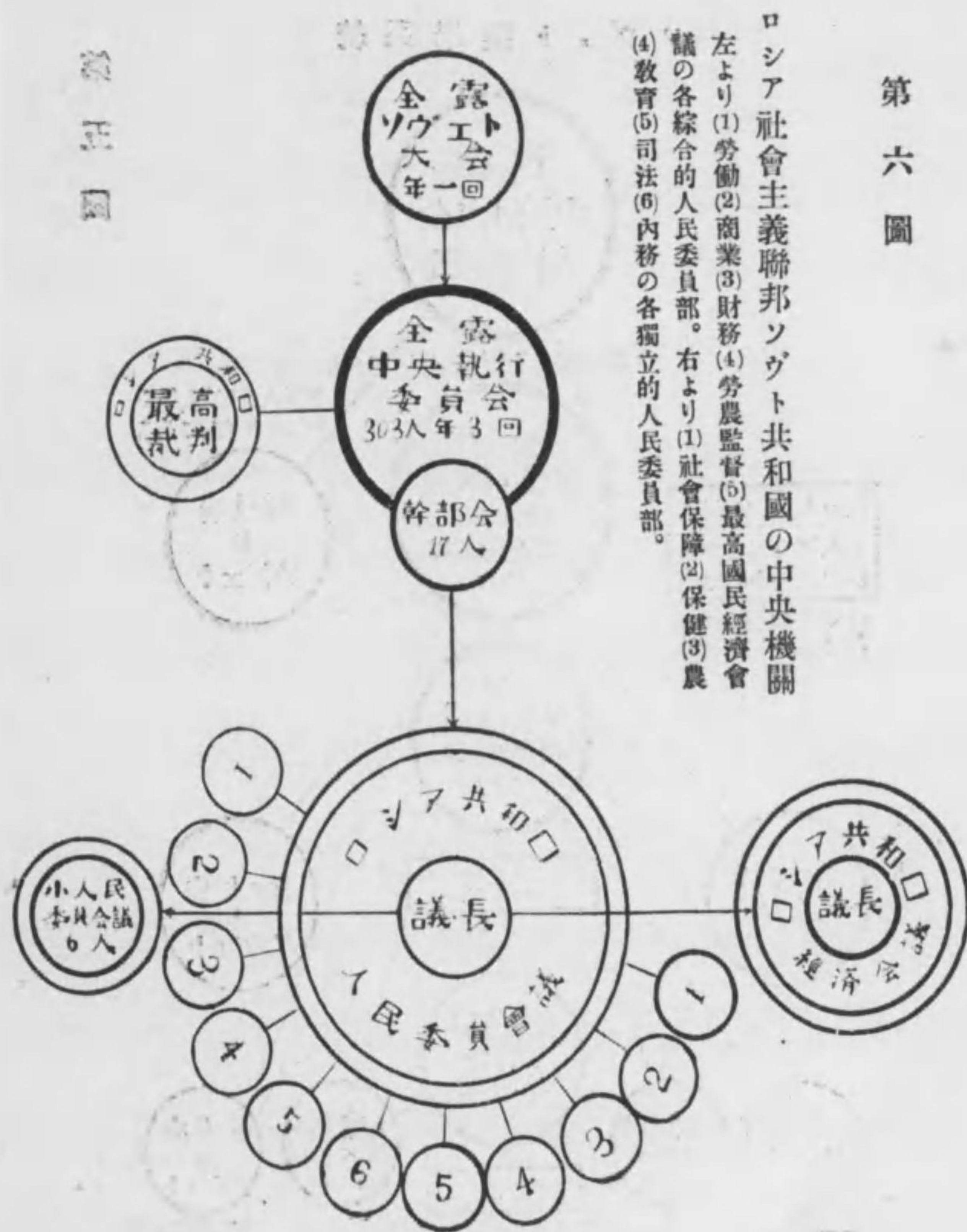
第四圖



聯邦權力と各共和國中央機關の交互關係

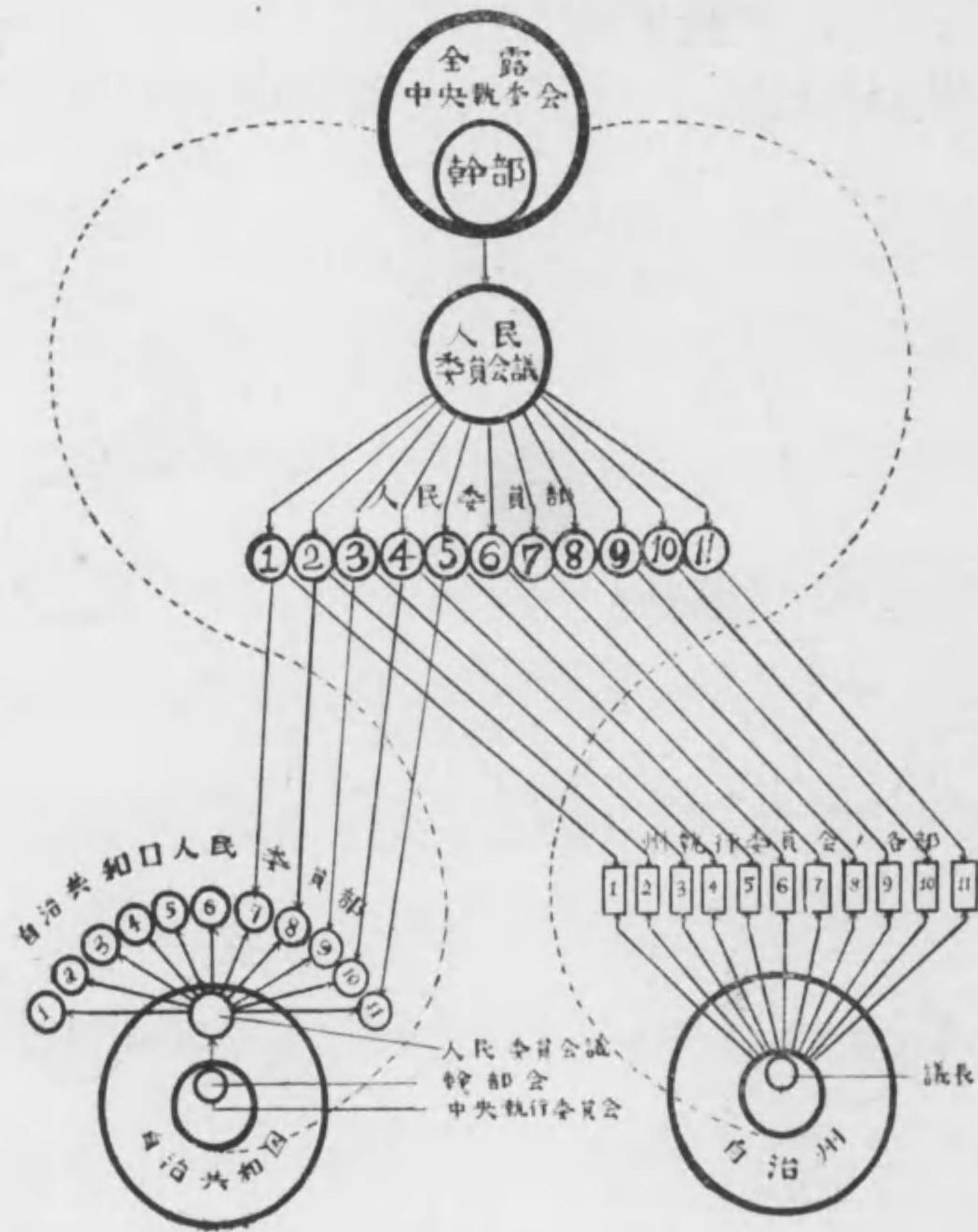


第六圖



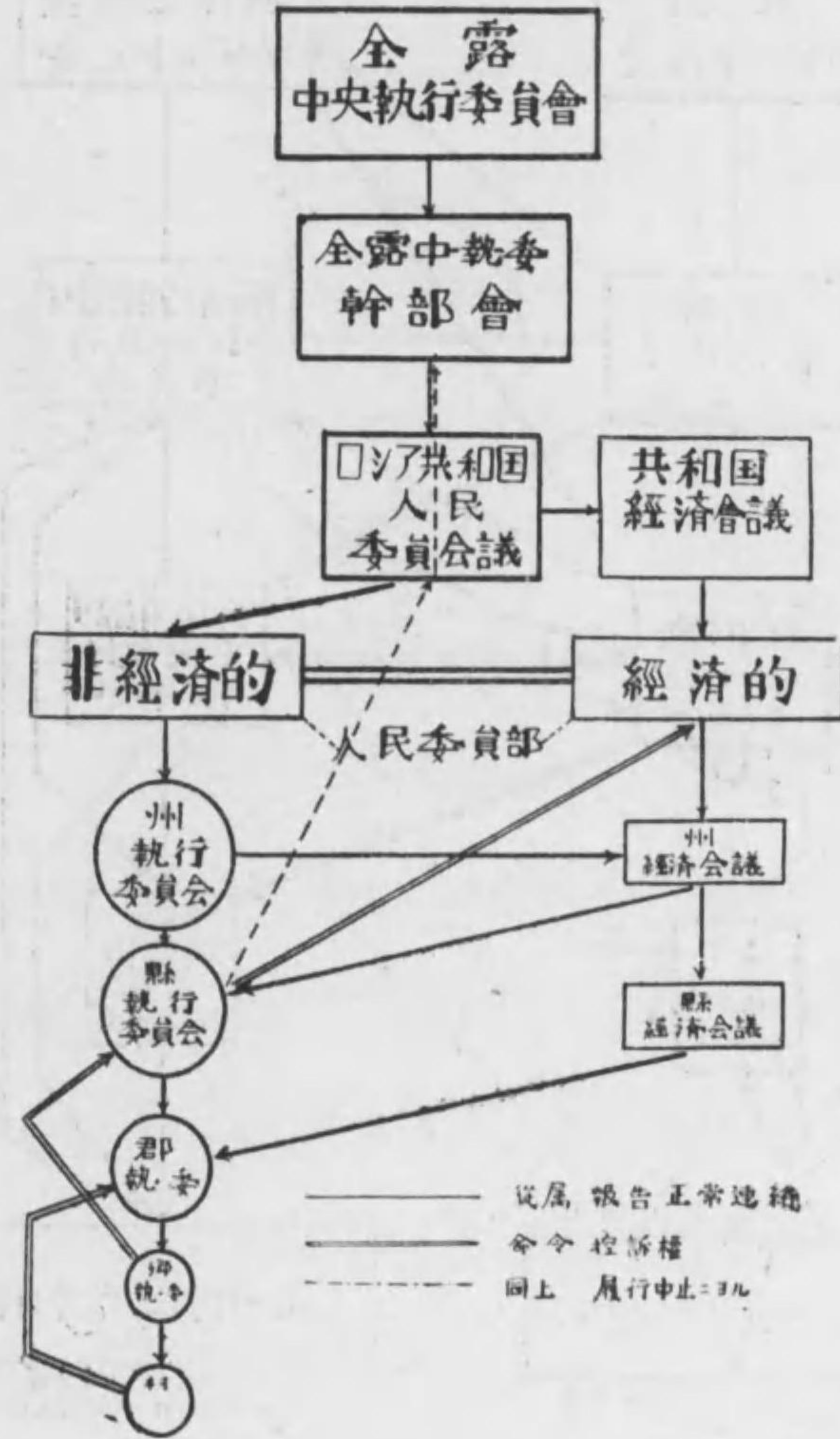
自治共和國及自治州ニオケル  
政權ノ機構

第九圖



ロシア社會主義聯邦ソヴェト共和國  
中央及地方機關ノ交互關係

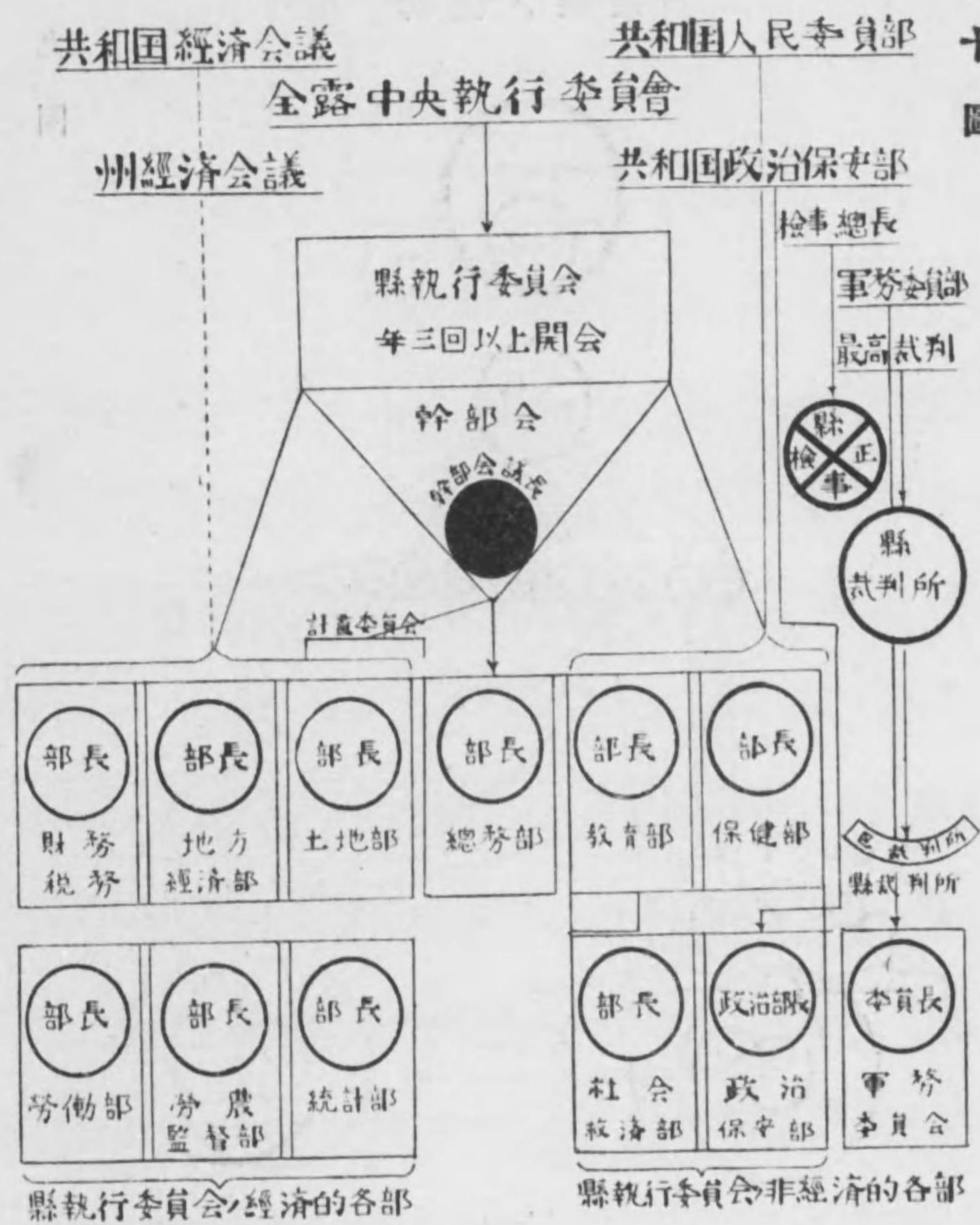
第八圖





縣ノ行政機構圖解

第十圖



## 露和新熟語及び略語辞典

### А

- Абхазская ССР    アブハジャ社會主義ソヴェト共和國  
Авангард    前衛隊  
Августовский блок    八月聯合  
Автономная область    自治州  
Автономная республика    自治共和國  
Агитпроп (Отдел агитации и пропаганды ВКП)  
全聯邦共產黨宣傳部  
Адыгейская автономная область    АДЪИГЪИСКЪЯ自治州  
Азербейджанская ССР    АСЕЛБАЙЖАН社會主義ソヴェト  
共和國  
Азнефть (Азербейджанское центральное нефтяное  
управление)    АСЕЛБАЙЖАН中央石油管理局  
Англо-Русский комитет    英露委員會  
Арбитраж промысловый    産業調停  
Армянская ССР    アルメニヤ社會主義ソヴェト共和國  
АХО (Административно-Хозяйственное Отдел  
ВСНХ)    最高國民經濟會議總務部  
Ахранка    保安警察部 (帝制時代の)  
АХРР (Ассоциация Художников Революционной  
России)    革命ロシア美術家協會

### Б

- Баррикады    防塞 (街上などに器物を以て築く)  
Басмачество    匪賊團 (回教徒の)  
Бакирская автономная ССР    БЪШКЪИール自治社會主義  
ソヴェト共和國  
Белорусская ССР (БССР)    白ロシア社會主義ソヴェト共和國  
Белый террор    白色テロル  
Беспартийный    無黨者 (無所屬)  
Беспризорный    浮浪兒 (よるべなき者)  
Биржа труда    職業紹介所  
Богоскательство    求神主義

Богостроительство 創神主義  
Брестский мир ブレスト媾和  
Бульгинская дума ブルイギン國會  
„Бунд“ ブンド派(古い猶太人労働總同盟)  
Бурят-монгольская автономная ССР ブリヤト蒙古自治社會主義ソヴェト共和國  
Бюджетное право 豫算權  
Бюро жалоб 訴願局(中央執行委員會附)

### В

ВАИ (Всероссийская Ассоциация Инженеров) 全露技師協會  
ВАК (Высшая Арбитражная Комиссия) 最高調停委員會  
ВАКОТ (Всеукраинское Акционерное Общество Торговли) 全ウクライナ商事株式會社  
ВАПП (Всероссийская Ассоциация Пролетарских Писателей) 全露プロレタリア作家協會  
Версальский мирный договор ヴェルサイユ平和條約  
ВИКЖель (Всероссийский Исполнительный Комитет Железнодорожников) 鉄道従業員全露執行委員會  
ВКП (Всесоюзная Коммунистическая Партия) 全聯邦共產黨  
ВКТ (Всеобщая Конференция Труда) 労働總會議  
ВЛКСМ (Всесоюзный Ленинский Коммунистический Союз Молодежи) 全聯邦レニン共產黨青年同盟  
Военное положение 戒嚴令  
ВОКС (Всесоюзное Общество Культурной Связи с границей) (全聯邦)對外文化連絡協會  
Волость 鄉  
Волисполком (Волостный Исполнительный Комитет) 鄉執行委員會  
Вотская автономная область ヴォトスカヤ自治州  
Временное правительство 臨時政府(普通三月革命より十一月革命までの政府をいふ)  
Всеобуч (Всеобщее военное обучение) 軍事總教育  
Всекобанк (Всероссийский Кооперативный Банк) 全露協同組合銀行

Всеобщее избирательное право 普通選舉權  
ВСНХ (Высший Совет Народного Хозяйства) 最高國民經濟會議  
ВСРМ (Всеобщий Союз Рабочих Металлистов) 金屬工總同盟  
ВСРПВП (Всеобщий Союз Рабочих Пище-вкусовой Промышленности) 食料品工總同盟  
ВСС (Всероссийский Съезд Советов) 全露ソヴェト大會  
ВСФК (Высший Совет Физической Культуры) 最高體育會議  
ВТК (Высший Технический Комитет при ВСНХ) 最高技術委員會(最高國民經濟會議附)  
ВТС (Всероссийский Текстильный Синдикат) 全露織物シンヂケート  
ВУЗы (Высшие Учебные Заведения) 高等教育機關  
Вукоспирка (Всеукраинский Союз Кооперативов) 全ウクライナ協同組合同盟  
ВХУТЕМАС (Высшие Художественно-Технические Мастерские) 高等美術學校  
ВЦИК (Всероссийский Центральный Исполнительный Комитет) 全露中央執行委員會  
ВЦСПС (Всесоюзный Центральный Совет Профессиональных Союзов) 全聯邦勞動組合中央評議會  
ВЧК (Всероссийская Чрезвычайная Комиссия) 全露非常委員會  
Выкупные платежи 買取賦金(普通農奴解放の時の土地買取年賦金をいふ)

### Г

ГАУ (Главное Артиллерийское Управление) 砲兵總監部  
ГВНУ (Главное Военно-Инженерное Управление) 工兵總監部  
ГВТМ (Государственные Высшие Театральные Мастерские) 國立高等演劇技術學校  
Гегемония 指導權  
ГЗУ (Главное Земельное Управление) 中央土地局  
ГПЖ (Государственный Институт Журналистов) 國立新聞學院  
ГИЗ (Государственное Издательство) 國立出版社

ГИТИС (Государственный Институт Театрального Искусства) 國立劇藝術學院  
 Главквизм 中央主義(諸般の經營の)  
 Главком (Главкомандующий всеми вооруженными силами Республики) 總軍司令官  
 Главконцеском (Главный концессионный комитет при ВСНХ союза) 中央利權委員會(聯邦最高經濟會議附)  
 Главнаука (Главное управление Научными Музейными и Научно-художественными учреждениями) 博物館及び美術館中央管理局  
 Главполитпросвет (Главный Политико-просветительный комитет) 中央政治教育委員會  
 Горская автономная ССР Gorskye 自治社會主義ソヴェト共和國  
 Горсовет (Городский совет) 市ソヴェト  
 Госбанк (Государственный банк) 國立銀行  
 Госиздат (Государственное издательство) 國立出版所  
 Госплан (Государственная плановая комиссия) 國家計畫委員會  
 Госпароходство (Государственное пароходство) 國立汽船會社  
 Госсельсиндикат (Государственный сельско-хозяйственный синдикат) 國營農業シンヂケート  
 Госспирт (Центральное управление Государственной спиртовой монополии) 國營酒精專賣局  
 Госстрах (Главное управление Государственного страхования) 國立保險局  
 Госторг (Государственная Торгово-Экспорт-Импортная контора при Наркомторг) 國營商事貿易局(内外商業人民委員部附)  
 Государственная дума 國會  
 Государственный капитализм 國家資本主義  
 ГПУ (Государственное Политическое Управление) 國家政治保安部  
 Гражданская война 市民戰爭(國內の戰爭)  
 Гражданский брак 自由結婚(教會によらざる)  
 Грузинская ССР ジョルヂヤ社會主義ソヴェト共和國

„Группа освобождения труда“ 勞働解放團  
 Губ..... 縣.....何々  
 Губком (Губернский комитет) 縣委員會(共產黨の)  
 Губпрофсовет (Губернский Совет профессиональных союзов) 勞働組合縣評議會  
 Губсоюз (Губернское объединение кооперативов) 協同組合縣聯盟  
 ГУВУЗ (Главное Управление Военно-Учебных заведений) 軍事教育總監部  
 ГУС (Государственный Ученый Совет при НКпросе) 全國學者會議(教育人民委員部附)

Д

Дагестанская ССР ダダスタン社會主義ソヴェト共和國  
 Дворец труда 勞働宮殿  
 Двухпалатная система 二院制  
 2/1 Интернационал 第二半インターナショナル  
 19-е февраля 二月十九日(一八六一年農奴解放の日)  
 Девятое января 一月九日事件(一九〇五年の)  
 Декабристы 十二月黨員  
 Декабрьское восстание в Москве 莫斯科十二月一揆(一九〇五年の)  
 Декларация прав трудящегося и эксплуатируемого народа 勞働被搾取民の權利宣言  
 Декрет 法令(命令)  
 Демократический централизм 民主的中央集權主義  
 Детский дом 子供の家(孤兒養育所)  
 Де-юре 正式(外交上の承認の)  
 Диалектический материализм 辯証的唯物論  
 „Дикне“ 無所屬(政治上の)  
 Диктатура 獨裁權  
 Директория 統領政府  
 Дискуссия о профсоюзах 勞働組合問題論争  
 Добролет 義勇飛行協會(略稱)  
 Доброфлот 義勇艦隊協會(略稱)

Доброхим 義勇化學協會(略稱)  
Дом отдыха 休養の家(公立の別荘)  
Домашняя капиталистическая промышленность  
資本主義的家内工業  
Допр (Дом принудительных работ) 強制労働の家、即ち懲役所  
Дорпрофсоюз (Профессиональный союз рабочих и служащих железной дороги) 鐵道従業員労働組合

### Е

Единый сельский налог 農業單一稅  
ЕПО (Единое Потребительское Общество) 單一消費組合

### Ж

Железный закон заработной платы 賃銀鉄則  
Жолтая пресса 黄色新聞  
Желтый Интернационал 黄色インターナショナル  
Желтый союз 黄色労働組合  
Женотдел (Женский отдел ВКП) 全聯邦共產黨婦人部  
Жилищное товарищество 住宅組合

### З

Завком (Заводская Комиссия) 工場委員會  
Западничество 西歐主義  
Заработная плата 労働賃銀  
Захватническая власть 篡奪せる權力(暴壓政權の意)  
Захватническая политика 侵略政策  
ЗБЦК (Заграничное Бюро Центрального Комитета РСДРП) ロシア社會民主労働黨在外中央委員會事務局  
„Земля и Воля“ 土地と自由  
Земотдел (Земельный отдел Исполкома) 執行委員會  
土地部(州、縣、郡などの農務部)  
Земский Собор 地方集會(中世紀の)  
Земство 地方自治會  
ЗСФСР (Закавказская Социалистическая Федеративная Советская Республика) 後高加索社會主義聯邦ソヴェト共和國

### И

Избачитальня 讀書小屋(農村圖書館)  
Избирательная агитация 選舉宣傳  
Избирательная кампания 選舉戰  
Избирательное право 選舉權  
ИККИ (Исполнительный Комитет Коммунистического Интернационала) 共產黨インターナショナル執行委員會  
Интенсивное хозяйство 集約經營  
Интервенция 干涉(出兵等による)  
Интернационал красных профсоюзов (Профинтерн) 赤色國際労働組合(プロフインテルン)  
Исполбюро (Исполнительное бюро) 執行事務局  
Исполком (Исполнительный комитет) 執行委員會  
Исполнительная власть 執行權力(政權)  
Исторический материализм 史的唯物論  
Истпарт (Комиссия по изучению истории ВКП) 全聯邦共產黨史料調査委員會  
Июльский дни 七月事變(一九一七年の)

### К

Кабардино-Балкарская автономная область カバルダノ・バルカル自治州  
Кабинет министров 內閣  
Кадеты 立憲民主黨員(カデット)  
К. Д. (Конституционно-демократическая партия) 立憲民主黨  
Калмыцкая автономная область カルムイク自治州  
Камера труда (палата труда) 職業紹介所  
Капиталистическое накопление 資本主義的蓄積  
Карательные отряды 懲罰隊(帝制時代罷業鎮壓などに向つた)  
Карельская Трудовая Коммуна カレリヤ労働コンミュン  
Касса взаимопомощи 互助基金部(労働組合などの)  
Касса больничная 傷病基金部(全上)  
Касса страховая 保險基金部(全上)  
Киргизская ССР キルギス社會主義ソヴェト共和國

Классовое самосознание 階級的自覺(自意識)  
Коллективный договор 團體契約  
Колхозы (Коллективные хозяйства, сельскохозяйственные коммуны, артели) 共同經營(共產農業その他)  
Комбеды (Комитеты деревенской бедноты) 貧農委員會  
Коминтерн (Коммунистический Интернационал) 共產黨インターナショナル  
Коминтерн Молодежи или Коммунистический Интернационал Молодежи 共產黨インターナショナル青年同盟  
Комиссар 執政官  
Комвуз (Коммунистические высшие учебные заведения) 共產黨高等教育機關  
Компартия (Коммунистическая партия) 共產黨  
Коммунистический Манифест 共產黨宣言  
Комсомол (Коммунистический Союз Молодежи) 共產黨青年同盟  
Комхоз (Коммунальное хозяйство) 共產經營(又は公共團體經營)  
Конституционная монархия 立憲君主制  
Контр-революция 反革命  
Конференция принцевх островах プリンス島會議  
Концентрация производства 生産の集中  
Концентрация капитала 資本の集中  
Красная гвардия 赤衛隊  
Красная армия 赤軍  
Красный директор 赤色支配人  
Крепостное право 農奴所有權  
Крестинтерн (Красный крестьянский интернационал) 赤色國際農民組合(クレストインテルン)  
Крестком (Комитет крестьянской взаимопомощи) 農民互助委員會  
Кризис ножицы 缺形恐慌  
Крымская автономная ССР クリミア自治社會主義ソヴェト共和國  
Кустарная промышленность 手工業

КУНМЗ (Коммунистический Университет Национальных Меньшинств Запада) 西方少数民族共產黨大學  
КУТВ (Коммунистический Университет Трудящихся Востока) 東洋勤勞者共產黨大學

Л

Латифундия 大領地  
Легальный марксизм 合法的マルクス主義  
Ленинский угол 列宁室  
Ленский расстрел レナ射殺事件  
„Либер-даны“ „リーベル・ダン”派(リーベル及びダンの率いるメンシェヴィキの一派)  
Лига нации 國際聯盟  
Ликвидаторство 清算主義  
Ликвидаторы 清算主義者  
Ликвидация безграмотности 文盲者退治

М

Майский праздник (1-го мая) 五月一日祭(メーデー)  
Малый совнарком 小人民委員會議  
Материализм 唯物論  
Межрайонцы („Междурайонная организация объединенных с.д.“) 社會民主黨各區(ペトログラードの)聯合派  
Межсовпроф (Международный Совет Профсоюз) 勞働組合國際會議(赤色國際勞働組合の前身)  
Мелкая промышленность 小工業  
Меньшевики-активисты メンシェヴィキ積極派  
Меньшевики-интернационалисты メンシェヴィキ・インターナционаリスト  
Местком (Местный комитет) 現地委員會  
Местная советская власть 地方ソヴェト權力(官憲)  
МКХ (Московское коммунальное хозяйство) モスクワ公共團體(縣廳に代る名稱)  
МОЗО (Московский Земельный Отдел) モスクワ・ソヴェト農務部  
МОНО (Отдел Народного Образования Московского Совета) モスクワ・ソヴェト教育部  
Монополия внешней торговли 貿易國有

МОПР (Международное Общество Помощи Борцам  
Революции) 國際革命戰士救援會  
МСПО (Московский Союз Потребительных Обще-  
ств) モスクワ消費組合同盟  
МТБ (Московская Товарная Биржа) モスクワ商品取引所  
МУНИ (Московское Управление Недвижимыми  
Имуществами) モスクワ不動産管理部  
Муниципализация земли 土地公有化

## Н

Нарком (Народный Комиссар) 人民委員(各省の大臣に當る)  
Наркомат (Народный Комиссариат) 人民委員部(各省に  
あたる)  
Народовольцы 人民の意志派  
, Народная Воля“ 人民の意志”(團)  
Народники-коммунист 人民派—共產主義者  
Народничество 人民主義  
Народный Комиссариат (Наркомат) 人民委員部  
Нарсуд (Народный суд) 人民裁判所(ソヴェト最下級裁判機關)  
Наркомвнешторг (Народный Комиссариат внешней  
торговли) 貿易人民委員部(現在は内外商業人民委員部)  
Наркомвнудел (Народный Комиссариат внутренних  
дел) 内務人民委員部  
НКЗдрав (Народный Комиссариат здравоохранения)  
保健人民委員部  
НКЗем (Народный Комиссариат земледелия) 農務  
人民委員部  
Наркомвоенмор (Народный Комиссариат по воен-  
ным и морским делам)  
НКИД—Наркоминдел (Народный Комиссариат по  
иностранным делам) 外務人民委員部  
НКПТ—Наркомпочтел (Народный Комиссариат  
почт и телеграфов) 郵電人民委員部  
Наркомпрос (Народный Комиссариат просвещения)  
教育人民委員部  
НКПС (Народный Комиссариат Путей Сообщения)  
交通人民委員部

НКРКИ (Народный Комиссариат рабоче-крестьян-  
ской инспекции) 勞農監督人民委員部  
НКСО (Народный Комиссариат Социального Обес-  
печения) 社會保障人民委員部  
Наркомтруд (Народный Комиссариат Труда)  
勞働人民委員部  
Наркомфин (Народный Комиссариат финансов)  
財務人民委員部  
Наркомюст (Народный Комиссариат юстиции)  
司法人民委員部  
Натуралог (натуральный налог) 現物税  
Национализация 國有化  
Национализация банков 銀行國有化  
„Ножницы“ 剪刀形(恐慌)  
Н.С (Энесы)—Народный Социалисты 國民社會黨員  
НЭП (Новая Экономическая Политика) 新經濟政策  
Непман 新經濟政策成金

## О

Оборонцы 防衛派(祖國主義的)  
Оборотный капитал 流動(運轉)資本  
Общественные работы 社會事業  
Община поземельная 土地共有體  
Обуховская оборона オブホフ防衛  
Обязательное страхование рабочих 勞働者義務保險(雇  
主の支拂ふ)  
ОГПУ (Объединенное Государственное Политическое  
Управление) 統合國家政治保安部  
Октябристы 十月黨  
Октябрьская забастовка 十月罷業(一九〇五年の)  
Октябрьская революция 十月革命(一九一七年十一月七日  
の革命—舊曆十月廿五日)  
Оргбюро (Организационное бюро) 組織部(共產黨の)  
Ортодоксальный марксизм 正統マルクス主義  
Основной капитал 基礎資本  
Основные законы 基礎法又は根本法(即ち憲法)

Отделение церкви от государства 國家と教會の分離政  
教分立)  
Охранные отделения 保安部(帝制時代の政治運動取締機關)

## II

Панславизм 汎スラヴ主義  
Парижская Коммуна 巴黎コンミュン  
Партшкола (Партиная школа) 共產黨學校  
Пассивное избирательное право 被選舉權  
Партконференция 黨會議  
Партсъезд 黨大會  
Патриархальная община 族長制社會(酋長制度)  
Пацифизм (小アルジュア的) 平和主義  
Первобытный коммунизм 原始共產制  
Первоначальное накопление 初期蓄積  
Перепроизводство 生産過剩  
Переменный капитал 可變資本  
Политбюро 政治部(共產黨の)  
Перманентная революция 永久革命(又は不斷革命)  
Петербургский Совет рабочих и солдатских де-  
путатов 彼得ブルグ勞兵會議  
Плановое хозяйство 計劃經濟  
Подходный налог 所得稅  
Постоянный капитал 不變資本  
Потребительская кооперация 消費協同組合  
Президиум 幹部會  
Прибавочная стоимость 剩餘價值  
Прибыль 利潤  
Примирительное разбирательство 協調審査局(勞働人民  
委員部附)  
Принудительные работы 強制勞働(懲役)  
Принцип относительности 相對性原理  
Провокатор 煽情者(スパイ等の)

Продразверстка 食糧徵發制度  
Прозпропаганда (производственная пропаганда)  
生産宣傳  
Промбанк (промышленный банк) 工業銀行  
Промбюро (промышленное бюро) 産業ビュロー  
Промышленный капитализм 工業資本主義  
Пропорциональная система выборов 比例制選舉  
Профессиональные союзы 勞働組合(即ち職業同盟)  
Профинтери (Красный Интернационал профес-  
сиональных союзов) (赤色國際勞働組合)  
Профшкола (Профессиональная школа) 工場徒弟學校  
ПУР (Политическое управление при Реввоенсовете  
Республики) 革命軍事會議政治部

## Р

Рабкооп (Рабочая кооперация) 勞働者協同組合  
Рабкор (Рабочий корреспондент) 勞働者通信員  
Рабкрин (Рабоче-крестьянская инспекция) 勞農監督部  
„Рабочая оппозиция“ 勞働者反對派  
Рабпрос (Профессиональный союз работников про-  
свещения) 教職員勞働組合  
Рабфак (Рабочий факультет) 勞働者豫備學校  
Равноправие женщин 婦人平等權  
Райсовет (Районный совет) 區ソヴエト  
РАХН (Российская Академия Художественных  
Наук) ロシア美術學士院  
РВТП (Российская Восточная Торговая Палата)  
ロシア東方商業會議所  
Реввоенсовет (Революционный военный совет)  
革命軍事會議  
Ревком (Революционный комитет) 革命委員會  
Резервная рабочая армия 勞働者豫備軍  
Рента земельная 地代  
РКИ (Рабоче-Крестьянская Инспекция)  
РКК (Рабоче-Крестьянская Армия) 勞農軍



РКП (Российская Коммунистическая Партия)  
ロシア共産黨 (現在は ВКП と改稱)  
РОКК (Российское Общество Красного Креста)  
ロシア赤十字社  
Роста (Российское телеграфное агентство) ロシア電  
報通信社  
Руки прочи от России ロシアから手を放せ (解放の意)  
РСДРП ロシア社会民主労働黨  
РСФСР (Российская Социалистическая Федератив-  
ная Советская Республика) ロシア社会主義聯邦ソ  
ヴェト共和国

### С

Сахаротрест 砂糖トラスト  
Сберкассы (Сберегательная касса) 貯金局  
СД (Социал-демократы) 社会民主黨員  
„Северный союз русских рабочих“ 北露労働者同盟  
С'езды ВКП 全聯邦共産黨大會  
С'езды советов ソヴェト大會  
Селькор (Сельский корреспондент) 農民通信員  
Сельскохозяйственная кооперация 農業協同組合  
Сельсовет (Сельский совет) 村ソヴェト  
Серп и Молот 鎌と鎚 (ソヴェト聯邦の國章)  
Смешанное общество 合辦會社  
СНХ (Совет Народного Хозяйства) 國民經濟會議  
Совет национальностей 民族會議  
Советская власть ソヴェト權力 (政權)  
Советы рабочих депутатов 労働者代表ソヴェト  
Советская республика ソヴェト共和国  
Совхозы (Советское крупное земледельческое хозяй-  
ство) ソヴェト經營大規模農業  
Социализация земли 土地社會化  
Социалисты-революционеры (С.Р или Эсеры)  
社会革命黨員  
„Союзы борьбы за освобождение рабочего класса“  
労働階級解放闘争同盟  
Союзы городов 都市聯盟

Спец (Специалист) (ソヴェト機關に任用されたる) 専門家  
Спортистерн 赤色國際體育協會  
ССР (Советская Социалистическая Республика)  
.....ソヴェト社会主義共和国  
СССР (Союз Советских Социалистических Респуб-  
лик) ソヴェト社会主義共和国聯邦  
Стенгазета (Стенная газета) 壁新聞  
СТО (Совет Труда и Оборона) 労働及防衛會議  
Стоимость 價値  
Субботник 土曜労働デー

### Т

Таварный рубль 商品ルーブル  
Тарифная сетка 賃率網  
Тарифное соглашение 賃銀協定  
ТАСС (Телеграфное Агентство Советского Союза)  
ソヴェト聯邦電報通信社  
Татарская автономная ССР 塔タール自治社会主義ソヴェ  
ト共和国  
Теория трудовой ценности 労働價値論  
Торговый капитализм 商業資本主義  
Торгпред (Торговый представитель) 通商代表  
Торгпредство (Торговое представительство) 通商代  
表部  
Третье сословие 第三階級  
Труддисциплина 労働規律  
Трудовая Коммуна немцев Поволжья ドイツ人労働  
コミュン (沿ヴォルガ)  
Туркестанская Автономная ССР トルキスタン自治社会  
主義ソヴェト共和国  
Туркменская ССР トルコメン社会主義ソヴェト共和国

### У

Узбекская ССР ウズベク社会主義ソヴェト共和国  
УИК (Уездный Исполнительный Комитет) 郡執行委員會  
Уком (Уездный комитет) 郡委員會 (共産黨の)  
Ультра-левый (Крайний левый) 極左翼

Ультиматист 最後通牒派  
УССР (Украинская ССР) ウクライナ社会主義ソヴェト共和国  
Учредительное собрание 憲法會議

Ф

Фабзавком (Фабрично-заводский комитет) 工場製作所委員會  
Фабричное законодательство 工場立法  
Финансовый капитал 金融資本  
Фининспектор 會計検査官  
ФОН (Факультет Общественных Наук) 社会科学科

Ц

ЦАТО (Центральное Акционерное Торговое Общество) 中央商事株式会社(全聯邦の)  
Цекист 中央委員(略稱)  
Центросоюз (Всесоюзный Центральный Союз Потребительских обществ) 全聯邦消費組合中央同盟  
ЦИК (Центральный Исполнительный Комитет) 中央執行委員會  
ЦИТ (Центральный Институт Труда) 中央勞働研究所  
ЦК (Центральный Комитет) 中央委員會  
ЦК ВКП (Центральный Комитет Всесоюзной Коммунистической Партии) 全聯邦共產黨中央委員會  
ЦКК ВКП (Центральная Контрольная Комиссия ВКП) 全聯邦共產黨中央統制委員會  
ЦК Рабис (ЦК профсоюза работников искусств) 藝術從業員組合中央委員會  
ЦКУБУ (Центральная Комиссия по Улучшению Быта Ученых при Совнаркоме) 學者生活改善協會(人民委員會議附)  
ЦО (Центральный орган) 中央機關紙  
ЦРК (Центральный комитет Рабочих Кооперативов) 勞働者協同組合中央委員會  
ЦСУ (Центральное Статистическое Управление) 中央統計院  
ЦУМОР (Центральное Управление Морского Транспорта при НКПС) 交通人民委員部海運局

ЦУМТ (Центральное Управление Местного Транспорта при НКПС) 交通人民委員部地方運輸局  
ЦУПВОСО (Центральное Управление Военных Сообщении) 野戰交通本部  
Цурек (Центральное управление речного транспорта) 交通人民委員部河川運輸局

Ч

Черносотенцы 黑百人組(極右反動派の意味)  
„Черный переделцы“ 土地改革派(ブレハノフの組織せる)  
Чистка партии 清黨  
ЧК (Чрезвычайная Комиссия) 非常委員會

Э

„Экономизм“ 經濟主義  
„Экономист“ 經濟主義者(經濟學者と同語にして意味を異にする)  
Экономсовет или ЭКОСО (Экономический совет) 經濟評議會(各縣にあり)  
Экономическое совещание при СНК 人民委員會議附經濟評議會  
Экстенсивное хозяйство 粗笨經營  
Электрификация России ロシア電化  
Эмпириокритицизм 經驗批判論  
Эмпириомонизм 經驗一元論  
„Эпоха доверия“ или „Эпоха весны“ 「信頼の時代」または「春の時代」  
„Эсдеки (Социал-демократы) 社會民主黨員  
Эсеры (Социалисты-революционеры) 社會革命黨員  
ЭТЦР (Электро-Технический Трест Центрального Района) 中部地方電機工業トラスト

Ю

„Южно-русский рабочий союз“ 南露勞働者同盟  
Юный пионеры 赤色少年團  
ЮРТ (Южный Рудный Трест) 南露礦業トラスト

Якутская автономная ССР ヤクーツク自治社会主義ソヴェト共和国  
Ячейка 細胞(又は班)

### 編纂上の主なる参考書目

1. Настольный энциклопедический словарь-справочник.
2. Популярный политсловарь.
3. Статистический справочник СССР (1928 г.).
4. Малая энциклопедия по международному профдвижению (1928 г.)
5. Схемы конституции СССР и союзных республик.
6. Народное хозяйство СССР.
7. Советская конституция.
8. Справочная книжка журналистов.
9. Контрольные цифры народного хозяйства.

その他。

昭和三年八月二十五日印刷  
昭和三年八月三十日發行

定價金貳圓

編輯兼發行所  
ロシヤ問題研究所

東京市牛込區山吹町一九八番地

印刷人  
澁谷親平

東京市牛込區山吹町一九八番地



印刷所  
高瀬印刷所

發賣所  
東京市牛込區  
鶴卷町四七一  
希 望 閣

振替東京六七五一九

992  
319

終